

お年寄り

便

利

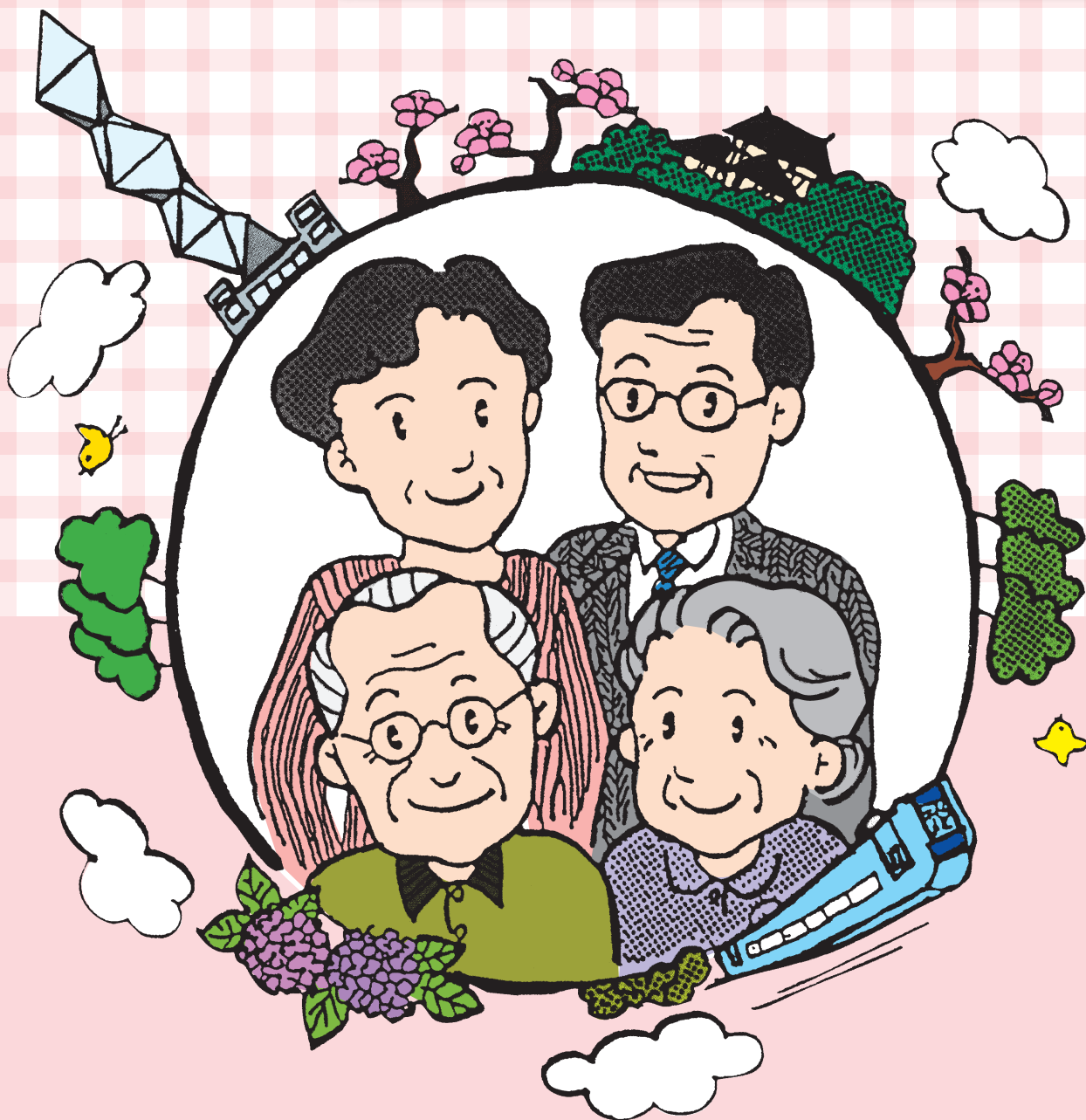
帳

みとちゃん



令和7年度版

サービス利用の手引き



水戸市

……… 元気な明日を目指す健康都市宣言 ………

人生100年時代を迎える中、生き生きと人生を楽しみ、生涯を通じて健やかに過ごすためには、こころも体も健康であることが大切です。

そのため、わたしたちは、子どもから大人まで、自ら進んで健康的な生活習慣を身につけるとともに、自分らしく、生きがいを持って生活するよう心がけます。そして、家族や友人、地域みんなで互いに声をかけ合いながら、健康に対する意識を高め、健康づくりの輪を広げていきます。

ここに、中核市移行にあたり、快適な環境の中で、笑顔にあふれ、元気に暮らせるまちの実現に向け、水戸市を「元気な明日を目指す健康都市」とすることを宣言します。

令和2年4月1日

水戸市

中核市移行を機に、市民一人一人が主体的に健康の維持・増進に努めるとともに、社会全体で市民の健康づくりをサポートする機運を育むため、水戸市を「元気な明日を目指す健康都市」とすることを宣言しました。

みなさんも、元気に毎日を過ごせるよう、「**元気な明日を目指す7つの取り組み**」を参考に、自分ならではの健康習慣づくりに取り組んでみてください。



◆◆◆ 元気な明日を目指す7つの取り組み ◆◆◆

- 1 自分の体力に応じた運動やスポーツに取り組みます。
- 2 地元食材を取り入れたバランスの良い食事をとります。
- 3 定期的に健康診断を受診し、病気の予防や早期発見・早期治療に努めます。
- 4 ていねいに歯をみがき、定期的に歯科健診を受診します。
- 5 禁煙や適度な飲酒量を心がけます。
- 6 積極的に生きがいを見つけます。
- 7 十分な睡眠とストレスの解消に努め、こころにゆとりのある生活を送ります。



目 次

高齢者サービスの流れ	1
第1章 介護保険	2
1 介護保険について	2
2 水戸市の介護保険料について	2
(1) 65歳以上の方の保険料(第1号被保険者)	2
(2) 40～64歳の方の保険料(第2号被保険者)	4
3 要介護(要支援)認定について	5
4 介護保険で受けられるサービス	6
要介護1～5の方へのサービス(介護サービス)	6
(1) 居宅介護支援	6
(2) 居宅サービス	6
① 訪問介護(ホームヘルプサービス)	6
② 訪問入浴介護	6
③ 訪問看護	6
④ 訪問リハビリテーション	7
⑤ 通所介護(デイサービス)	7
⑥ 通所リハビリテーション(デイケア)	7
⑦ 居宅療養管理指導	7
⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)	7
⑨ 短期入所療養介護	7
⑩ 福祉用具貸与	8
⑪ 特定福祉用具購入	8
⑫ 住宅改修	8
⑬ 特定施設入居者生活介護	8
(3) 地域密着型サービス	9
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9
② 夜間対応型訪問介護	9
③ 地域密着型通所介護	9
④ 小規模多機能型居宅介護	9
⑤ 認知症対応型通所介護	9
⑥ 認知症対応型共同生活介護	9
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)	10
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	10
(4) 施設サービス	10
① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	10
② 介護老人保健施設(老人保健施設)	10
③ 介護医療院	10
要支援1・2の方へのサービス(介護予防サービス)	11
(1) 介護予防支援	11
(2) 介護予防サービス	11
① 介護予防訪問入浴介護	11
② 介護予防訪問看護	11
③ 介護予防訪問リハビリテーション	11
④ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	11

⑤ 介護予防居宅療養管理指導	11
⑥ 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	12
⑦ 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	12
⑧ 介護予防福祉用具貸与	12
⑨ 特定介護予防福祉用具購入	12
⑩ 介護予防住宅改修	12
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	13
(3) 地域密着型介護予防サービス	13
① 介護予防認知症対応型通所介護	13
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	13
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	13
5 介護サービスの利用料	14
(1) 利用者負担	14
(2) 利用者負担の減額制度	15
① 自己負担が高額になったとき「高額介護サービス費」	15
② 自己負担が高額になったとき「高額医療合算介護サービス費」	16
③ 社会福祉法人が提供するサービスの自己負担の減額	17
④ 介護保険施設(短期入所を含む)での食費と居住費(滞在費)の負担限度額	18
6 介護サービス情報の公表	19

第2章 介護予防・日常生活支援総合事業 20

1 サービス・活動事業	20
① 介護予防ケアマネジメント	21
② 訪問型サービス	21
③ 通所型サービス	21
2 一般介護予防事業	22
① 元気アップ・ステップ運動教室	22
② いきいき健康クラブ	22
③ シルバーリハビリ体操教室	23
④ シニアライフ講座	23
⑤ 認知症スクリーニング検査	23
⑥ 介護予防講座	24
⑦ シルバーリハビリ体操指導士養成	24

第3章 介護保険以外のサービス 25

1 高齢者福祉サービス	25
① 軽度生活援助事業	25
② 高齢者等短期宿泊事業(ショートステイ)	25
③ 在宅見守り安心システム	26
④ 認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成	26
⑤ 行方不明高齢者等 SOS ネットワーク	26
⑥ 認知症高齢者等おでかけあんしん保険事業	27
⑦ 白内障補助眼鏡等の購入費用助成	27
⑧ 家族介護用品の給付	27
⑨ 日常生活用具の給付	28
⑩ 生活支援配食サービス	28
⑪ 愛の定期便	28

⑫ はり・きゅう・マッサージ施術費の助成	28
⑬ さわやか理美容	29
⑭ 介護予防住宅改善費の助成	29
⑮ 通院等支援サービス事業	29
⑯ 訪問ふとん乾燥サービス	30
⑰ 福祉・家事援助サービス	30
⑱ 日常生活自立支援事業	30
⑲ 成年後見制度	31
⑳ 障害者控除のための認定	31
㉑ 在宅高齢者訪問歯科相談	31
2 施設福祉サービス	32
① 養護老人ホーム	32
② ケアハウス	32
③ 有料老人ホーム	32
3 福祉手当	32
外国人福祉手当	32
4 保健サービス	33
① こころの健康に関する相談	33
② ひきこもりに関する相談・教室	33
③ 健康診査・各種がん検診等	33
④ 成人健康相談	33

第4章 社会参加 35

① いきいき交流センター	35
② 内原高齢者センター	36
③ 高齢者が入場無料の施設	36
④ 高齢者クラブ（みとハピ）	36
⑤ シルバー人材センター	37
⑥ 認知症サポーター養成	37
その他の事業	
① 高齢者お祝金	37
② 福寿のつどい	37
③ 金婚祝賀会	37
④ いばらき高齢者優待制度（いばらきシニアカード）	38
⑤ 高齢運転者運転免許自主返納サポート事業	38
⑥ 福祉のマーク	39

第5章 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 40

事業内容	40
相談事業	40
不動産担保型生活資金貸付事業（リバースモーゲージ）	40

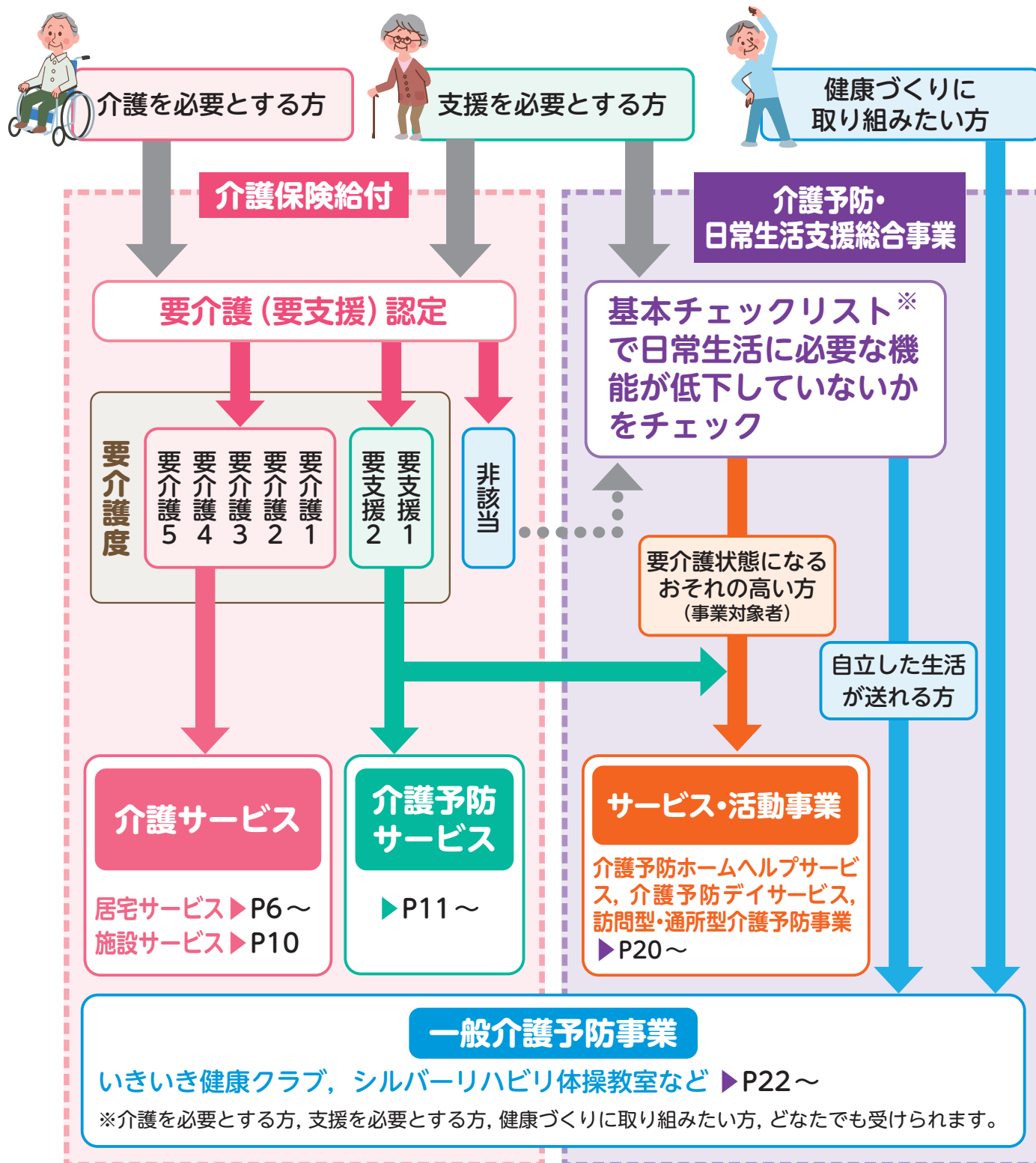
第6章 相談窓口 41

1 水戸市地域包括支援センター	41
2 認知症に関する相談	44
① 水戸市医師会物忘れ相談医	44
② 認知症のひと家族の会	48

③ 認知症疾患医療センター	48
④ 認知症カフェ	49
3 介護保険に関する相談	50
4 その他の相談窓口	50
① 市民相談室	50
② 消費生活相談	51
③ 障害者の生活に関する相談	51
④ くすりの相談室	51
⑤ 年金相談	52
⑥ 特設無料人権相談所	52
⑦ 福祉用具の展示・相談	52
⑧ 茨城県おとな救急電話相談(#7119)	53
第7章 後期高齢者医療制度	54
1 後期高齢者医療制度について	54
2 後期高齢者医療制度の被保険者となる方	55
3 後期高齢者医療保険料の決めかた	55
4 後期高齢者医療保険料の納めかた	56
5 医療機関にかかるとき	57
6 水戸市に届け出や手続きが必要なとき	59
(1) 被保険者が亡くなられたとき	59
(2) 交通事故などにあったとき	59
(3) 転入・転出等があったとき	59
第8章 身体障害者手帳等をお持ちの方へ	60
① 住宅改造費の助成	60
② 補装具と日常生活用具	60
③ 移動支援事業	61
④ タクシー料金の助成(福祉タクシー)	61
⑤ リフトタクシーの運行	61
第9章 いばらき身障者等用駐車場利用証制度	62
1 利用証の申請・交付窓口	62
2 利用証の交付対象となる方	63
3 申請方法	63
第10章 災害時避難行動要支援者制度	64
付録 1 高齢福祉関連用語について	66
付録 2 水戸市内の介護保険サービス事業所一覧	69
付録 3 水戸市内の介護保険以外の施設一覧	85
付録 4 主な問合せ先一覧	86

高齢者サービスの流れ

住み慣れた場所でいつまでも健康に過ごせるよう、水戸市ではさまざまなサービスを用意しています。ご希望や状態に応じて利用できるサービスの手続きが異なりますが、ここではサービスの大きな流れを紹介します。



介護保険以外のサービス ▶ P25～

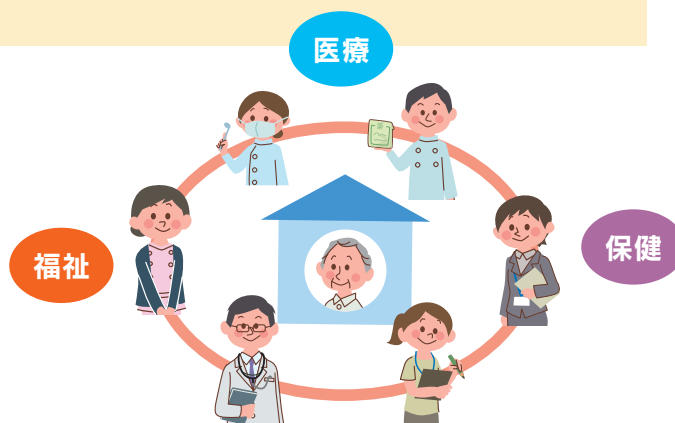
※介護保険以外のサービスは、各サービスで対象者の条件が違います（要介護度などの身体的条件、所得などの経済的條件、ひとり暮らしなどの社会的条件等）。

※基本チェックリスト：生活機能の低下を発見するための25項目の質問です。

第1章 介護保険

1 介護保険について

介護保険は、ねたきりや認知症などで介護を必要とする方が、自立した生活が送れるよう、また、家族の介護の負担を少しでも軽減できるよう、介護を社会全体で支え、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に受けられる制度です。



2 水戸市の介護保険料について

介護保険を運営するための保険料は、40歳以上の方が納めます。

介護保険料の使われ方は？

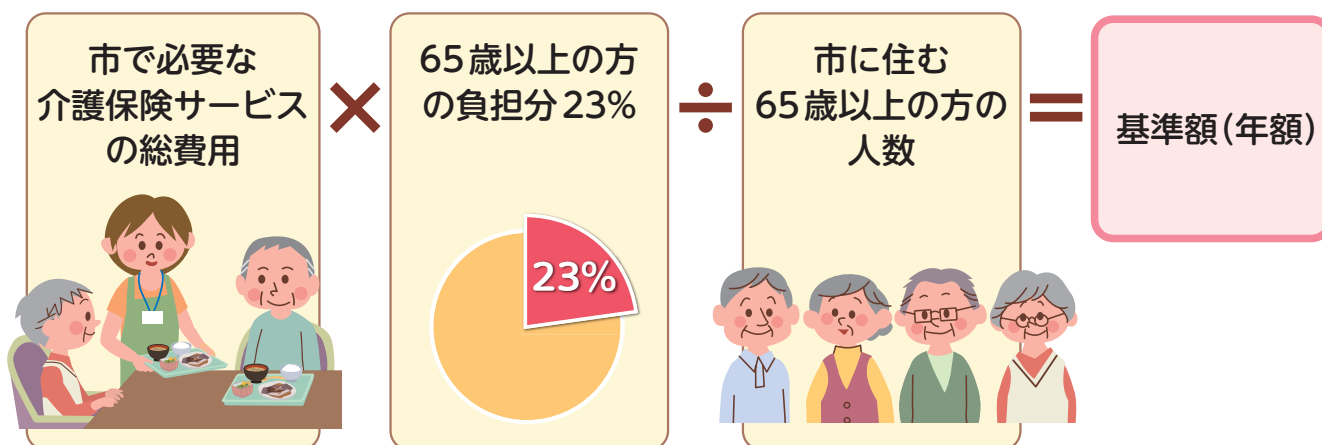
皆さんに納めていただく保険料は、「介護や支援が必要である」と認定された方が利用する介護サービスの費用などをまかなうために使われます。また、介護が必要な状態になることを予防し、自立した生活をできるだけ長く維持することを目的とした事業（一般介護予防事業）にも活用されています。65歳以上の方はどなたでも利用できますので、ぜひご参加ください。



(1) 65歳以上の方の保険料 (第1号被保険者)

65歳以上の方の介護保険料は、市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方





あなたの介護保険料を確認しましょう

水戸市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 6,100 円（月額）

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて13段階に分かれます。

令和6年度改正点

①所得段階の増設（第13段階） ②第1～第3段階、第10段階以上の保険料の変更

● 所得段階別介護保険料

所得段階	対 象 者		基準額に 対する割合	月額保険料 (年額保険料)
	生活保護を受給している方			
第1段階	本人が住民税非課税	老齢福祉年金受給者 ^{注1}	0.285	1,740円 (20,880円)
		本人の公的年金等収入額 ^{注2} とその他の合計所得金額 ^{注3} の合計が80万9千円以下		
第2段階		本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下	0.485	2,960円 (35,520円)
第3段階		本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	0.685	4,180円 (50,160円)
第4段階		世帯内課税者あり	0.9	5,490円 (65,880円)
第5段階				
		本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円超	基準額	6,100円 (73,200円)
第6段階	本人が住民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満	1.2	7,320円 (87,840円)
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	7,930円 (95,160円)
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	9,150円 (109,800円)
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.7	10,370円 (124,440円)
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.9	11,590円 (139,080円)
第11段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.1	12,810円 (153,720円)
第12段階		本人の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満	2.4	14,640円 (175,680円)
第13段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上	2.7	16,470円 (197,640円)

注1 老齢福祉年金：明治44（1911）年4月1日以前に生まれた方などで、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

注2 公的年金等収入額：障害年金や遺族年金を除く税法上課税の対象となる公的年金です。

注3 その他の合計所得金額：地方税法に規定する合計所得金額から、公的年金等に係る所得を控除した額で、土地売却等に係る所得については、同法の規定による特別控除後の額です。また、第1～5段階に区分される方で給与収入がある場合には、給与所得から10万円を控除します。

介護保険料の納め方

65歳以上の方の保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分かれます。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きになります。

※老齢福祉年金は天引きの対象となりません。

普通徴収

年金が年額18万円未満の方などは、市から送付される納入通知書や口座振替で納めます。

口座振替が便利です

①納入通知書②通帳③通帳印を持って、口座のある市内の金融機関窓口で手続きできます。

※市外の金融機関や、市役所窓口で手続きする場合は、お問い合わせください。

口座振替は、①か②のどちらかの方法でお手続きができます。

①市内の金融機関窓口で納入通知書、通帳、通帳印をお持ち下さい。
②介護保険課窓口でキャッシュカードをお持ち下さい。

こんなときは、一時的に普通徴収になります。



● 65歳になったとき

● 他の市区町村から転入したとき

● 所得段階が変更になったとき

● 年金が一時差し止めになったとき

など

(2) 40～64歳の方の保険料(第2号被保険者)

加入している医療保険によって決め方、納め方が違います。

医療保険の種類

決め方

納め方

国民健康保険の方

所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の健康保険の方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

介護保険料の納め始めは？

● 40歳になる方…誕生日の前日の属する月の分から、第2号被保険者としての保険料を納めます。

● 65歳になる方…誕生日の前日の属する月の分から、第1号被保険者としての保険料を納めます。

<例>

● 8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から

● 8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から

保険料を滞納すると

災害など、特別な事情がないにもかかわらず、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付の一時差し止めや、利用者負担が3割または4割となる措置がとられます。保険料は忘れずに納期限までにお納めください。

◆ 問合せ先

介護保険課 ☎ 232-9194 (保険係)





3 要介護（要支援）認定について

介護保険のサービスを利用するためには、どれくらいサービスが必要な状態であるかを判断する「要介護（要支援）認定」を受けることが必要です。

要介護（要支援）認定申請からサービス利用までは、次のような流れになっています。

申請



申請窓口は

①介護保険課 ②赤塚出張所 ③常澄出張所 ④内原出張所 です。

●居宅介護支援事業所（事業所一覧▶P69～）

●高齢者支援センター（▶P43）

●介護保険施設（▶P10（4）①～③）でも申請の代行ができます。

要介護（要支援）認定

●認定調査

調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などを調査します。

●主治医の意見書

主治医が意見書を作成します。

●一次判定

認定調査の結果などをコンピューターにより判定します。

●二次判定（認定審査）

介護認定審査会で、一次判定の結果、主治医意見書などをもとに要介護状態区分を判定します。



結果通知

認定結果は、申請から原則30日以内に通知します。

認定された要介護状態区分に応じて、利用できるサービスや月々の利用限度額が決まります。

要介護1～5

要支援1・2

非該当

介護サービス（▶P6～）を利用できます。

居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成します。

※施設サービスを受ける場合は、施設でケアプランを作成します。

介護予防サービス（▶P11～）
または**サービス・活動事業（▶P20～）**を利用できます。

地域包括支援センターの職員等が介護予防ケアプランを作成します。

「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた方

サービス・活動事業

（▶P20～）を利用できます。

※引き続きサービスを利用する場合には、認定の有効期間が終了する前に「更新」の申請手続きが必要です。更新の申請は、有効期間が終了する60日前からできますので、被保険者証に記載されている有効期間をご確認ください。

※認定の有効期間中であっても、利用者の心身の状態が変化した場合には、「区分変更」の申請ができます。

◆問合せ先 介護保険課 ☎ 232-9147（認定係）

4 介護保険で受けられるサービス

介護保険で受けられるサービスは、**要介護1～5の方へのサービス（介護サービス）**と**要支援1・2の方へのサービス（介護予防サービス）**です。

※ **費用** の額は各サービスの目安です。このほかに、サービス内容による加算、居住費、食費、日常生活費等がかかる場合があります。

※原則として、費用の1割、2割または3割が自己負担となります。

要介護1～5の方へのサービス（介護サービス）

ケアプランの作成・相談

(1) 居宅介護支援

介護保険を利用するときに、適切なサービスが受けられるように、居宅介護支援事業所がサービスを提供する事業所と利用者の橋渡しをします。居宅介護支援事業所は、市の指定を受けて、利用者から相談を受けたり、各事業者との調整を図る「ケアマネジャー（介護支援専門員）」を配置しています。

介護保険のサービスは、原則として利用者と相談のうえケアマネジャーが作成した「ケアプラン」に基づき実施されます。

居宅介護支援事業所は、利用者が自由に選ぶことができます。

● 居宅介護支援事業所一覧（▶ P69～）



ケアプランの作成および相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します）

自宅を中心にサービスを利用する

(2) 居宅サービス

自宅で生活しながら利用できるサービスです。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーの訪問を受け、身体介護や生活援助を受けられます。

費用	身体介護中心	20分以上30分未満利用の場合	2,610円	※利用する時間によって異なります。
	生活援助中心	20分以上45分未満利用の場合	1,915円	

② 訪問入浴介護

移動入浴車などの訪問を受け、入浴サービスを受けられます。

費用	1回	13,546円
----	----	---------

③ 訪問看護

看護師などの訪問を受け、医師の指示に基づく看護サービスを受けられます。

費用 30分未満利用の場合

訪問看護ステーションから（1回）	5,039円
病院または診療所から（1回）	4,269円





④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの訪問を受け、医師の指示に基づくリハビリテーション（機能回復訓練）を受けられます。

費用	1回	3,249円
----	----	--------

⑤ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事、入浴、レクリエーションなどの介護サービスを日帰りで受けられます。

費用 7時間以上8時間未満の利用の場合（1回）

要介護 1	6,876円
要介護 2	8,119円
要介護 3	9,405円
要介護 4	10,690円
要介護 5	11,996円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。



⑥ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院などで、食事、入浴、リハビリテーションなどの介護サービスを日帰りで受けられます。

費用

7時間以上8時間未満の利用の場合（1回）

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

要介護 1	8,039円
要介護 2	9,526円
要介護 3	11,035円
要介護 4	12,818円
要介護 5	14,548円



⑦ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師薬剤師などの訪問を受け、療養上の管理・指導を受けられます。

費用

医師が行う場合 （月2回まで）	5,150円
--------------------	--------

※訪問する者の資格や訪問回数によって異なります。

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間宿泊して、食事、入浴などのサービスを受けられます。

費用 1日

要介護 1	6,361円～
要介護 2	7,089円～
要介護 3	7,859円～
要介護 4	8,598円～
要介護 5	9,326円～

※費用は居室の種類等によって異なります。

⑨ 短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院に短期間宿泊して、医学的管理のもと、介護やリハビリテーションを受けられます。

費用 1日

要介護 1	7,868円～
要介護 2	8,370円～
要介護 3	9,028円～
要介護 4	9,593円～
要介護 5	10,146円～

※費用は施設や居室の種類等によって異なります。



⑩ 福祉用具貸与

下記の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。

- ① 手すり
- ② スロープ
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ
(松葉づえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品
(クッション、電動補助装置等)

- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品
(サイドレール、マットレス、
スライディングボード等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器
(起き上がり補助装置を含む)
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
(離床センサーを含む)

- ⑫ 移動用リフト
(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段
差解消機、階段移動用リフトを含む)
- ⑬ 自動排せつ処理装置



※ 要支援1・2及び要介護1の方が⑤～⑬を利用する場合、要介護2・3の方が⑬を利用する場合には、水戸市に申請が必要です。認められた場合のみ利用できます。

スロープ(携帯用スロープは除く)、歩行器(歩行車は除く)、歩行補助つえ(松葉づえは除く)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割、2割または3割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。)

⑪ 特定福祉用具購入

対象の福祉用具を購入する際に、1年度あたり10万円を上限とし、購入費用の1割、2割または3割を利用者が負担します。

いったん利用者が全額を負担し、市へ申請後、9割、8割または7割の給付を受けられます。

※保険給付の対象となるのは、特定福祉用具販売事業者(指定事業者)から購入した場合に限られます。なお、受領委任払い(▶P67参照)による保険給付の方法が利用できることがあります。スロープ(携帯用スロープは除く)、歩行器(歩行車は除く)、歩行補助つえ(松葉づえは除く)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

対象用具

- 腰掛便座(補高便座を含む)
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具(入浴用いすなど)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

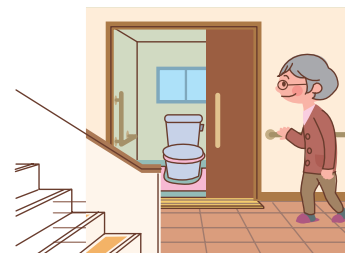
⑫ 住宅改修

対象の住宅改修を行う際に、原則として1つの住居につき20万円を上限とし、利用者がその1割、2割または3割を負担します。いったん利用者が全額を負担し、市へ申請後、9割、8割または7割の給付を受けられます。

※改修着工前に申請が必要です。なお、受領委任払い(▶P67参照)による保険給付の方法が利用できることがあります。

対象となる改修

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事



⑬ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居して、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けられます。



費用 30日

要介護1	169,917円
要介護2	190,921円
要介護3	212,866円
要介護4	233,244円
要介護5	254,875円



住み慣れた地域でサービスを受ける

(3) 地域密着型サービス

住みなれた地域での生活を支えるためのサービスです。原則として居住地以外の市町村にある事業所のサービスは利用できません。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

費用 1か月(訪問看護サービスを行う場合)

要介護 1	85,022円	要介護 2	132,819円	要介護 3	202,743円
要介護 4	249,930円	要介護 5	302,788円		

② 夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

費用 オペレーションセンターを設置していない場合 28,911円/月

③ 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

費用 1日(7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1	7,868円	要介護 2	9,300円	要介護 3	10,784円
要介護 4	12,247円	要介護 5	13,710円		

④ 小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

費用 30日

事業所と同一建物に居住しない場合

要介護 1	110,331円
要介護 2	162,153円
要介護 3	235,887円
要介護 4	260,342円
要介護 5	287,054円

※同一建物…養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

⑤ 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

費用 1日(単独型 7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1	10,486円	要介護 2	11,626円	要介護 3	12,765円
要介護 4	13,915円	要介護 5	15,054円		

⑥ 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

費用 30日(1ユニット施設の場合)

要介護 1	239,827円	要介護 2	251,113円	要介護 3	258,324円
要介護 4	263,653円	要介護 5	269,296円		

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3以上の方のみ利用できます。定員30人未満の小規模な特別養護老人ホームで、ねたきりや認知症など常時介護を必要とする、自宅での介護が困難な方が対象の施設です。

費用 30日

要介護3	233,557円
要介護4	256,129円
要介護5	278,074円

⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

費用 30日

事業所と同一建物に居住しない場合

要介護1	131,315円
要介護2	183,728円
要介護3	258,274円
要介護4	292,931円
要介護5	331,354円

※泊まり利用の際は、宿泊費がかかります。

※同一建物…養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

介護保険施設に入所する

(4) 施設サービス

施設に入所して受けるサービスです。食費や居住費、日常生活費などは自己負担となります。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

ねたきりや認知症など常時の介護が必要で、自宅での介護が困難な方が対象の施設です。

原則として要介護3以上の方が対象です。

費用 30日

要介護3	229,482円～
要介護4	251,427円～
要介護5	273,058円～

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。

費用 30日

要介護1	224,779円～
要介護2	239,200円～
要介護3	259,578円～
要介護4	276,820円～
要介護5	292,182円～



③ 介護医療院

主として長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。

費用 30日

要介護1	226,033円～
要介護2	260,832円～
要介護3	335,445円～
要介護4	367,422円～
要介護5	395,950円～



◆問合せ先 介護保険課 ☎ 232-9177（給付係）



要支援1・2の方へのサービス（介護予防サービス）

介護予防ケアプランの作成・相談

(1) 介護予防支援

介護保険のうち、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスを利用するときに、適切なサービスを受けられるように、介護予防支援事業所がサービスを提供する事業所と利用者の橋渡しをします。介護予防支援事業所は、市の指定を受けて、利用者から相談を受けたり、各事業者との調整を図る「保健師」、「介護支援専門員」などを配置しています。

介護保険の介護予防サービスは、原則として利用者と相談のうえ地域包括支援センターの職員等が作成した「ケアプラン」に基づき利用することができます。

介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。（全額を介護保険で負担します）

自宅を中心にサービスを利用する

(2) 介護予防サービス

自宅で生活しながら利用できるサービスです。

① 介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などの訪問を受け、入浴サービスを受けられます。

費用	1回	9,159円
----	----	--------



② 介護予防訪問看護

看護師などの訪問を受け、医師の指示に基づく看護サービスを受けられます。

費用 30分未満利用の場合

※利用する時間によって異なります。

訪問看護ステーションから（1回）	4,825円
病院または診療所から（1回）	4,087円

③ 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などの訪問を受け、医師の指示に基づくリハビリテーション（機能回復訓練）を受けられます。

費用

1回	3,143円
----	--------

④ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りのリハビリテーションを受けられます。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

費用 1か月

要支援1	23,927円
要支援2	44,605円

⑤ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などの訪問を受け、療養上の管理・指導を受けられます。

※訪問する者の資格や回数によって異なります。

費用

医師が行う場合 （月2回まで）	5,150円
--------------------	--------

⑥ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間宿泊して、入浴、食事などの介護や生活機能の維持向上のための機能訓練を受けます。

費用 1日

要支援 1	4,758円～
要支援 2	5,918円～

※費用は居室の種類等によって異なります。
※このほか、食費、滞在費、日常生活費などの実費負担がかかります。

⑦ 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理のもと、医療や介護と生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けられます。

費用 1日

要支援 1	6,050円～
要支援 2	7,586円～

※費用は施設や居室の種類等によって異なります。



⑧ 介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を受けられます。

対象となる用具

- 手すり
- スロープ
- 歩行器
- 歩行補助つえ

費用

月々の利用限度額の範囲内で実際にかかった費用の1割、2割または3割を自己負担します。

※貸出料は、用具の種類、事業所によって異なります。

スロープ（携帯用スロープは除く）、歩行器（歩行車は除く）、歩行補助つえ（松葉づえは除く）については、購入できる場合もあります。



⑨ 特定介護予防福祉用具購入

対象の福祉用具を購入する際に、1年度当たり10万円を上限とし、その1割、2割または3割を利用者が負担します。いったん利用者が全額を負担し、市へ申請後、9割、8割または7割の給付を受けられます。

※保険給付の対象となるのは、特定福祉用具販売事業者（指定事業者）から購入した場合に限られます。

なお、受領委任払い（▶P67参照）による保険給付の方法が利用できることがあります。

福祉用具貸与のうち、スロープ（携帯用スロープは除く）、歩行器（歩行車は除く）、歩行補助つえ（松葉づえは除く）については、購入できる場合もあります。

対象用具

- 腰掛便座（補高便座を含む）
- 自動排せつ処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具（入浴用いすなど）
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

⑩ 介護予防住宅改修

対象の住宅改修を行う際に、原則として1つの住居につき20万円を上限とし、利用者がその1割、2割または3割を負担します。いったん利用者が全額を負担し、市へ申請後、9割、8割または7割の給付を受けられます。

※改修着工前に申請が必要です。なお、受領委任払い（▶P67参照）による保険給付の方法が利用できることがあります。

対象となる改修

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のために床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取替え
- 洋式便器などへの便器の取替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事



⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している要支援高齢者が、日常生活上の支援や機能訓練など必要な介護を受けられます。

費用 30日

要支援 1	57,370円
要支援 2	98,125円



住み慣れた地域でサービスを受ける

(3) 地域密着型介護予防サービス

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスです。原則として居住地以外の市町村にある事業所のサービスは利用できません。

① 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



費用 1日(単独型 7時間以上8時間未満の場合)

要支援 1	9,083円
要支援 2	10,138円

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

※泊まり利用の際は、宿泊費がかかります。

※同一建物…養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

費用 1か月

○事業所と同一建物に居住しない場合

要支援 1	36,397円
要支援 2	73,554円

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。要支援2の方のみ利用できます。

費用 30日(1ユニット施設の場合)

要支援 2	238,573円
-------	----------



◆問合せ先

介護保険課 ☎ 232-9177 (給付係)

5 介護サービスの利用料

(1) 利用者負担

介護保険のサービスは、要介護状態区分ごとに定められた利用限度額の範囲内で利用できます。サービスを利用した場合は、

原則として、1割、2割または3割が自己負担となります。

また、施設サービスを利用した場合は、別に食費と居住費（滞在費）、日常生活費の自己負担が必要です。

なお、自己負担には所得に応じた上限額があります。（利用者負担の減額制度▶P15）

●利用者負担割合の決まりかた

3割負担となる方	本人の前年の合計所得金額が220万円以上あり、世帯の中の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が340万円以上（65歳以上の方が複数人いる世帯の場合463万円以上）になる65歳以上の方。
2割負担となる方	3割負担に該当しない方で、本人の前年の合計所得金額が160万円以上あり、世帯の中の65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が280万円以上（65歳以上の方が複数人いる世帯の場合346万円以上）になる65歳以上の方。
1割負担となる方	3割負担・2割負担のどちらにも該当しない方。65歳未満の方。

●介護サービスの区分支給限度額（1か月）

要介護1～5の方（介護サービス）

区 分	区分支給限度額
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

●介護予防サービスの区分支給限度額（1か月）

要支援1・2の方（介護予防サービス）

区 分	区分支給限度額
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位

※ 1単位の単価は、サービスの種類によって、10円から10.70円となっています。

●区分支給限度額に含まれないサービス

- ◆特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）
- ◆住宅改修（介護予防住宅改修）
- ◆居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） など



何らかの理由でサービス費用を全額負担したとき

介護保険で要介護・要支援認定を受けた方が、次のような事情でいったんサービス費用を全額自己負担したときに、市役所窓口で保険給付分の支給を申請することができます。

- 要介護認定または要支援認定を受ける前に、緊急その他やむを得ない理由によりサービスを受けたとき。
- 緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証を提示しないでサービスを受けたとき。
- ケアプランにないサービスを利用したとき。
- 保険料の滞納により支払方法の変更の措置を受けているとき。

◆問合せ先 介護保険課 ☎ 232-9177（給付係）



(2) 利用者負担の減額制度

① 自己負担が高額になったとき「高額介護サービス費」(介護保険サービスのみの利用)

1割, 2割または3割の自己負担が, 所得に応じた上限額を超えたときは, その超えた分の給付を受けることにより負担が軽くなるしくみになっています。

自己負担の上限額

対象となる方	負担の上限額(月額)
課税所得690万円以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円(世帯)
市町村民税を課税されている方で 課税所得380万円未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を 課税されていない方	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入 額の合計が80万9千円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(世帯)



※居住費, 食費, 日常生活費などは含まれません。

※対象者には水戸市から通知しますので, その内容に基づき申請をしてください。

※(世帯)とは, 住民基本台帳上の世帯員で, 介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し,
(個人)とは, 介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

② 自己負担が高額になったとき「高額医療合算介護サービス費」 (介護保険サービスに医療保険サービスをあわせて利用)

介護保険サービスにあわせて医療保険サービスを利用したときの自己負担の合算額が、所得に応じた上限額を超えたときは、その超えた分について、介護保険及び医療保険から給付を受けることにより負担が軽くなるしくみになっています。

70歳未満の方の上限額

所得 (基礎控除後の総所得金額)	自己負担上限額 (年額)
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方の上限額

所得区分	自己負担上限額 (年額)
現役並み所得者 (課税所得 690万円以上)	212万円
現役並み所得者 (課税所得 380万円以上)	141万円
現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

- 現役並み所得者** 70歳以上の方で、医療の自己負担が3割となる方。
- 上位所得者** 基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯など。
- 低所得者Ⅱ** 世帯全員が住民税非課税の方。
- 低所得者Ⅰ** 世帯全員が住民税非課税で所得金額がない方。
- 一般** 上記以外の方。

※介護保険での高額介護サービス費または医療保険での高額療養費などの支給対象となる場合は、その払い戻しとなる金額、その他居住費、食費、日常生活費などは、自己負担金として含まれません。

※給付の計算期間は、前年8月1日から7月31日までの期間となります。

※給付を受けるには、水戸市に申請をする必要がありますが、前年8月1日から7月31日まで、継続して国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している支給対象者には、水戸市から通知します。申請の方法は、「広報みと」などでお知らせします。



③ 社会福祉法人が提供するサービスの自己負担の減額 (訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設等の減額)

社会福祉法人が提供する特定の対象サービス（水戸市に申し出たものに限りです。）について、所得等の状況により自己負担額の減額を受けることができます。減額を受けるには、利用予定の事業所に制度の対象となるか問い合わせを行い、必要書類を添付して市へ申請し、確認証の交付を受ける必要があります。また、サービス利用時には必ず確認証を事業所へ提示してください。

対象サービス

- 訪問介護 ●通所介護 ●短期入所生活介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護 ●地域密着型通所介護 ●認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護 ●介護福祉施設サービス ●介護予防訪問介護
- 介護予防通所介護 ●介護予防短期入所生活介護 ●介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護 ●第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）
- 第1号通所事業（介護予防通所介護相当）

※食費及び居住費（滞在費）も軽減の対象になります。

対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- ①サービスを利用する方の属する世帯の全員が、住民税非課税であること
- ②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人ふえるごとに50万円を加算した額以下であること
- ③預貯金等（有価証券、債券等を含む。）の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人ふえるごとに100万円を加算した額以下であること
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥介護保険料（65歳未満の方については、医療保険料等）を滞納していないこと

軽減割合 利用者負担額（通常の1割負担）の1/4
（施設入所の場合は、食費、居住費についても利用者負担額の1/4）



④ 介護保険施設(短期入所を含む)での食費と居住費(滞在費)の負担限度額(自己負担の上限額)

介護保険施設へ入所した場合(短期入所を含む)の食費と居住費(滞在費)については、所得の状況により、負担限度額(自己負担の上限額)が定められます。負担限度額の認定を受けるには、毎年、市へ申請し、認定証の交付を受ける必要があります。認定証は、サービス利用時に施設へ提示してください。

●施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います

施設サービス費の
1～3割

+

居住費
(滞在費)

+

食費

+

日常生活費
(理美容代など)

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

●食費・居住費(滞在費)の自己負担限度額(1日あたり)

利用者 負担段階	所得の状況 ^{※1}	預貯金等の 資産 ^{※2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	前年の合計所得金額+年金収入額 が80万9千円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額 が80万9千円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額 が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

◆問合せ先

介護保険課 ☎ 232-9177 (給付係)



6 介護サービス情報の公表

利用者が自ら介護サービス事業所を選ぶことができるようにするため、介護サービス事業所のサービス内容や運営状況に関する情報をインターネットで公表しています。

- ◆ 介護サービス情報をご覧になる場合は、厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」のホームページをご覧ください。
(URLは、<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)

◆ 問合せ先

茨城県福祉部長寿福祉課 ☎ 301-3343 (介護保険指導・監査担当)



サービスのよりよい利用のために・・・

介護保険では、利用者が介護サービス提供事業者を選び、利用するしくみとなっています。安心してサービスを受けるための注意点を知っておきましょう。

契約時の注意は？

- 料金や利用回数は、希望通りでしたか？
- サービス内容の説明は丁寧でしたか？
- 事前に連絡すれば、契約を解除できることになっていますか？
- 費用の変更などがある場合、事前に説明されることになっていますか？
- いつでも苦情が申し立てられるようになっていますか？

サービス事業者は、契約を結ぶとき、「契約書」と、サービス内容や料金などの「重要事項」が書かれた文書(重要事項説明書)を渡して説明し、利用者の同意を得ることが義務づけられています。



事業者の対応について

- 訪問時間やホームヘルパーなどの変更があった場合、事前に連絡がありましたか？
- ケアマネジャーや他の事業者などとの連携が図られていますか？
- 苦情や不満について相談したとき、十分話を聞き、適切に対応してくれましたか？



不満やトラブルがあったら、まずそのサービス事業者にある相談窓口に連絡しましょう。解決されない場合は、ケアマネジャーに相談しましょう。

また、茨城県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口
(TEL: 029-301-1565) でも苦情・相談を受付しています。

その他の相談窓口はP50をご参照ください。

第2章

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、水戸市が行う介護予防の取り組みです。生活機能の低下がみられるなど介護予防や生活支援が必要な方が利用できる「サービス・活動事業」と65歳以上の方ならどなたでも利用できる「一般介護予防事業」の2種類があります。

これらの事業には、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料が財源の一部として活用されています。

●サービス利用の流れ

65歳以上の方

サービスの利用について、まず高齢者支援センター（地域包括支援センター▶P41）へご相談ください

- 「要支援1・2」と認定された方
- 「基本チェックリスト※」で生活機能の低下が認められた方



介護予防ケアマネジメント（P21）

サービス・活動事業 が利用できます

高齢者支援センター（地域包括支援センター）の介護予防ケアマネジメントにもとづいて、自立した生活を送るために必要なサービスを提案します。

- 訪問型サービス（P21）
- 通所型サービス（P21）



- すべての65歳以上の方



一般介護予防事業 が利用できます（P22～）

健康維持と介護予防につながる各種講座やボランティア養成、生活機能向上プログラムなどに参加できます。



「介護予防・日常生活支援総合事業」

※基本チェックリスト：生活機能の低下を発見するための25項目の質問です。

1 サービス・活動事業

サービス・活動事業は、高齢者ができる限り介護を必要としない生活を続けられるよう、元気なうちから介護予防と生活支援に関するサービスを提供する事業です。

対象者 要支援1・2の方
基本チェックリストに該当した方（事業対象者）





① 介護予防ケアマネジメント

自立した生活を送るために日常生活での困りごとや身体の状態を詳しくお聞きしたうえで必要な方へ適切な支援を行います。

②の訪問型サービス、③の通所型サービスは、地域包括支援センターの職員が作成する「ケアプラン」に基づいて利用します。

② 訪問型サービス

●訪問型介護予防事業（サービス・活動C）

内 容 もとの生活に戻ることを目的として、リハビリテーション専門職などが訪問し、現状の課題や今後の目標を話し合う面談を中心に実施します。

回 数 月2回程度、3か月

利用料 無料

●介護予防ホームヘルプサービス（従前相当サービス）

内 容 ホームヘルパーが訪問し、介護予防を目的として入浴・排泄・食事などの介護や掃除・買い物など日常生活の支援を行います。

費 用

1回あたり3,070円 月13日を超える利用1月あたり39,878円

※原則として、費用の1割、2割または3割が自己負担となります。



③ 通所型サービス

●通所型介護予防事業（サービス・活動C）

内 容 もとの生活に戻ることを目的として、リハビリテーション専門職などが担当し、現状の課題や今後の目標を話し合う面談を中心に実施します。※開始前に担当者がご自宅に訪問します。

回 数 週1回程度、3か月間

利用料 無料 **場 所** 市内公共施設など

日 程 「広報みと」などでお知らせします。

●介護予防デイサービス（従前相当サービス）

内 容 デイサービスセンターで、介護予防を目的として機能訓練や入浴などの支援を行います。

費 用 月単位の定額

要支援1及び事業対象者

月4回まで 1回あたり 4,556円

5回以上 1月あたり 18,789円

要支援2

月8回まで 1回あたり 4,671円

9回以上 1月あたり 37,839円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

※原則として、費用の1割、2割または3割が自己負担となります。



◆問合せ先

■介護予防ケアマネジメントについて

高齢福祉課 地域支援センター ☎ 232-9110 (地域支援事業係)

■訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業について

高齢福祉課 地域支援センター ☎ 297-5903 (介護予防係)

■介護予防ホームヘルプサービス、介護予防デイサービスについて

高齢福祉課 地域支援センター ☎ 232-9110 (地域支援事業係)

2 一般介護予防事業

介護を要する状態になることを防ぐとともに、自立した生活をできるだけ長く維持することを目指します。これからも、元気に過ごせるよう、ぜひ、ご参加ください。

また、各種養成講座により、地域の介護予防を担う人材の育成も行っています。

① 元気アップ・ステップ運動教室

内 容

ねたきりの主要因である脳血管疾患や転倒による骨折の予防を図るため、有酸素運動と足腰の筋力トレーニングなどを行います。

対象者 65歳以上の方

日 程 「広報みと」などでお知らせします。

利用料 無料



② いきいき健康クラブ

内 容

レクリエーション（ゲーム、脳トレなど）、転倒予防の体操、会話などを通して、地域に住む多くの人々がお互いに交流し、楽しく健康づくりを行います。

また、年に2回、健康講話及び健康相談を行います。

対象者 65歳以上の方

場所・時間



50音	場所	実施日(毎月)	時間
あ	赤 塚 市民センター	第1・第3 月曜日	午前10:00～11:30
	飯 富 市民センター	第2 金曜日	
	石 川 市民センター	第1・第3 木曜日	
	稲荷第一 市民センター	第1・第3 月曜日	午後 1:30～ 3:00
	稲荷第二 市民センター	第2・第4 月曜日	
	内 原 市民センター	第2・第4 火曜日	午前10:00～11:30
	大 場 市民センター	第2・第4 木曜日	午前10:00～11:30
か	笠 原 市民センター	第1・第3 水曜日	午後 1:30～ 3:00
	上 大 野 市民センター	第1・第3 水曜日	午前10:00～11:30
	上 中 妻 市民センター	第1・第3 金曜日	午後 1:30～ 3:00
	国 田 市民センター	第2・第4 金曜日	午前10:00～11:30
	鯉 淵 市民センター	第1・第3 水曜日	
	五 軒 小学校	第2・第4 木曜日	
	寿 市民センター	第1・第3 火曜日	午後 1:30～ 3:00
さ	酒 門 コミュニティセンター	第1・第3 火曜日	午前10:00～11:30
	桜 川 市民センター	第1・第3 木曜日	午後 1:30～ 3:00
	三 の 丸 市民センター	第1・第3 金曜日	
	下 大 野 市民センター	第2・第4 月曜日	午後 1:30～ 3:00
	城 東 市民センター	第2・第4 水曜日	
	新 荘 市民センター	第1・第3 火曜日	
	千 波 市民センター	第1・第3 木曜日	午前10:00～11:30



た	竹 隈 市民センター	第2・第4 金曜日	午後 1:30～ 3:00
	妻 里 市民センター	第2・第4 木曜日	午前10:00～11:30
	常 磐 市民センター	第2・第3・第4 月曜日	午後 1:30～ 3:00
は	双 葉 台 市民センター	第1・第3 火曜日	午後 1:30～ 3:00
	堀 原 市民センター	第1・第3 木曜日	午後 1:30～ 3:00
ま	見 川 市民センター	第1・第3 月曜日	午後 1:30～ 3:00
	緑 岡 市民センター	第2・第4 月曜日	午後 1:30～ 3:00
	見 和 市民センター	第2・第4 火曜日	午前10:00～11:30
や	柳 河 市民センター	第1・第3 月曜日	午前10:00～11:30
	山 根 市民センター	第4 木曜日	午後 1:30～ 3:00
	吉 沢 市民センター	第1・第3 水曜日	午後 1:30～ 3:00
	吉 田 市民センター	第1・第3 火曜日	午前10:00～11:30
わ	渡 里 市民センター	第1・第3 金曜日	午後 1:30～ 3:00

利用料 無料

③ シルバーリハビリ体操教室

内 容

筋力や柔軟性の向上と生活動作を楽にするため、いつでも、どこでも、一人でも取り組めるリハビリ体操を行います。

対象者 65歳以上の方

日程・場所 市内約100会場

詳細は、高齢福祉課地域支援センターにお問い合わせください。

利用料 無料



④ シニアライフ講座

内 容

自立した生活を続けるための講話と、体操などを行います。

対象者 65歳以上の方

日 程 「広報みと」などでお知らせします。

利用料 無料



⑤ 認知症スクリーニング検査

内 容

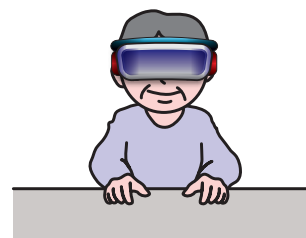
認知症の早期発見・早期対応のために、VR機器を用いたひとり5分程度の認知機能測定を行います。

対象者 65歳以上の方

日 程 「広報みと」などでお知らせします。

場 所 市内公共施設など

利用料 無料



⑥ 介護予防講座

内 容

介護予防についての知識の普及・啓発を図るため、各専門職が講座を行います。

対象者 65歳以上の方

日 程 「広報みと」などでお知らせします。

利用料 無料



⑦ シルバーリハビリ体操指導士養成

内 容

介護予防のためのリハビリの知識や体操の普及活動を行う人材を養成します。

対象者 50歳以上の方

日 程 「広報みと」などでお知らせします。

場 所 高齢福祉課地域支援センターにお問い合わせください。

利用料 無料

◆問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター

☎ 297-5903 (介護予防係)

コラム

介護予防が大切なのはなぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分で行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。

自分らしい生活へ



第3章

介護保険以外のサービス

水戸市では、要介護認定を受けて利用する介護保険のサービスのほかにも、さまざまなサービスを提供して高齢者の生活の支援を行っています。

サービスの詳細や申請方法、必要書類等については、各問合せ先までご連絡ください。

1 高齢者福祉サービス

① 軽度生活援助事業

内 容

身体などの事情により、日常生活に支障をきたしている方に、入院時の洗濯や通路確保のための除草などの援助を行います。

利用料

世帯の住民税課税状況に応じて、1時間当たり0円～200円。その他洗剤代などの実費負担があります。



対象者	サービスの種類	利用時間
65歳以上のひとり暮らし または、高齢者のみの世帯の方	入院援助 (入院中の洗濯等)	1週間に1～2回、 1回2時間程度
上記に該当し、要支援・要介護認定を受けている方、または要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な方	一般援助 (除草や窓拭きなど、介護保険のサービスに含まれないもの)	年2回(48時間程度)

◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174
(高齢福祉係)

② 高齢者等短期宿泊事業（ショートステイ）

内 容

生活習慣の改善等が必要な高齢者に対し、短期間の宿泊により、日常生活に必要な指導及び支援を行います。

対象者

おおむね65歳以上の要介護認定を受けていない方、事情により一時的に在宅生活が困難な方など

利用料

1日当たり0円～1,400円。

世帯の住民税課税状況により、負担額が異なります。



◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174
(高齢福祉係)

③ 在宅見守り安心システム

内 容

自宅で、災害、急病、事故等のため救助を必要とする場合に、緊急通報機器のボタンを押すことにより、受信センターへ通報が入り、助けを求めることができます。消防局や協力員、民生委員とも連携を図りながら、高齢者を支援します。

対象者

市内に居住する方で、下記のいずれかに該当する方

- おおむね65歳以上の病弱なひとり暮らしの方
- おおむね65歳以上の病弱な高齢者のみで構成する世帯の方
- ひとり暮らしで重度の身体障害のある方
- 75歳以上のひとり暮らしの方

利用料

月額 200円



◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

④ 認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成

内 容

在宅の高齢者が行方不明になった際に、高齢者の家族等が所在位置を確認するためのGPS端末機を貸し出します。受信センターでは24時間体制で問合せに対応し、家族等は探索した位置情報をもとに高齢者を捜索することができます。

対象者

認知症等により帰宅が困難になる恐れのある高齢者の家族

利用料

- 申込料 1,100円
- 月額利用料 380円

◆問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター
☎ 232-9110 (地域支援事業係)

⑤ 行方不明高齢者等SOSネットワーク

内 容

高齢者などが行方不明になった際に、市から協力機関に情報を提供し可能な範囲で捜索に協力頂くことで、すみやかに行方不明者を発見・保護するための仕組みです。

行方不明となるおそれのある高齢者などの情報を事前登録していただくと、その方が行方不明になった際に、迅速に協力機関に情報提供を行うことができます。



対象者

行方不明となるおそれのある高齢者など (若年性認知症の方など65歳未満の方も可)

利用料

無料

参加頂いている協力機関(例)

居宅介護支援事業所、訪問・通所介護事業所、各種入所施設、病院、薬局、スーパー、配送業者 等

◆問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター
☎ 232-9110 (地域支援事業係)



⑥ 認知症高齢者等おでかけあんしん保険事業

内 容

認知症高齢者が日常生活における偶発的な事故により他人にけがをさせるなど、本人やその親族が法律上の損害賠償責任を負った場合や、認知症高齢者本人が、交通事故により死亡又は後遺障害を生じた場合に備えて、市が認知症高齢者等を被保険者とする個人賠償責任保険を契約します。

対象者

水戸市に住民登録がある方で、次の全ての要件を満たす方。

- (1) 認知症の診断を受けていること。
- (2) 要介護認定等を受けていること。
- (3) 在宅で生活していること。
(ケアハウス、認知症高齢者グループホームまたはサービス付き高齢者向け住宅に入居する方は対象外です。)
- (4) 単独で外出する行動があること。
- (5) 行方不明高齢者等SOSネットワークへの登録をしていること。(保険加入申込時に登録が可能です。)

補償の対象となる費用

日常生活に起因する偶発的な事故により、他人を損傷し、もしくは他人の所有する物件等を損壊した場合や、線路への立ち入りで電車を運行不能にし遅延損害等の損害賠償責任を負った場合の費用。

- (けがをした人の) 治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料
- (損壊した物の) 修理費
- 訴訟費用 など

対象者本人が交通事故(運転中を除く)にあり、死亡または後遺障害を生じた場合

利用料 無料

◆問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター
☎ 232-9110 (地域支援事業係)

⑦ 白内障補助眼鏡等の購入費用助成

内 容

老人性白内障の治療により水晶体の摘出手術を受けた方に、補助眼鏡などの購入費用の一部を助成します。手術後1年以内かつ補助眼鏡等を購入した年度内に申請してください。

対象者

手術を受けた日から引き続き市内に住所を有する65歳以上の方で、住民税が非課税の世帯に属する方

助成額

- 補助眼鏡 1対20,000円まで
- 特殊眼鏡 1対30,000円まで
- コンタクトレンズ 1眼25,000円まで

◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

⑧ 家族介護用品の給付

内 容

在宅で失禁などがあり、見守りや介助が必要な方に、紙おむつ・尿取りパッド等を自宅へ配達します。紙おむつについての相談も行います。

対象者

市内に居住する方で、次の全ての要件を満たす方。

- 住民税が非課税の世帯に属する方
- 要介護3～5と認定された方で、排尿・排便に見守りまたは介助が必要な方

利用料

給付額に応じて月額 100円～500円

利用回数

1月あたり6,000円分を上限として、月1回配達



◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174
(高齢福祉係)

⑨ 日常生活用具の給付

内 容

電磁調理器や自動消火器など、自立生活に必要な用具を給付します。
事前に申請が必要です。

対象者

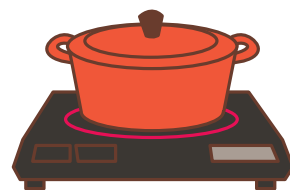
おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、
加齢による心身機能の低下や、それに伴う物忘れや認知症などにより生活のための用具を必要とする方

給付する種目

電磁調理器、自動消火器、食事介助具一式、空気清浄器、安全杖

利用料

生計中心者の所得税課税状況に応じて費用負担があります。



◆問合せ先

高齢福祉課

☎ 232-9174 (高齢福祉係)

⑩ 生活支援配食サービス

内 容

調理が困難で食生活が不安な方に、栄養がかたよりがちなならないよう、調理された夕食を配達します。

対象者

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、心身の障害や病気
などにより調理が困難であり、下記のいずれかに該当する方

- 要介護または要支援と認定された方
- 基本チェックリストに該当した方 (事業対象者)

利用回数

毎週月曜日から土曜日までのうち、
2日から5日間まで (三が日、祝日などを除く)

利用料

一食あたり500円



◆問合せ先

高齢福祉課

☎ 232-9174 (高齢福祉係)

⑪ 愛の定期便

内 容

見守りが必要なひとり暮らしの高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るため、近隣の方が乳製品を持参し、定期的に訪問します。

対象者

65歳以上で、見守りが必要なひとり暮らしの方

利用料

無料

※介護サービスを利用するなど、見守り支援を受けている方は対象になりません。

◆問合せ先

水戸市社会福祉協議会

☎ 309-5001

⑫ はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

内 容

はり・きゅう・マッサージの施術 (医療保険の対象のものを除く) の費用を助成します。

対象者

70歳以上の方、身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けた方

助成額

1 回につき1,000円の助成券を、年5枚交付
(利用は年度内)



◆問合せ先

高齢福祉課

☎ 232-9174 (高齢福祉係)



⑬ さわやか理美容

内 容

在宅のねたきりなどの高齢者のため、理容師または美容師が自宅へ出張して理美容サービスを実施します。

対象者

在宅の65歳以上の方で、要介護3～5と認定された方

利用内容

理容カット、顔剃り、セット
または美容カット、セット

利用料及び回数

1回1,000円、年度内3回まで

※サービスを受ける際は介護者の付き添いをお願いします。状況によってサポートを求める場合があります。



◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

⑭ 介護予防住宅改善費の助成

内 容

転倒などにより要介護状態になることがあるため、手すりや段差解消などの部分的な住宅改善を行う場合の費用の一部を助成します。

対象者

65歳以上の要介護及び要支援認定を受けていない方で、高齢者支援センター等の改善に関するプランにより住宅改善が必要とされた方(改善の着工前に申請が必要です)

対象となる改善

手すりの取付け、踏み台の取付け、敷居等の段差の解消、階段のすべり止めの設置、簡易洋式便座の取付け

助成額

改善に要する費用の9割(上限90,000円)

◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

⑮ 通院等支援サービス事業

内 容

通院などで車いすやストレッチャーに対応したリフト付きタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。利用券を年度内で最大48枚交付します。(申請月により、発行枚数が変わります)

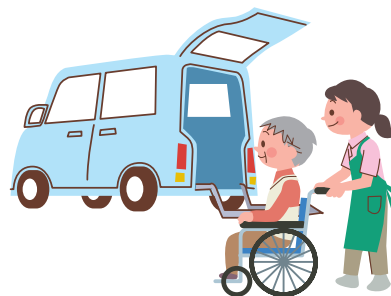
対象者

65歳以上で要介護3～5と認定された方で、住民税が非課税の世帯に属する方

利用料

1回あたりの利用時間は30分以内で、料金の1割が自己負担になります。(料金は車種によって異なります)

※30分以降の料金は全額自己負担になります。
※契約している事業所の利用に限られます。



◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

①⑥ 訪問ふとん乾燥サービス

内 容

専用の乾燥車で自宅を訪問して、温風によるふとんの乾燥と除菌を行います。

対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、心身の障害や病気などにより自分ではふとん干しが困難な方

利用回数

年度内6回まで

利用料 1回 300円

※作業時に自宅の家庭用電源(約700W)を借用します。
※乾燥車を駐車するため、駐車場の用意をお願いします。
(駐車スペースのない方はご相談ください。)



◆問合せ先

高齢福祉課

☎ 232-9174 (高齢福祉係)

①⑦ 福祉・家事援助サービス

内 容

シルバー人材センターに登録している会員が、援助を必要としている家庭を訪問し、掃除・買い物・調理・外出の付添い・話し相手・囲碁・将棋の相手などをします。

対象者

特に制限はありません。

利用料

●時間契約の場合

時 間 帯	料 金
2時間以内	一律2,400円
2時間を超える場合	275円／15分を加算
事務費	15.8%

●請負契約の場合

短時間で完結してしまう仕事の場合や、仕事の内容によっては、時間単価によらず、1回についての利用料を設定する契約もあります。

※時間契約、請負契約とも、利用料の15.8%の事務費がかかります。



◆問合せ先

水戸市シルバー人材センター

☎ 303-7272

①⑧ 日常生活自立支援事業

内 容

判断能力の不十分な方が、自立した生活を営めるように支援します。

ア. 日常的な金銭管理

イ. 福祉サービスの利用手続きなどの援助

ウ. 書類など(保険証書、通帳、実印、権利証)を預かるサービス

対象者

認知症や知的または精神に障害がある等の理由により、判断能力が低下している方

利用料

ア・イ…1時間当たり

1,100円(令和7年9月まで)

1,500円(令和7年10月から)

ウ…1か月当たり(保管料)500円



◆問合せ先

水戸市社会福祉協議会 ☎ 309-5001



⑱ 成年後見制度

内 容

認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分となった方の権利を守るため、成年後見人などが、本人に代わって財産管理や介護サービスの利用契約などを行います。

また、本人があらかじめ後見人を決めておく任意後見制度もあります。

費 用

家庭裁判所への審判申立て費用、成年後見人などに対する報酬がかかります。

手続き

この制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てをして、その審判を受ける必要があります。

申立ては、本人、配偶者、親族などができますが、身寄りがないときは市長が行うこともできます。

◆問合せ先

高齢福祉課 ☎232-9174(高齢福祉係)
水戸市社会福祉協議会 ☎309-5001
(権利擁護サポートセンター)

㉑ 障害者控除のための認定

内 容

市民税・県民税や所得税において障害者控除の対象となる障害者に準ずる方として、介護保険の要介護認定状況などをもとに認定します。

対象者

- ・65歳以上で、要介護認定を受けている方（ただし、要介護認定状況の内容によっては認定されない場合もあります。）
- ・身体障害者手帳（3～6級）、療育手帳（B・C級）、精神障害者保護福祉手帳（2・3級）をお持ちの方でも特別障害者控除に該当する場合があります。

申請者

本人またはその親族（本人の同意が必要）

必要なもの

本人の印鑑、介護保険証

障害者控除を受けるには

市民税・県民税や所得税の申告時に、上記の認定書や手帳の提示が必要です。

なお、障害者控除の適用を受けるには、前年の12月31日現在で認定を受けていることが条件となります。

◆問合せ先

高齢福祉課 ☎232-9174(高齢福祉係)
※障害者控除についての問合せは
市民税課 ☎232-9138

㉒ 在宅高齢者訪問歯科相談

内 容

通院が困難な高齢者のご自宅に、登録された歯科医師等が訪問し、歯科に関する相談（歯科治療の必要性の判断、口腔内の衛生、義歯について等）に応じます。

対象者

65歳以上で、身体的な理由で通院が困難な方とその方を介護する家族等

利用料及び回数

無料、年1回



◆問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター
☎297-5903(介護予防係)

2 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

対象者

おおむね 65 歳以上の方で、生活環境や経済的理由、家族間の問題により、在宅での生活ができない方。
(ただし、日常生活動作が自立している方が対象です。)

利用料

本人の収入及び扶養義務者の課税状況に応じた費用負担があります。

また、介護保険の居宅介護サービスを利用したときは、別途自己負担があります。

施設

介護保険以外の施設一覧(▶P85)をご覧ください。

◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174
(高齢福祉係)

② ケアハウス

対象者

60 歳以上で身体機能の低下などで独立生活に不安があり、家族の援助を受けるのが困難な方(ただし、常時介護の必要な方を除く)

利用料

年収に応じた自己負担があります。

施設

介護保険以外の施設一覧(▶P85)をご覧ください。

◆問合せ先

各施設に直接お問い合わせください。

③ 有料老人ホーム

対象者

おおむね60歳以上の方。施設によって身体状況による受け入れや終身入所の有無などが異なります。
詳しくは、施設にお問い合わせください。

利用料

全額自己負担(施設や契約内容によって異なります。)

なお、介護については、介護保険の特定施設入居者生活介護(▶P8)や介護予防特定施設入居者生活介護(▶P13)の対象となる施設があります。

施設

事業所一覧(有料老人ホーム ▶P81)

介護保険以外の施設一覧(住宅型有料老人ホーム ▶P85)をご覧ください。

◆問合せ先

各施設に直接お問い合わせください。

●上記のほか「サービス付き高齢者向け住宅」も利用できます。(▶P85)

3 福祉手当

外国人福祉手当

内容

外国人の方で公的年金を受けていない方に手当を支給します。

対象者

住民基本台帳に記載されている外国人住民で、市内に引き続き1年以上居住し、公的年金を受給していない、下記のいずれかに該当する方

- 大正15年4月1日以前に生まれた方
- 昭和37年1月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日以前に身体障害者手帳1～3級または療育手帳A、Bに該当している方

◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174
(高齢福祉係)



4 保健サービス

① こころの健康に関する相談

◆**精神保健相談** 事前に予約が必要です。

内 容 精神科医が相談に応じます。

対象者 精神保健に課題を抱える方
上記の方を支える家族等

◆**問合せ先**

水戸市保健所 健康づくり課
☎ 243-7311

日 時 毎月第1月曜日 14:15～16:15

◆**こころの健康相談**

内 容 「最近眠れない」「気分が落ち込んで
いる」「家族の様子がいつもと違う」
など、こころの健康に関する不安
や悩みの相談に応じます。

公認心理師による相談	保健師, 精神保健福祉士, 社会福祉士による相談
事前に予約が 必要です。	面接相談を希望の方は、 事前に予約が必要です。
毎月第2・4金曜日 14:30～16:45	月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00

② ひきこもりに関する相談・教室

◆**ひきこもり専門相談** 事前に予約が必要です。

内 容 精神科医が相談に応じます。

対象者 ひきこもり状態にある方及びその家族等

◆**問合せ先**

水戸市保健所 健康づくり課
☎ 243-7311

日 時 毎月第1金曜日 14:00～16:00

◆**ひきこもり家族教室** 個別相談後の参加になります。

内 容 ひきこもりに関する知識やかかわり方について学習したり、同じ悩みを持つ家族がお互いの
経験について話し合い、家族同士の仲間づくりや情報交換等により家族の精神的な負担軽減
を図ることを目的に実施しています。

対象者 ひきこもり状態にある方を支える家族等

日 時 毎月第3月曜日 13:30～15:00

◆**ぶらんけっと ～ひきこもり当事者の居場所～** 個別相談後の参加になります。

内 容 ひきこもり当事者の方が安心して集える場所です。ボードゲームや軽い運動などを通じて、
参加者同士の交流や外に出るきっかけづくりの場としても利用することができます。

対象者 ひきこもり状態にある方

日 時 毎月第2・4水曜日 13:30～15:00

③ 健康診査・各種がん検診等

内 容 生活習慣病やがんなどの疾病を早期に発見す
るために、各種健診などが受けられます。

受診方法 年度内に1回、集団健診または医療機関健診
で受けられます。

◆**問合せ先**

水戸市保健所 健康づくり課
☎ 243-7311
常澄保健センター ☎ 269-5285
内原保健センター ☎ 259-6411

健診の種類

種 類	集団健診	医療機関健診
特定健康診査	○	○
高齢者健康診査	○	○
結核・肺がん検診	○	○
前立腺がん検診	○	○
胃がん検診	○	○

種 類	集団健診	医療機関健診
大腸がん検診	○	○
肝炎ウイルス検診	○	○
乳がん検診	○	○
子宮頸がん検診	—	○
骨粗しょう症検診	○	—

対象者 ●対象者には、受診券を送付します。

届かない方で健診を希望する方は、健康づくり課までご連絡ください。

●胃がん検診・乳がん検診(マンモグラフィ)は、年度内奇数年齢の方。ただし、偶数年齢で前年度未受診の場合は受診可能です。

※集団健診の日程及び会場、医療機関健診の実施期間及び実施医療機関、各健診の対象年齢及び申込み方
法などについては、市ホームページや受診券送付時の案内をご覧ください。

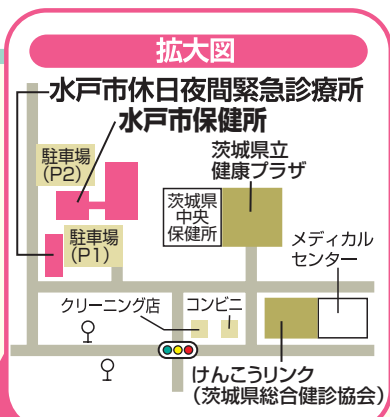
④ 成人健康相談 事前に予約が必要です。

内 容 生活習慣について見直したい方、健診の結果保健指導が必要な方、健診結果の見方について学
びたい方、健康上に不安のある方を対象に、保健師・管理栄養士が相談に応じます。

会 場	水戸市保健所	常澄保健センター	内原保健センター
実施日	毎週金曜日	第2月曜日	第1木曜日
時 間	9:00～13:45		

水戸市保健所

〒310-0852
笠原町993-13



●バスご利用の場合
【水戸駅北口8番のりばから】
①千波循環(本郷経由または弘沢経由)・②弘沢・
畑中・千波上本郷・③千波上本郷・畑中・弘沢で、「保
健所・メディカルセンター入口」下車徒歩3分
【水戸駅南口2番のりばから】
①弘沢・畑中・千波上本郷・②千波上本郷・畑中・弘沢で、
「保健所・メディカルセンター入口」下車徒歩3分

水戸市常澄 保健センター

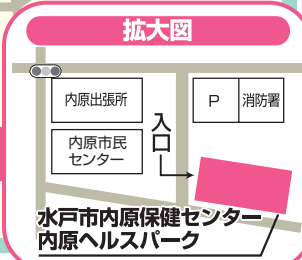
☎269-5285
〒311-1125
大場町472-1



水戸市常澄保健センター
いきいき交流センター常澄
常澄運動場
大場小学校
入口に看板あり

水戸市内原 保健センター

☎259-6411
〒319-0315
内原町1384-2



●バスご利用の場合
イオンモール
水戸内原行きで、
「内原庁舎前」
下車徒歩3分

第4章 社会参加

① いきいき交流センター

内容

地域の高齢者が健康相談、機能訓練、入浴、教養の向上、レクリエーション活動、多世代交流などをするために利用できる施設です。

対象者 市内に居住する60歳以上の方

使用料

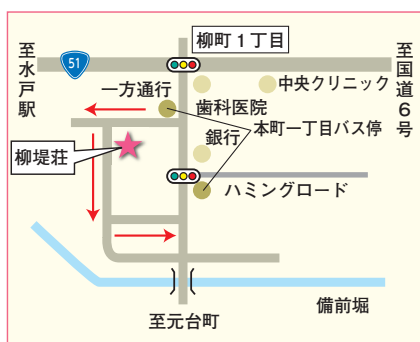
無料。ただし、60歳未満の方及び市外の方は、1回300円です。

お風呂の利用は100円(回数券500円(7回分)もあります。)

※団体でご利用の場合は、各施設にお問い合わせください。



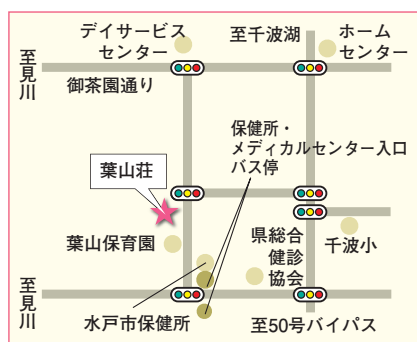
社会参加



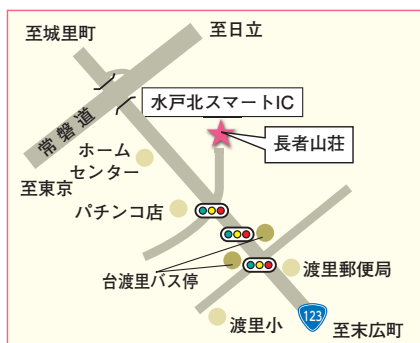
柳堤荘 (☎221-5761)
本町1-3-28
近くのバス停：本町一丁目



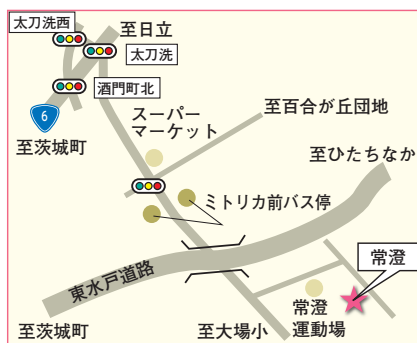
あかね荘 (☎252-5868)
石川2-4094-1
近くのバス停：新原三差路



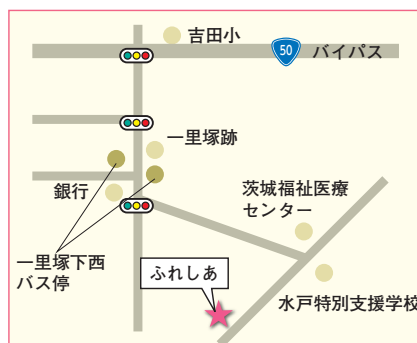
葉山荘 (☎243-5508)
千波町1677
近くのバス停：保健所・メディカルセンター入口



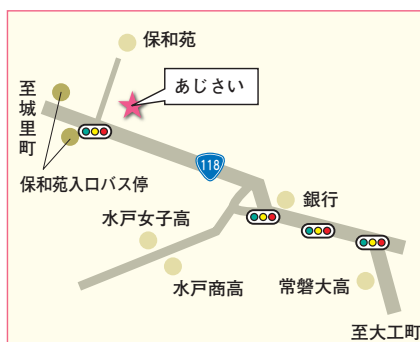
長者山荘 (☎228-0723)
渡里町3201-3
近くのバス停：台渡里



常澄 (☎240-5255)
大場町472-1
近くのバス停：ミトリカ前



ふれしあ (☎247-6377)
吉沢町850
近くのバス停：一里塚下西



あじさい (☎232-0021)
末広町2-3-13
近くのバス停：保和苑入口



あかしあ (☎307-4426)
河和田3-2274-1
近くのバス停：河和田団地車庫

開館時間

午前9時から午後5時まで

※入浴施設は午前11時から午後3時まで

休所日

日曜日(ふれしあ、あじさい、あかしあは水曜日)

祝祭日(休所日と異なる場合は次の開所日)、年末年始

◆問合せ先

高齢福祉課

☎ 232-9174 (管理係)

又は各いきいき交流センター

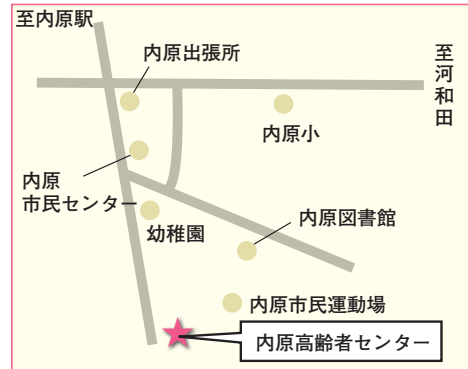
② 内原高齢者センター

内 容

高齢者などが生きがいづくりや健康増進、世代間交流を行うために利用できる施設です。

対象者 市内に居住する60歳以上の方

使用料 無料



内原高齢者センター
内原町1397-5

◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (管理係)

③ 高齢者が入場無料の施設

施設名		適用年齢	所在地	電話番号
水戸芸術館	現代美術ギャラリー	70歳以上の方(住所不問)	五軒町1-6-8	227-8111
	塔	65歳以上の方(県央地域(注1)居住者)		
水戸市立博物館		65歳以上の方(住所不問)	大町3-3-20	226-6521

注1 県央地域とは、水戸市、ひたちなか市、那珂市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村です。

※入館料の減免については、運転免許証や保険証など年齢を証明するものの提示が必要です。

④ 高齢者クラブ (みとハピ)

内 容

おおむね60歳以上の高齢者が地域を基盤として活動する自主組織です。高齢者の生きがいや健康づくりを推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的としています。

活動の一例

- 友愛活動(高齢者サロン、ひとり暮らし高齢者の見守り、児童・高齢者施設慰問など)
- 社会参加活動(小・中学校での「戦争体験を語る」活動、伝統行事の保存・伝承、児童の登下校の見守りなど)
- 健康・介護予防活動(スポーツ、体操教室)
- 教養趣味活動(研修会、研修旅行、作品展・芸能発表大会の開催など)



◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (管理係)



⑤ シルバー人材センター

内 容

民間企業・一般家庭・公共団体から発注された高齢者に適した仕事を、健康で働く意欲を持つ会員に紹介します。

主な仕事

植木せん定、ふすま・障子貼り、刃物研ぎ、草取り、屋外軽作業、家事援助、毛筆宛名・賞状書き、駐車場・施設管理・訪問介護 など

入会要件

おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方

◆問合せ先

水戸市シルバー人材センター
☎ 303-7272

⑥ 認知症サポーター養成

内 容

認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者を養成します。

対象者

どなたでも受講できます。

日 時

「広報みと」などでお知らせします。

参加料

無料



◆問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター
☎ 297-5903 (介護予防係)

その他の事業

① 高齢者お祝金

内 容

長寿を祝してお祝金を贈呈します。

対象者

9月15日以前の1年間に満88歳、満100歳、満101歳以上の年齢に達した方で、市内に1年以上住所を有している方
対象者には、6月に郵送で通知します。

お祝金 満88歳…2万円、満100歳…5万円、満101歳以上…1万円



◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174
(管理係)

② 福寿のつどい

内 容

高齢者に感謝と敬意を表し、長寿を祝う催しを各地区で開催します。対象者には、事前に案内をお送りします。

対象者

当該年度に75歳、80歳、85歳、90歳以上に達する方

◆問合せ先

水戸市社会福祉協議会 ☎ 309-5001

③ 金婚祝賀会

内 容

結婚50年を迎えるご夫妻を招待し、お祝いの催しを行います。申込み方法は広報紙、ホームページ、SNS等でお知らせします。

◆問合せ先

水戸市社会福祉協議会 ☎ 309-5001

④ いばらき高齢者優待制度 (いばらきシニアカード)

内 容

スーパーや小売店、金融機関、飲食店、理美容室、クリーニング店など、協賛店舗でカードを提示することにより、料金割引やポイント加算等の特典を受けることができます。本人確認のため、住所、氏名、生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど)をお持ちの上、申請してください。

対象者

県内に居住する65歳以上の方で、カードの利用を希望する方
(水戸市の窓口で申請できるのは原則として市内に住所を有する方です。)

申請窓口

高齢福祉課(市役所本庁舎1階)
各出張所、各市民センター



◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)
※制度について
茨城県福祉部長寿福祉課
☎ 301-3326 (長寿企画・援護担当)

⑤ 高齢運転者運転免許自主返納サポート事業

運転免許を自主返納した高齢者に対してさまざまな特典サービスを提供することで、運転に不安を感じる高齢者が運転免許の自主返納を検討するきっかけづくりを行う事業です。

対象者は、保有するすべての運転免許を自主返納し、「運転経歴証明書」の交付を受けた65歳以上の方です。

特典サービスは、協賛店において、「運転経歴証明書」を提示することで受けられます。

注意事項

- 特典サービスは、原則として、茨城県内にお住まいのご本人が受けられます。
- この事業は、協賛店のご厚意により運営されますので、ルールを守ってご利用ください。
- 「運転経歴証明書」は、精算前にご提示ください。
- 協賛店の一覧は、茨城県のホームページにてご覧になれます。
- 「運転経歴証明書」の交付を受ける際は、手数料がかかります。詳細は、お近くの警察署又は運転免許センターにお問い合わせください。



◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (管理係)
※制度について
茨城県県民生活環境部生活文化課
安全なまちづくり推進室 ☎ 301-2842



⑥ 福祉のマーク

(1) 介護マーク



内 容

介護をしている方で、周囲に介護中であることを知らせたいときに使用する「介護マーク」を無料で配布いたします。各配布窓口にて申し付けください。

対象者

市内に住所を有する方で、高齢者や障害者の介護をしている方

こんなときに

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着等を購入するとき

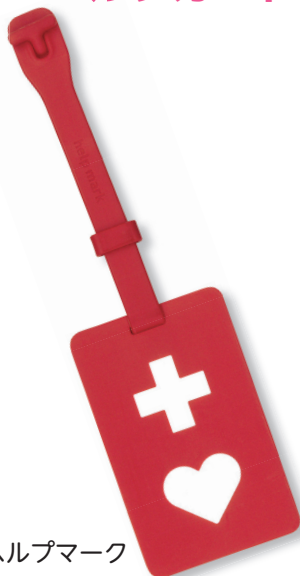
配布窓口

介護保険課, 高齢福祉課, 障害福祉課

◆問合せ先

介護保険課 ☎ 232-9177 (給付係)

(2) ヘルプマーク・ヘルプカード



ヘルプマーク



ヘルプカード

内 容 外見からは配慮や支援が必要とわかりにくい方で、配慮や支援を求めていることを知らせたいときに使用する「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を無料で配布いたします。

対象者 市内に住所を有する方で、外見からは配慮や支援が必要なことがわかりにくい方

- (例)
- 義手、義足又は人工関節を使用している方
 - 内部・精神・知的・発達などの障害のある方
 - 難病患者
 - 援助等が必要な高齢者
 - その他外見からは援助等を必要としていることがわかりにくい方

申込方法 各配布窓口にて配布申込書により申込みしてください。家族や支援者等の方が代理人として申込みすることも可能です。

申込みに必要なもの

住所・氏名がわかるもの（障害者手帳、介護保険被保険者証等、配慮や支援が必要であることを証明できるもの）、ない場合は身分証明書。代理申込の場合は、代理人の住所・氏名がわかるもの

配布窓口

障害福祉課, 水戸市保健所 健康づくり課,
常澄保健センター, 内原保健センター

◆問合せ先

障害福祉課 ☎ 232-9173 (給付係)

事業内容

内 容

「お互いに力を合わせ、だれもが安心して暮らせるまちづくり」を目指すため、助けあい活動、ボランティア活動やさまざまな福祉サービスなどを実施し、地域福祉を推進しています。

主な事業内容

- 市内34地区にある社会福祉協議会支部の助けあいやふれあい活動事業（福寿のつどい・食事会・見守り活動など）
- 成年後見制度（▶P31）
- 日常生活自立支援事業（▶P30）
- 愛の定期便（▶P28）
- 生活福祉資金貸付事業
- 福祉用具の貸出し
- 居宅介護支援事業
- いきいき交流センターの運営（▶P35）
- ボランティアの紹介や活動の支援（下記参照）
- 養護老人ホームの運営（▶P32）
- 生活困窮者自立支援事業
- 不動産担保型生活資金貸付事業（下段参照）
- 相談事業（下表参照）
- 歳末たすけあい援護事業
- 高齢者慶祝事業（金婚祝賀会（▶P37））

◆問合せ先 水戸市社会福祉協議会 ☎ 309-5001
URL : <https://www.mito-syakyo.or.jp>

※事業内容により問合せ先が変わります。

相談事業

内 容

社会福祉協議会では、下記の相談を行っています。事前に電話で確認のうえ、ご利用ください。

相談の種類・日時

区 分	相 談 日 時	主な相談内容
心配ごと相談	毎週木曜日 午後1時～3時30分 (年末年始・祝日を除く)	生活全般に関する相談
ボランティア相談	月～金曜日 午前9時30分～ 午後4時30分 (年末年始・祝日を除く)	ボランティア活動（活動希望及び依頼等）に関する相談 ☎ 309-1011（直通）

不動産担保型生活資金貸付事業（リバースモーゲージ）

内 容

居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産（土地・建物）を担保として生活資金を貸し付ける制度です。

要 件

居住している不動産の土地評価額が1,000万円以上等の条件があります。

詳細については、水戸市社会福祉協議会（☎309-5001）にお問い合わせください。

第6章 相談窓口

1 水戸市地域包括支援センター

水戸市地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが、高齢者についての次のような業務を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援しています。

なお、水戸市地域包括支援センターは8か所の高齢者支援センターと基幹型から構成されています。



① 総合相談支援業務

高齢者やその家族等から相談を受け、地域における適切なサービスや制度の利用につなげるなど、関係機関と連携しながら支援していきます。

② 権利擁護業務

高齢者のさまざまな権利を守るための相談や支援を行います。たとえば、認知症の高齢者が適切な判断ができない場合に、財産管理や日常生活上の金銭管理のための制度（日常生活自立支援事業 ▶ P30, 成年後見制度 ▶ P31）の相談や紹介などの支援を行います。

また、高齢者虐待の相談や虐待防止への支援を行います。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者への直接の支援のほかにも、地域の介護支援専門員への支援を行います。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、主治医や関係機関が連携し、高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービスが継続的に利用できるように支援していきます。

高齢者支援センターには、認知症地域支援推進員を配置しており、認知症に関する相談を受けたり、認知症の人のご家族を支援する活動を行っています。

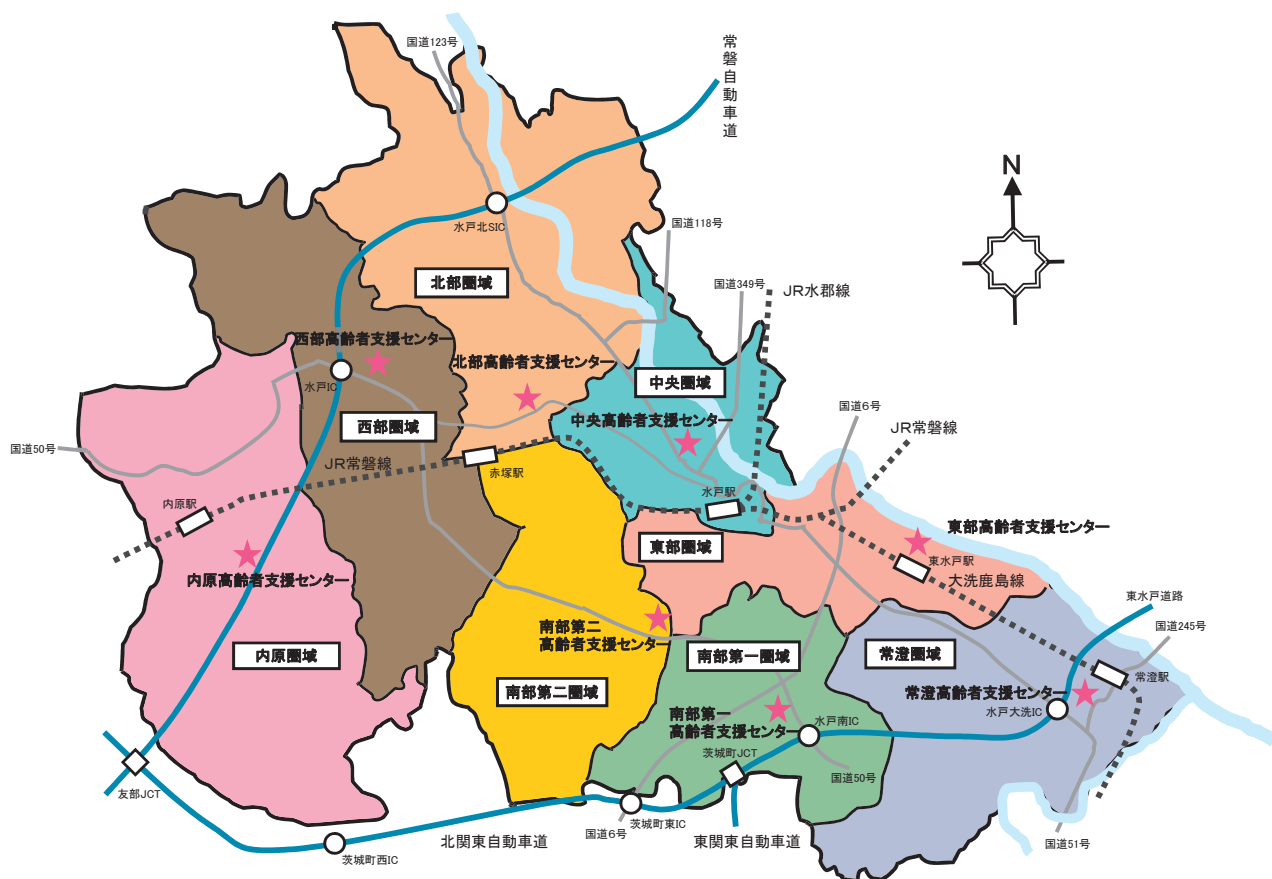
また、高齢者支援センターによる相談支援等を実施する中で、認知症に関する相談において必要と認められる際には、認知症初期集中支援チームによる支援が行われます。

◆問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター
☎ 232-9110（地域支援事業係）

日常生活圏域図

水戸市では、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう中学校区を基に、地理的状況や人口、交通事情その他社会条件を勘案し、市域を8つの地域に区分した「日常生活圏域」を設定しています。この圏域ごとに高齢者支援センターを設置しています。





中央高齢者支援センター

第一・第二中学区担当

☎306-9582 東原3-2-11 (水高スクエア内)



東部高齢者支援センター

第三・千波中学区担当

☎246-6216 吉沼町1429-12 (「まるごとカフェ」内)



南部第一高齢者支援センター

第四中学区担当

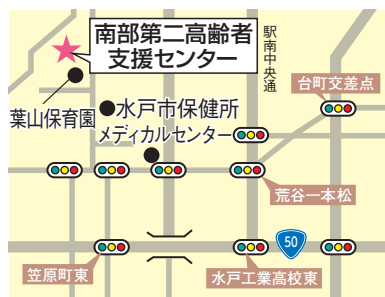
☎246-5690 住吉町57-2



南部第二高齢者支援センター

緑岡・見川・笠原中学区担当

☎241-4821 千波町1677 (「いきいき交流センター葉山荘」内)



北部高齢者支援センター

飯富中・国田義務教育学区, 第五・石川中学区担当

☎246-6003 石川4-4039-26 (介護老人保健施設「はあもにか」隣)



西部高齢者支援センター

赤塚・双葉台中学区担当

☎246-6333 双葉台2-1 (オハナコート内)



常澄高齢者支援センター

常澄中学区担当

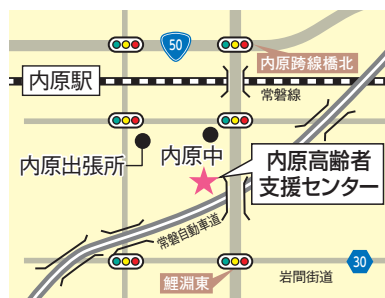
☎246-6155 塩崎町3503 (介護老人福祉施設「グリーンハウスみと」内)



内原高齢者支援センター

内原中学区担当

☎257-5466 鯉淵町2222-1 (特別養護老人ホーム「もみじ館」内)



相談窓口

2 認知症に関する相談

① 水戸市医師会物忘れ相談医

水戸市医師会は、認知症研修を受けた医師を「物忘れ相談医」として登録しています。

内 容 認知症の診断と治療のため、患者さんやご家族の相談にのり、必要に応じて専門医療機関、行政や福祉などと連携しサポートします。

費 用 物忘れ相談は健康保険診療扱いとなります。

問い合わせ 診療時間などは各医療機関にお問い合わせください。(▶P46)



ものわすれ感じたら…

「認知症かもしれない」と思ったら
物忘れ相談医にご相談ください



今日の
曜日や月が
わかりますか？

「あれ」「それ」など、
言葉(単語)が
思い出せないことが
ありますか？

同じ事を何回も
言ったり聞いたり
しますか？

買い物で
おつりの計算が
できますか？

最近の出来事を
忘れっぽく
なりましたか？

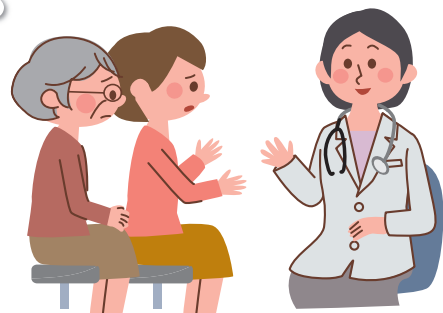
本やテレビの
ストーリーが
わかりますか？

「あれ？ちょっと変だな」と感じたら、それは大事な **サイン** です。

物忘れ相談医やかかりつけ医へ
ご相談ください。

物忘れ相談医とは

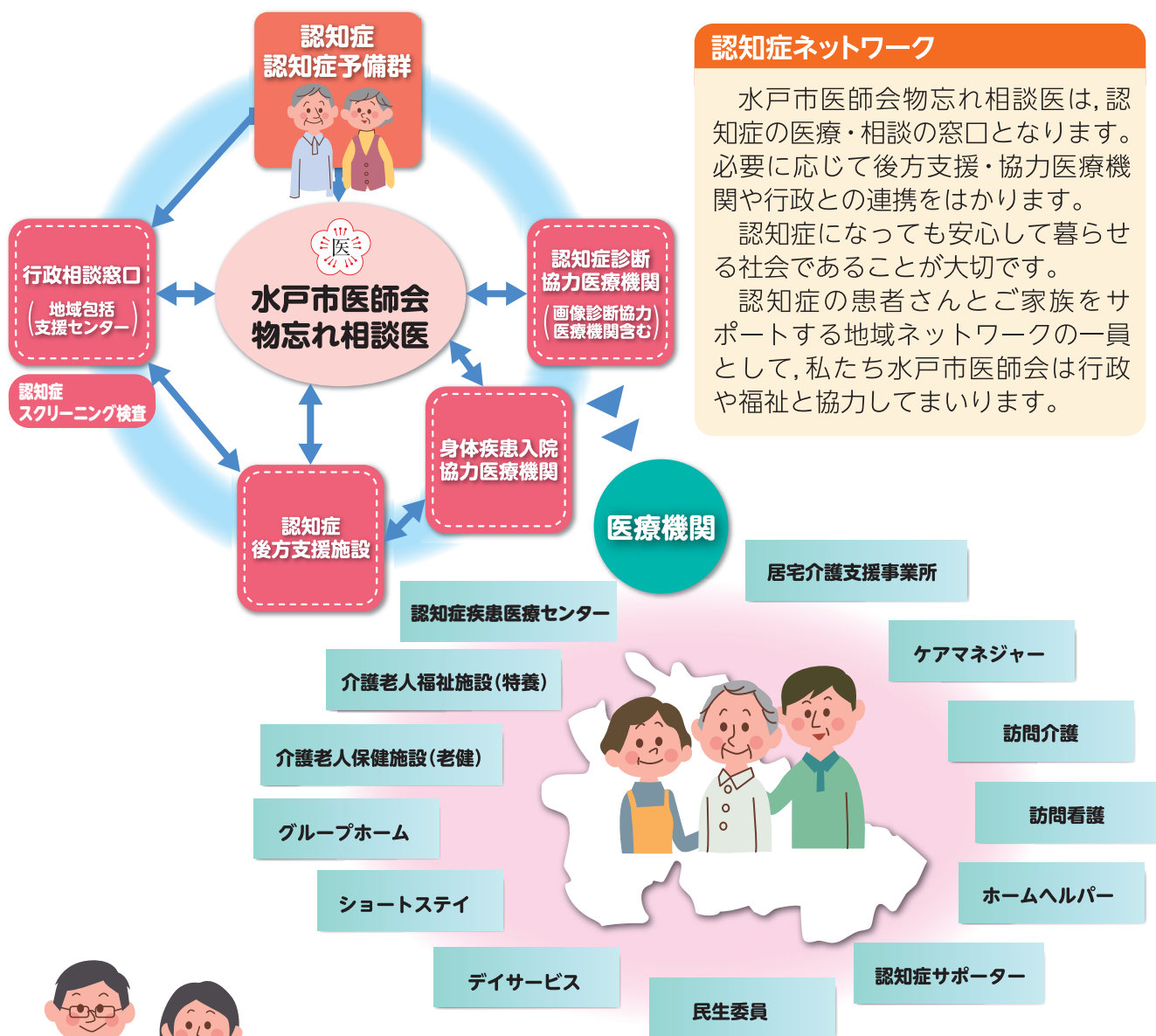
認知症の診断と治療のため、患者さんやご家族の相談にのり、必要に応じて専門医療機関などへ紹介する医師のことです。お困りの方はお気軽に「物忘れ相談医リスト」をご活用ください。



※水戸市医師会は、認知症研修を受けた医師を「物忘れ相談医」として登録しています。



水戸市医師会は認知症ネットワークで 認知症の患者さんをご家族をサポートいたします。



認知症の患者さんは、高齢社会となり、ますます増えてきています。認知症は誰にでも起こりうる病気です。症状が進行しない早期に対応することで、生活の質(QOL)も高まります。認知症は一人で抱え込まないことが大切です。

介護されるご家族の負担を軽減する支援体制を活用しましょう。

認知症ネットワークに関するお問い合わせは



水戸市医師会

<https://www.mito-med.or.jp/>

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町993-17

TEL 305-8811

FAX 305-7710



行政相談窓口

高齢福祉課地域支援センター

直通電話 232-9110

水戸市医師会物忘れ相談医一覧

	医療機関名	医師名	診療科目	住 所	連絡先
1	青木医院	青木かを里	内科	本町 3-4-7	221-8603
2	金敷内科医院	金敷 博文	内科, 消内科, 循内科	平須町表原 1-27	305-7211
3	城南病院	加賀美理帆	内科, リハ科	城南 3-15-17	226-3021
4	田口同仁クリニック	田口 雅一	内科, 麻酔科, リハ科	内原町 910-1	259-2555
5	丹野病院	丹野 大	内科	酒門町 4887	226-6555
6	内科石川医院	石川 至	内科	緑町 1-8-21	233-2236
7	西宮医院	西宮 克明	内科, 外科	新荘 2-9-9	224-5555
		西宮 常代	内科, 外科, 糖尿病内科		
8	山口クリニック	山口 哲	泌尿器科	河和田 1-1640-1	257-2311

※リハ科…リハビリテーション科 循内科…循環器内科 消内科…消化器内科



物忘れ問診票 (本人・家族用)

使い方

ご本人の現在の日常生活と、以前の状態を比べてください。総合得点が24点以下の場合、認知症の疑いがあります。

質 問 項 目		変わらない (2点)	多少悪くなった (1点)	とても悪くなった (0点)
1	今日の曜日や月がわかりますか			
2	家の近くの道順がわかりますか			
3	自宅の住所・電話番号を覚えていますか			
4	ものがいつもしまわれている場所を、覚えて いますか			
5	ものがいつもの場所にないとき、見つけるこ とができますか			
6	電気製品など使いこなすことができますか			
7	衣類の着脱が自分でできますか			
8	買い物で適切にお金を支払うことができます か			
9	体の調子が悪くなっていないのに、行動が不 活発になっていませんか			
10	本の内容やテレビのストーリーがわかりま すか			
11	手紙や葉書を書いていますか			
12	数日前に誰かと会って話したことを思い出 すことができますか			
13	数日前に会話した内容を思い出そうとして も難しいですか			
14	会話の途中で言いたいことを忘れてしまう ことがありますか			
15	会話の途中で適切な言葉(単語)を思い出せ ないことがありますか			
16	よく知っている人の顔がわかりますか			
17	よく知っている人の名前を覚えていますか			
18	その人達がどこに住んでいるか、どんな仕事 をしているかわかりますか			
19	最近の出来事を忘れっぽくなりましたか			

合計 _____ 点

相談窓口

② 認知症の人と家族の会

介護家族と認知症の問題に関心を持つ人々による全国的な民間団体です。認知症に対する正しい認識と理解を進め、認知症の人と家族を支え、「認知症になっても安心して暮らせる社会」を目指して様々な活動を行っています。一人で悩まずに、ご相談ください。



ホームページ



LINE公式アカウント



◆認知症無料電話相談

☎ 029-828-8099

午後1時～午後4時

月曜日～金曜日

※祝日及び年末年始を除く

認知症「介護者のつどい」

認知症の人やその家族、介護経験者、支援者等様々な立場の人が集まり、日々の悩み事や疑問を語り合う場です。

その他、「男性介護者のつどい」「オンラインのつどい」なども開催しています。詳細は茨城県支部ホームページまたはSNSをご覧ください。

日 時

毎月第1金曜日 午後1時～午後3時

場 所

牛久市ひたち野東1-33-6
ひたち野リフレビル4階

対 象

- 認知症の人を介護している方
- 認知症の人
- 認知症に関心のある方
(ご相談も承ります)

◆問合せ先

○公益社団法人 認知症の人と家族の会 茨城県支部

牛久市中央3-15-1 牛久市保健センター隣

☎ 029-828-8089

③ 認知症疾患医療センター

内 容

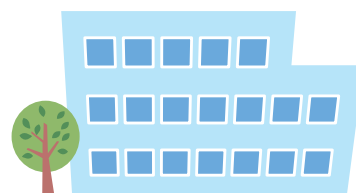
認知症についてのさまざまな困り事や心配などについて、専門医療相談及び診断・治療を行います。

医療機関名	相談対応時間	住所	電話番号
石崎病院認知症疾患医療センター	月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時30分～正午 午後1時30分～午後4時30分	茨城町上石崎4698	293-7165
汐ヶ崎病院認知症疾患医療センター	月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時30分	水戸市大串町715	269-9017
栗田病院認知症疾患医療センター	月～土曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時	那珂市豊喰505	298-1396

※診療希望の方は、あらかじめ電話で予約をしてお出かけください。

◆担当課

茨城県保健医療部健康推進課
水戸市笠原町978-6





④ 認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療・福祉の専門職などが集い、情報交換や相談を目的として、認知症の人の居場所として、ご家族の悩みを共有する場所としてお気軽にご参加ください。

高齢者支援センターが主催若しくは運営に協力して開催している認知症カフェは以下のとおりです。

概ね月1回程度の開催となっておりますが、開催日時についてはお問い合わせください。



カフェ名称	開催地	開催地住所	問合せ先・電話番号
はっするカフェ	特別養護老人ホームもくせい	東原3-2-7	特別養護老人ホームもくせい ☎303-7373
となりの縁側	茨城県保健衛生会館	緑町3-5-35	NPO法人ともに歩む認知症の会・茨城 ☎080-9819-4829
思い出カフェ	まるごとカフェ	吉沼町1429-12	東部高齢者支援センター ☎246-6216
みんなのカフェ	千波市民センター	千波町114-6	セントケア水戸千波 ☎304-5028 東部高齢者支援センター ☎246-6216
オレンジサロン よねざわカフェ	居宅介護支援事業所ヘルサ	米沢町82-3	居宅介護支援事業所ヘルサ ☎304-6020
とうぶカフェ ころろ	みと東部特別養護老人ホーム	酒門町1177-3	みと東部特別養護老人ホーム ☎350-6100
和みカフェ	いきいき交流センター葉山荘	千波町1677	南部第二高齢者支援センター ☎241-4821
	見和市民センター	見和2-224-1	
ぶらり喫茶	サポートハウスいろどり	石川1-4017-1	北部高齢者支援センター ☎246-6003
認知症の方と家族の集い	福祉ボランティア会館	赤塚1-1	NPO法人ともに歩む認知症の会・茨城 ☎080-9819-4829
オレンジサロン	福祉ボランティア会館	赤塚1-1	
お喋りカフェ希望IN双葉台	双葉台市民センター	双葉台2-1-5	西部高齢者支援センター ☎246-6333
お喋りカフェ希望IN大塚	サービス付き高齢者向け住宅 かたくりの家	大塚町1763-9	
お喋りカフェ希望IN桜川	桜川市民センター	河和田町2894-4	
ニコニコサロン	特別養護老人ホーム グリーンハウスみと	塩崎町3503	常澄高齢者支援センター ☎246-6155
うちっこカフェ	特別養護老人ホーム もみじ館	鯉淵町2222-1	内原高齢者支援センター ☎257-5466

●「認知症カフェ」の様子はこちら

南部第二高齢者支援センターが運営する認知症カフェ(和みカフェ)の様子を撮影しました。ぜひ、ご覧ください。

※次のQRコードをスマートフォンなどのカメラで読み取ってください。YouTube のアプリが起動します。



◆問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター
☎ 297-5903 (介護予防係)

また、水戸市のホームページからご覧いただくことが可能です。
ホーム > 高齢者福祉 > 認知症関連 > 認知症の方とご家族の集いの場
～認知症カフェ～

認知症カフェ 水戸

検索

相談窓口

3 介護保険に関する相談

介護保険を利用しているうえでの相談は、水戸市役所介護保険課までご連絡ください。

また、介護サービス相談員が、認定を受けた方の自宅や介護保険施設を訪問し、介護サービスに関する相談に応じています。

介護保険課 ☎ 297-1018



◆介護サービスについての苦情は

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談室
水戸市笠原町978-26 ☎ 301-1565

4 その他の相談窓口

① 市民相談室

内 容

行政への意見、要望の受付のほか、日常生活の困りごとについて、問題の解決や助言を行う窓口を案内しています。

※祝日及び年末年始を除く

◆問合せ先

市民相談室 ☎ 232-9109

相談の種類・日時・場所

区分	日時	場所	相談員	主な相談内容
行政相談	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	水戸市役所1階 市民相談室	市職員	市政に対する意見・要望
暮らしの 行政相談	第1火曜日 午後1時～4時	水戸市役所1階 相談ブース	行政相談委員	国などの行政に関する 意見や要望
	第3火曜日 午後1時～3時	イオンモール 水戸内原2階		
法律相談 (要予約)	第1～4水曜日※1 午後1時～4時	水戸市役所1階 相談ブース	弁護士	日常における法律相談 (1人20分間)
行政書士相談	毎週木曜日※2 午後1時～4時	水戸市役所1階 相談ブース	行政書士	相続や遺言書に関する ことほか(1人30分)

※1 12月の第4水曜日は実施しません。

※2 祝日の場合は翌日金曜日に実施します。





② 消費生活相談

訪問販売や電話勧誘、身に覚えがない架空請求、製品事故、多重債務などでお困りの方、消費生活の情報を知りたい方はご相談ください。

消費生活相談に加え、精神保健福祉士による「消費者トラブルこころの相談」や、弁護士、司法書士、建築士などによる専門的な相談を行っています。専門相談は予約制となっています。詳しくは「広報みと」をご覧ください。



相談日時

月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

◆相談先

水戸市消費生活センター ☎ 226-4194
水戸市中央1-4-1 水戸市役所2階

③ 障害者の生活に関する相談

内 容

障害のある方等が地域で安心して暮らせるよう、専門の職員が各種相談を受け付けています。

対象者

障害のある方、その家族、関係者等

相談日時

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

◆相談先

- 東部基幹相談支援センター ☎ 303-8981
水戸市中央1-4-1 水戸市役所1階 障害福祉課隣
- 西部基幹相談支援センター ☎ 309-6630
水戸市赤塚1-1 ミオスビル2階

④ くすりの相談室

内 容

くすりを正しく使っていただくために、くすりに関する相談を薬剤師が受け付けています。

また、健康食品などについての質問にもお答えしています。

相談日時

月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

※時間外は留守番電話で受け付けています。

※多くの方のご相談に対応するため、1回の相談時間は最大30分程度とさせていただきます。



◆問合せ先

茨城県薬剤師会くすりの相談室 ☎ 306-8945
水戸市笠原町978-47

⑤ 年金相談

内 容

厚生年金／国民年金（基礎年金）に関する請求や変更手続、通知書再交付などのご相談に応じます。
（相談の際には、基礎年金番号またはマイナンバーをお手元にご用意願います。）

相談日時

平日：午前8時30分～午後5時15分 ※月曜（祝日の場合は翌日）は午後7時まで
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

◆相談先

●電話による年金相談（全国共通）

一般的な年金給付にかかるお問い合わせ ☎0570-05-1165

●窓口での年金相談（年金相談・お手続きの際は事前にご予約をお願いします。）

- ・予約受付専用電話 ☎0570-05-4890
- ・インターネットからも予約ができます。（日本年金機構 予約相談で検索）
- ・【街角の年金相談センター水戸】水戸市南町3-4-10 水戸FF センタービル1階
☎029-231-6541
- ・日本年金機構【水戸北年金事務所】水戸市大町2-3-32 ☎029-231-2283
- ・日本年金機構【水戸南年金事務所】水戸市柳町2-5-17 ☎029-227-3278

⑥ 特設無料人権相談所

内 容

いじめや家庭内の問題、金銭貸借、近隣とのもめごとなど、暮らしの中で起こるさまざまな人権問題について、弁護士や学識経験者などで構成する人権擁護委員が相談に応じます。

相談日時

5月16日（金）、6月13日（金）、7月11日（金）、9月12日（金）、11月14日（金）、12月12日（金）、
1月16日（金）、3月13日（金）いずれも午前10時～午後3時（受付は午後2時30分まで）

相談場所

水戸市役所6階

◆問合せ先

福祉総務課 ☎232-9169（社会係）

⑦ 福祉用具の展示・相談

内 容

高齢者や障害者の自立した生活を支え、介護者の負担軽減となる福祉用具の常設展示、相談、取扱い業者などの紹介や情報提供を行っています。

相談日時

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後5時
また、福祉用具の試用貸出し、介護に関するDVDや図書の貸出しも行っています。
※時間内は自由にご覧いただけますが、ご相談の際は、あらかじめ電話で予約されますと、スムーズです。

◆問合せ先

一般社団法人
茨城県福祉サービス振興会
（茨城県介護実習・普及センター）
水戸市千波町1918
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階
福祉用具展示ホール
☎244-4425
ホームページ
「茨城県福祉サービス振興会」で検索





⑧ 茨城県おとな救急電話相談 (#7119)

急な病気やケガで救急車を呼ぶか、すぐに病院に行った方が良いかなど、判断に迷った時には「おとな救急電話相談」をご利用ください。

利用方法は、携帯電話やプッシュ式の固定電話からは **「#7119」**、その他の電話からは **「050-5445-2856」** に電話してください。

相談員（看護師）が病気やケガの症状を聞き取り、受診や救急車要請のアドバイスを行い、必要に応じて医療機関をご案内します。

利用可能時間

24時間365日

※相談料は無料です。ただし通話料は利用者の負担となります。

※本相談は、診療行為や医療行為ではありません。電話でのアドバイスにより相談者の判断の参考としていただくものですので、あらかじめご理解のうえご利用ください。

※案内された医療機関には、事前に電話連絡いただいたうえで受診してください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※「茨城県救急お役立ち情報」では、受診可能な医療機関を検索できるサイト等へのリンク等を掲載しています。

URL : https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/iryo/isei/qq_link.html

◆担当課

茨城県保健医療部医療局医療政策課
水戸市笠原町978-6

相談窓口



健康長寿を意識した生活習慣

食生活



必要な栄養をバランスよく取るためには、一汁三菜を意識しましょう。特にたんぱく質や乳製品は積極的に取りましょう。

社会参加



人との交流が頭や体を刺激すると同時に、楽しみや生きがいにつながります。引きこもらずに、できるだけ外出を。

運動



適度な運動を続けることで、身体機能を維持・向上させることができます。積極的に体を動かしましょう。

1 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害がある方を対象に平成20年4月から始められました。この法律に基づき、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が創設され、制度が運用されています。

広域連合と水戸市が行うことは次のように区別されています。

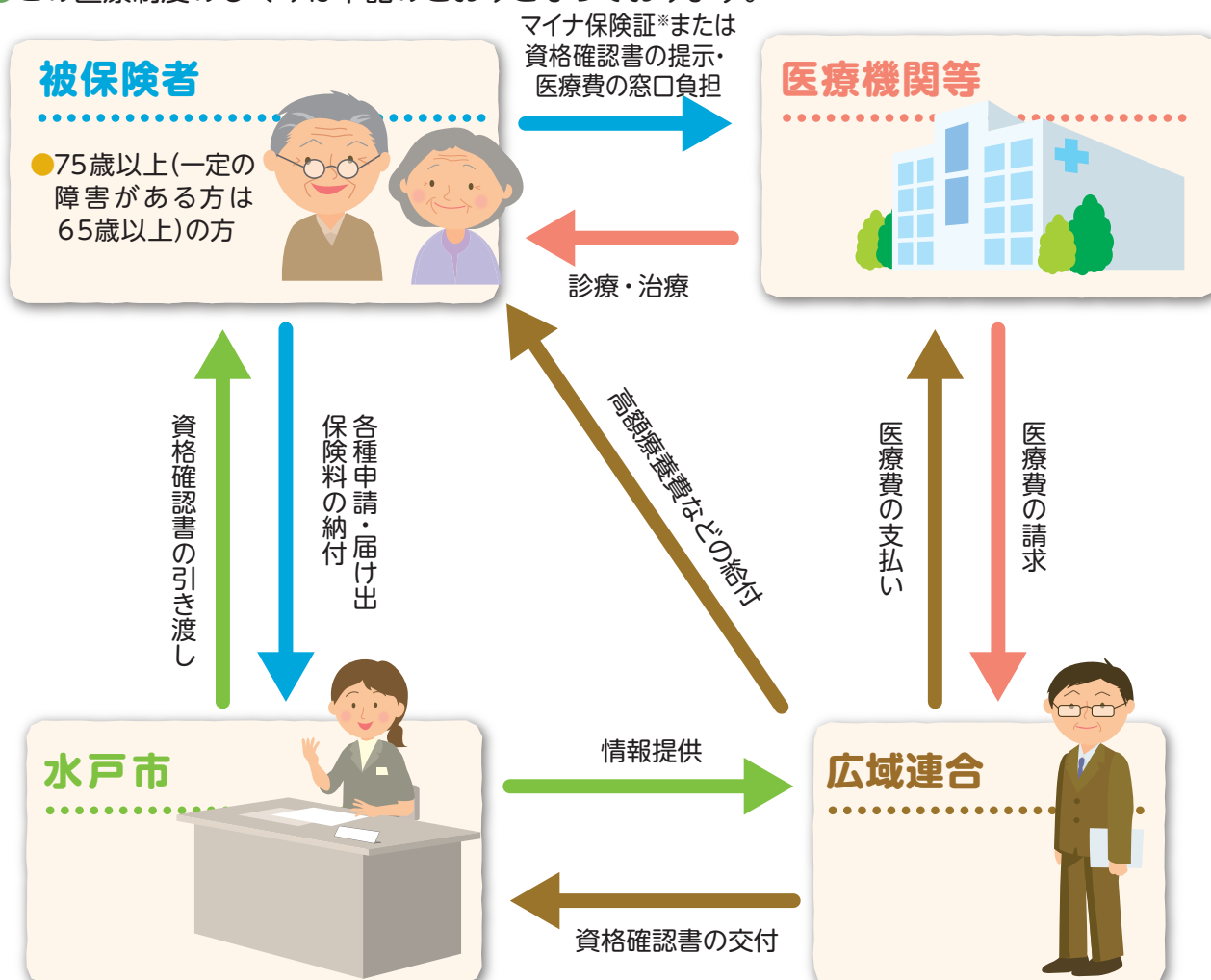
広域連合が行うこと

- 被保険者の認定
- 保険料の決定
- 医療の給付
- 資格確認書の交付

水戸市が行うこと

- 保険料の徴収
- 申請や届け出の受付
- 資格確認書の引き渡し

●この医療制度のしくみは下記のとおりとなっております。

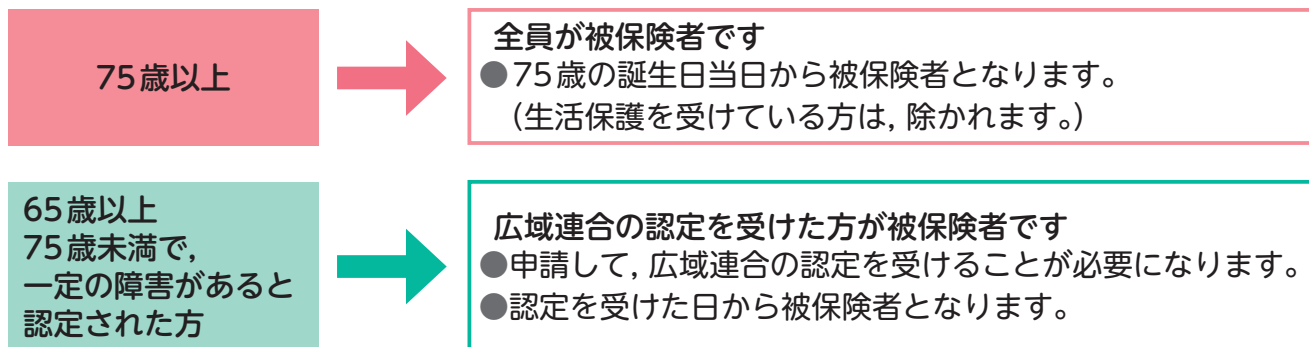


※マイナ保険証…健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード。利用登録は、医療機関・薬局の受付(カードリーダー)、スマートフォンのマイナポータル、セブン銀行ATMから行えます。



2 後期高齢者医療制度の被保険者となる方

75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上75歳未満の方が、後期高齢者医療制度の被保険者となります。これまで保険料を負担していなかった被用者保険（健康保険組合や共済組合などの医療保険）の被扶養者だった方も、後期高齢者医療制度の被保険者となります。



3 後期高齢者医療保険料の決めかた

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \text{47,500円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等－基礎控除額)} \\ \times \text{9.66\%} \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除を差し引く前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除額とは、地方税法第314条の2第2項に規定されている額（前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）となります。

※令和7年度の賦課限度額（保険料の年間上限額）は、80万円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料が計算されます。

(1) 所得が低い方に対する軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等	均等割額の軽減割合
① 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7割
② 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1） ＋「30.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③ 43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1） ＋「56万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方はさらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

(2) 被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減

加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。

(1)の「所得が低い方に対する軽減」の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

4 後期高齢者医療保険料の納めかた

保険料は、**年金からの天引き（特別徴収）**または**水戸市から送られてくる納付書や口座振替（普通徴収）**により個人ごとに納付していただきます。保険料の納付方法については、水戸市から送付される通知の内容をご確認ください。

特別徴収

年金（年額18万円以上）を受給している方は、原則年金からの天引きにより保険料を納付していただきます。

※特別徴収を希望されない方は、口座振替によるお支払いに変更できます。
その場合、併せて「徴収方法変更申請書」の提出が必要です。

普通徴収

年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替により保険料を納期限までに納付していただきます。

口座振替が便利です

①納付書②通帳③通帳印を持って、口座のある市内の金融機関窓口で手続きできます。
※オンラインや、市役所窓口でも手続きできます。希望される場合は、お問い合わせください。

※国民健康保険税が特別徴収されていた方でも、資格取得直後は普通徴収となります。後期高齢者医療保険料の特別徴収が開始するまでには、資格取得から6か月～1年ほどかかります。





5 医療機関にかかるとき



(1) 病気やけがで医療機関にかかったとき

マイナ保険証または資格確認書を医療機関の窓口に提示してください。

医療機関にかかるときの一部負担金の割合は、下記の所得区分により世帯単位で決まります。

所得区分	割合
現役並み所得者 住民税課税所得（扶養控除の見直しに伴う調整控除後の金額）が 145万円以上 の被保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者	3割
現役並み所得者のうち、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯で、被保険者全員の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の被保険者	
一般Ⅱ ①被保険者が世帯に一人の場合 ・年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上 ②被保険者が世帯に二人以上の場合 ・年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円以上	2割
一般Ⅰ ③被保険者が世帯に一人の場合 ・年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満 ④被保険者が世帯に二人以上の場合 ・年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円未満	1割
現役並み所得者のうち、基準収入額が適用される被保険者 ※お住まいの市町村担当課で収入の額を把握できない場合は、基準収入額適用申請が必要です。	
一般Ⅱ ⑤被保険者が世帯に一人の場合 ・総収入の額が383万円未満であり、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上 ⑥被保険者が世帯に二人以上の場合 ・総収入の合計額が520万円未満であり、年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円以上 ⑦被保険者が世帯に一人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の世帯員がいる場合 ・総収入の合計額が520万円未満であり、被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上	2割
一般Ⅰ ⑧被保険者が世帯に一人の場合 ・総収入の額が383万円未満であり、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満 ⑨被保険者が世帯に二人以上の場合 ・総収入の合計額が520万円未満であり、年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円未満 ⑩被保険者が世帯に一人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の世帯員がいる場合 ・総収入の合計額が520万円未満であり、被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満	1割
一般Ⅱ 現役並み所得者を除く、一定以上の所得のある被保険者及びその被保険者と同一世帯にいる被保険者 ①被保険者が世帯に一人の場合 ・住民税課税所得が28万円以上であり、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上 ②被保険者が世帯に二人以上の場合 ・住民税課税所得が28万円以上であり、年金収入＋その他の合計所得金額の合計が320万円以上	2割
一般Ⅰ 現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の被保険者	
低所得者Ⅱ 世帯の全員が住民税非課税（低所得者Ⅰ以外）の被保険者	1割
低所得者Ⅰ 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の一人ひとりの所得（公的年金収入がある場合は、公的年金収入金額から806,700円を控除した額、給与所得がある場合は、給与所得の金額から10万円を控除した額）が0円となる被保険者	

令和4年10月1日の法改正により窓口負担割合が1割から2割へ変更となる方については、令和7年9月30日までの診療分について、1か月の外来医療費の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用による払い戻しがある場合は、高額療養費として支給されます。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合（1割のとき）①	5,000円
窓口負担割合（2割のとき）②	10,000円
負担増加額（②－①）③	5,000円
負担増加額の上限④	3,000円
払い戻し（③－④）	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担額を3,000円までに抑えます。

(2) 医療費が高額になったとき

医療機関等にて、マイナ保険証や限度額の区分が記載された資格確認書で受付すると、1か月（同じ月内）の医療費が高額になったときは、医療機関等ごとに区分に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。

複数の医療機関等を受診されたことなどにより、自己負担限度額を超える窓口負担をした場合は、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後日支給されます。広域連合から申請書が郵送されますので、振込希望口座を指定して、申請書を水戸市に提出してください。1回申請いただくと、2回目以降の高額療養費は、当該指定口座に振り込みになります。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	外来＋入院（世帯単位）	
	外来（個人単位）	
現役並み所得者Ⅲ （課税所得690万円以上）	252,600円＋（医療費－842,000円）×1％ ※1年以内に3回以上自己負担限度額を超えたときは、 4回目以降140,100円	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得380万円以上）	167,400円＋（医療費－558,000円）×1％ ※1年以内に3回以上自己負担限度額を超えたときは、 4回目以降93,000円	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得145万円以上）	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％ ※1年以内に3回以上自己負担限度額を超えたときは、 4回目以降44,400円	
一般Ⅱ	18,000円または （6,000円＋（医療費－ 30,000円）×10％） ^{（注1）} の低い方を適用 （年間上限144,000円）	57,600円 ※1年以内に3回以上 自己負担限度額を超えたときは、 4回目以降44,400円
一般Ⅰ	18,000円 （年間上限144,000円）	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

注1 （6,000円＋（医療費－30,000円）×10％）の限度額の適用は、令和7年9月診療分までとなります。

(3) 入院したとき

入院したときは、医療費のほかに、食事代等の自己負担があります。

●入院した時の食事代の自己負担額（1食当たり）

現役並み所得者及び一般		510円
指定難病患者（現役並み所得者及び一般）		300円
低所得者Ⅱ ^{（注1）}	90日までの入院	240円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	190円
低所得者Ⅰ ^{（注1）}		110円



●療養病床に入院した時の食費・居住費の自己負担額

所得区分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
現役並み所得者及び一般	510円（注2）	370円
低所得者Ⅱ（注1）	240円	370円
低所得者Ⅰ（注1）	140円	370円
老齢福祉年金受給者	110円	0円

注1 低所得者Ⅰ・Ⅱの方が食事代等の減額を受けるには、医療機関の窓口マイナ保険証や限度額区分が記載された資格確認書の提示が必要です。

注2 施設基準等により、一部医療機関では470円の場合もあります。

(4) あとから費用が支給される時

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、水戸市に申請して広域連合が認めた場合に限り、自己負担分を除いた額が支給されます。

- やむを得ない理由で、マイナ保険証または資格確認書を持たずに受診したとき。
- 海外渡航中に治療を受けたとき。
- 医師が必要と認めた、輸血した生血代やコルセットなどの補装具代がかかったとき。
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき。
- 骨折やねんざなどで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。
- 緊急やむを得ず医師の指示があり、重病人の入院・転院などの移送に費用がかかったとき。

※申請の方法や添付書類については、問合せ先までご連絡ください。

6 水戸市に届け出や手続きが必要なとき

(1) 被保険者が亡くなったとき

被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方が申請すると、葬祭費として一律5万円が支給されます。



(2) 交通事故などにあったとき

交通事故や傷害事故など第三者（加害者）の行為によって病気やけがをした場合でも、届け出により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。資格確認書、印かん、交通事故証明書（交通事故の時は警察に届け出てもらってください）を持って、水戸市で「第三者行為による被害届」の手続きをしてください。

(3) 転入・転出等があったとき

次のようなときには届出が必要です。

- 水戸市に転入したとき。
- 水戸市から転出するとき。
- 生活保護を受けたとき（資格確認書を添えて届ける）。



◆問合せ先

国保年金課 ☎ 232-9528（後期高齢者医療係）

第8章

身体障害者手帳等をお持ちの方へ

身体障害者手帳等をお持ちの方でも、介護保険の受給対象の方については、介護保険からのサービス給付を優先させることになります。介護保険で受けることができないサービスについては障害福祉課にご相談ください。

① 住宅改造費の助成

内 容

重度の心身障害者の日常生活を容易にするために、台所、浴室、便所、寝室、玄関などを改造し、生活環境の整備を図る費用を助成します。助成対象となる改造内容は、介護保険の場合に準じます。工事着手前に必ず障害福祉課の窓口にご相談ください。

対象者

下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)1～2級(個別等級)または療育手帳Aの方で住宅改造の必要性が認められる方(所得制限があります。)

助成金

改造費30万円を限度として、その10分の9を助成します。

◆問合せ先

障害福祉課 ☎ 232-9173(給付係)

② 補装具と日常生活用具

内 容

身体障害者(児)のからだの不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入費・修理費・貸与費(補装具費)の支給、日常生活用具の給付を行っています。

購入・修理・貸与の前に必ず、障害福祉課の窓口にご相談ください。

対象者

身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等(障害の等級や所得により支給制限があります。)

利用料

種類別に基準額が定められており、この範囲内で支給します。

原則として、費用の1割が自己負担となります。ただし、所得などに応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにしています。

種 類

障害の種別	補装具	日常生活用具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	視覚障害者用時計、視覚障害者用読書器 など
聴覚・言語障害	補聴器	人工喉頭 など
肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ(一本つえを除く)、姿勢保持装置	便器、特殊寝台、特殊マット、移動用リフト、体位変換器、手すり など
内部障害	車椅子、電動車椅子(呼吸器、心臓の障害により歩行が困難な方)	透析液加温器、電気式たん吸引器、ネブライザー、ストーマ用装具 など
肢体不自由かつ言語障害	重度障害者用意思伝達装置	

◆問合せ先

障害福祉課 ☎ 232-9173(給付係)



③ 移動支援事業

内 容

単独で移動することが困難な方が、自立生活や社会参加のために必要な外出の際にヘルパーが付き添い支援します。利用の際は、障害福祉課の窓口にご相談ください。

対象者

- 身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害児者
- 身体障害者手帳（障害の級別が1級又は2級）の交付を受けている者のうち、両上肢、両下肢又は体幹の機能の障害を有する方
- 療育手帳の交付を受けている知的障害児者
- 精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院に限る）の交付を受けている障害者等

利用料

費用の1割が自己負担となります。
ただし、世帯の課税状況に応じた負担軽減があります。

◆問合せ先

障害福祉課 ☎ 350-8084（認定係）

④ タクシー料金の助成（福祉タクシー）



内 容

重度の障害者が医療機関への通院などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。
福祉タクシー助成券（1枚につき300円）を1年度に最大100枚交付し、1乗車につき最大2枚（600円分）使用できます（交付月により枚数が異なります）。

対象者

- 身体障害者手帳1、2級の方
- 療育手帳(A)、Aの方
- 精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

※自動車税または軽自動車税の免除を受けている方や施設入所者は対象となりません。

◆問合せ先

障害福祉課 ☎ 350-8053（管理係）

⑤ リフトタクシーの運行

内 容

車いすのまま乗車できるリフトタクシーが運行されています。
水戸市福祉タクシー助成券、タクシー料金障害者割引制度を利用できます。

◆問合せ先

（★印はストレッチャー兼用車両有）

事業所名	電話番号	事業所名	電話番号
あんしんネット★	228-3333	福祉タクシーウルル勝田★ (ひたちなか市)	219-8167
内原交通	259-2146	丸金タクシー (那珂市)	298-2022
NK観光	305-3331	介護福祉タクシーいるか★ (大洗町)	070-4006-3939
介護タクシースギショク	284-1047	城里町介護タクシーなのはな (城里町)	090-5538-4290
ケアタクシー・アロハ	080-9665-9345	電鉄タクシー★ (日立市)	0120-28-2185
さわやか交通	232-0121	辰巳タクシー (日立市)	0294-36-0163
しらうめ観光タクシー★	243-4444	堀越民間救急サービス★ (常陸太田市)	0294-72-9199
SUN観光シンヤ	0120-21-7171	ドレックス観光ハイヤー★ (かすみがうら市)	0299-59-1717
第一常陽タクシー★	221-3070	亀城タクシー (土浦市)	029-821-0726
ハッピーエスコート★	090-3142-0429	ハッピーツアーズ★ (桜川市)	080-3593-2015
ゆりかご	229-7562		
久保田タクシー (笠間市)	0120-21-7171		
介護タクシーふれあい★ (ひたちなか市)	219-5292		

※予約が必要な場合がありますので、直接お問い合わせください。

第9章

いばらき身障者等用駐車場利用証制度

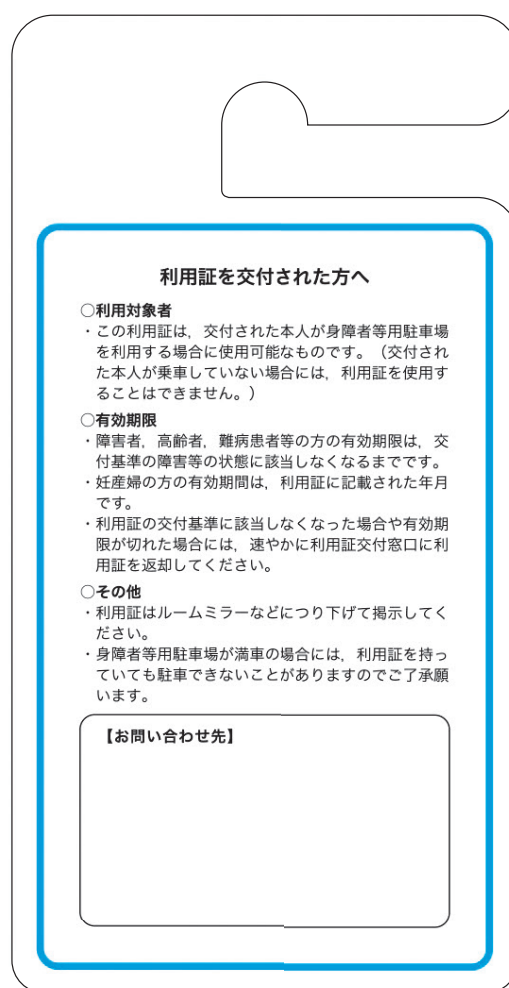
いばらき身障者等用駐車場利用証制度とは、いばらきの快適な社会づくり基本条例及び茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の趣旨に基づき、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者、高齢者、難病患者、妊産婦の方などの申し出により利用証を発行する制度です。

利用証は、県内全ての身障者等用駐車場で利用可能です。身障者等用駐車場が適正に利用されますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

＜ご注意＞

※いばらき身障者等用駐車場利用証は、公安委員会が発行する「駐車禁止除外指定車標章」とは異なるものです。

※いばらき身障者等用駐車場利用証は、駐車場の利用証であり、道路の駐車禁止場所には駐車できません。



1 利用証の申請・交付窓口

次ページ「2利用証の交付対象となる方」の表の右覧に記載されている担当課が、申請等窓口です。場所及び電話番号は、以下のとおりです。

障害福祉課(市役所本庁舎1階)

高齢福祉課(市役所本庁舎1階)

子育て支援課(市役所本庁舎2階)

母子健康手帳申請窓口(市役所本庁舎1階)

常澄保健センター(大場町472-1)

内原保健センター(内原町1384-2)

☎ 232-9173

☎ 232-9174

☎ 350-1216

☎ 224-1111 (内線7151)

☎ 269-5285

☎ 259-6411



2 利用証の交付対象となる方

歩行困難で、かつ下記のいずれかの基準に該当される方

○身体障害者手帳の程度が次の表に該当する方

区 分			等 級	申請・交付窓口
視覚障害			4級以上	障害福祉課 (本庁舎1階)
聴覚又は 平衡機能の障害	聴覚障害		3級以上	
	平衡機能障害		5級以上	
肢体不自由	上肢		2級以上	
	下肢		6級以上	
	体幹		5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上	
移動機能		6級以上		
内部障害	心臓機能障害		4級以上	
	じん臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小腸機能障害			
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害			
	肝臓機能障害			

○上記以外の対象者

知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」又は「㊤」の方	障害福祉課（本庁舎1階）
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方	
難病患者	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方	
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方	高齢福祉課（本庁舎1階）
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で 妊娠7か月～産後6か月の方	子育て支援課（本庁舎2階） 母子健康手帳申請窓口（本庁舎1階） 各保健センター

※利用証の交付基準に該当しなくなった場合や有効期限が切れた場合には、速やかに利用証交付窓口にご利用証を返却してください。

3 申請方法

○本人が来庁される場合 … 下記の書類を持参して各担当窓口に提示してください。

- ・交付対象者であることがわかる書類（手帳、受給者証等）

※代理人申請の場合は、本人の上記書類に加え、代理人の本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）

○郵送で申請される場合…下記の書類等を各担当窓口（障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課）宛に郵送してください。

- ・交付対象者であることがわかる書類（手帳、受給者証等）の写し
- ・交付申請書（市ホームページから様式をダウンロードできます。）
- ・利用証を返送する切手180円分

※代理人申請の場合は、代理人の本人確認ができる書類の写しも添付してください。

◆問合せ先

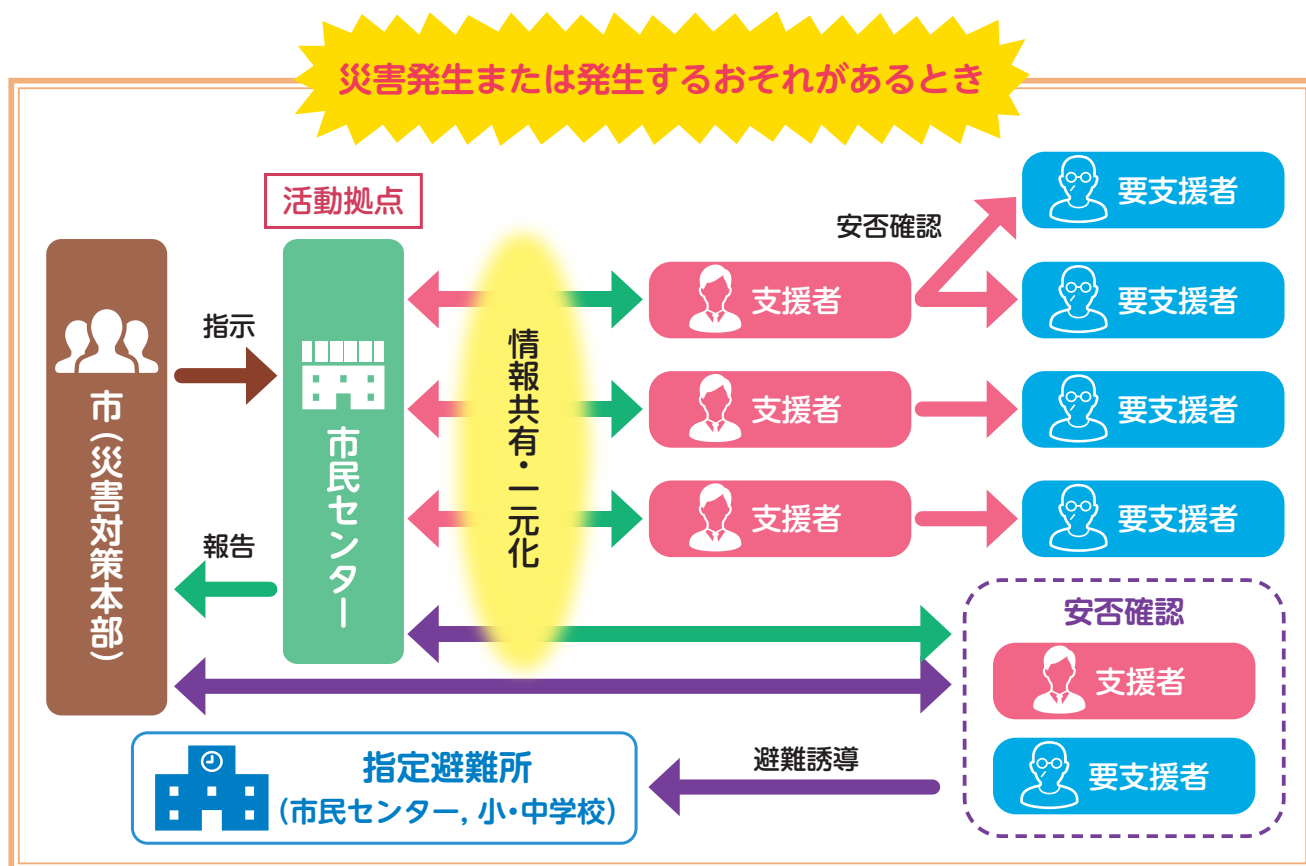
<交付について>	障害福祉課	☎ 232-9173
	高齢福祉課	☎ 232-9174
	子育て支援課	☎ 350-1216
<制度について>	福祉総務課	☎ 232-9169
	茨城県福祉部 長寿福祉課	☎ 301-3326

◆制度の概要

- ◎水戸市では、災害対策基本法に基づき、高齢者や障害者など、在宅の方で、災害時に自力で避難することが困難なため、安否確認や避難支援など必要とする方の名簿を作成しています。
- ◎この支援対策では、大地震や大型台風の上陸などの被害が予想される災害時に、名簿に登録した方を優先して安否確認などを行います。
- ◎65ページに記載した水戸市で定めている要件にとらわれることなく、支援を必要とする方は名簿に登録することができます。
- ◎優先した支援を希望される方は支援者※に、普段から個人情報を提供することに同意していただく必要があります。

※支援者とは、市職員や自主防災組織（地区会）など、災害時に安否確認や避難誘導を行う者です。
 詳細については、65ページ記載の「あなたの個人情報をお知らせする支援者」をご覧ください。
 ※すでにご登録していただいた方につきましては、改めてご申請いただく必要はありません。

◆災害時の支援のイメージ図





- ☐ 介護保険の要介護2以上の方
- ☐ 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方
- ☐ 療育手帳(㊟・A)の交付を受けている方
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている方
- ☐ 75歳以上のひとり暮らしの方
- ☐ 市の支援を受けている難病患者の方

◆登録にあたっての注意事項

- ◎名簿への登録を希望される方は、お手数ですが下記までお問い合わせください。
 なお、水戸市で定めている要件に該当する方については、個別に制度のご案内をお送りし、支援に関する希望の有無等を確認しているところです。
- ◎名簿への登録は、ご自宅など、在宅で生活されている方が対象となります。
- ◎あなたの個人情報をお知らせする支援者は、下記の方々です。
- ・市職員
 - ・自主防災組織（地区会）
 - ・市消防局
 - ・市消防団
 - ・水戸警察署
 - ・民生委員
 - ・地域包括支援センター
 - ・市社会福祉協議会
- ◎支援者にお知らせする「あなたの個人情報」は、下記のとおりです。
- ・氏名
 - ・住所または居所
 - ・生年月日
 - ・電話番号（緊急時連絡先等）
 - ・支援を必要とする理由 など
- ◎災害時以外にも、民生委員などの地域の支援者や、市の職員が、ご登録者の状況に変わりがないかについて確認するため、お電話やご訪問をさせていただく場合があります。
- ◎災害の状況によっては、支援者が被災していることも想定されます。
 名簿への登録が必ずしも災害時の支援を約束するものではないことをご理解ください。

◆申請窓口・問合せ先
福祉総務課 ☎ 232-9169

高齢福祉関連用語について

○老人福祉法

老人の心身の健康の保持と生活の安定のため、福祉の増進を図ることを目的とした法律です。高齢者の施設の定義や、行政措置に関すること、老人福祉計画の策定などについて定めています。

○介護保険法

介護を必要とする方が、その能力に応じて自立した生活を営めるように創設された介護保険について、その内容を定めた法律です。各サービスの範囲や費用のあり方、地域支援事業などの周辺施策について規定しています。

○地域支援事業

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした事業です。そのために必要な財源は、介護保険から交付されます。

- 地域包括支援センター
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 配食サービスや紙おむつ給付などのサービス事業など

は地域支援事業の一環として運営されています。

○介護予防

将来的に、「介護が必要な状態にならないよう」、「介護を受けている状態を悪化させないよう」に、心身・生活機能の維持・向上にむけた予防措置をいいます。

介護保険の介護予防サービスや地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業は、この考え方に基づいて実施されています。

○介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が、将来も元気で介護を必要としないで生活していけるように、提供されるさまざまなサービスの総称です。要支援1・2の方及び要介護状態になるおそれの高い方（事業対象者）を対象としたサービス・活動事業と、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業に分けられます。

○介護予防サービス

介護保険で、要支援1・2と認定された方を対象に、心身の状態の悪化を防ぎ、また、自ら生活していくための機能を増進することを目的に利用するサービスです。基本的な利用の流れは介護サービスと同じですが、地域包括支援センターが一定期間ごとに目標達成の評価を行い、それをプランに反映させることとなっています。

○地域密着型サービス

これまで生活してきた地域を離れることなく、利用者の必要性にきめ細かく応じていけるように設定されたサービスです。そのため、利用者は原則として水戸市の住民に限定されます（水戸市から、他市町村のサービスを利用することも制限されます）。

○特定疾病

介護保険は、高齢者だけでなく40歳から65歳未満の方もサービスの対象としています。これらの方が介護保険の認定を受けるための条件としてあげられた、16種類の疾病を「特定疾病」と呼んでいます。



○償還払い

介護サービスについて、利用者がいったん費用の全額を支払い、手続きを行った後に介護保険負担分の給付を受けるしくみのことをいいます。

○受領委任払い

利用者がサービスにかかる費用の自己負担分(1～3割)を支払い、介護保険負担分(7～9割)を、市から事業者へ直接支払うことをいいます。

○要介護(要支援)認定の有効期間

要介護(要支援)認定の有効期間は次の表のとおりです。引き続きサービスを利用する場合には、認定の有効期間が終了する前に「更新」の手続きをする必要があります。

申請区分等	原則の有効期間	短縮または延長
新規申請	6か月	3～12か月
区分変更申請	6か月	3～12か月
更新申請	12か月	3～48か月

また、有効期間中であっても、利用者の状態が変化したときには、いつでも「区分変更」の申請をすることができます。

○リバースモーゲージ ▶P40

自宅などを担保にして、定期的に生活資金を受け取るしくみです。自宅はあるが現金や収入が少ないという高齢者が、自宅を手放さずに住み慣れた家で暮らし続けられるというメリットがあります。通常の住宅ローン(モーゲージ)とは逆のしくみになるため、リバースモーゲージ(リバースとは「逆」という意味)と呼ばれます。

○高齢者のための施設

高齢者のための施設は種類も多く、入所の基準やそこで受けられるサービスについてもそれぞれ異なっています。また、その施設の持つ目的も違ってきます。

介護保険では、単に入所の費用の給付ということではなく、そこで行われるサービスに対する支給が行われると考えた方が分かりやすいかもしれません。

ここでは、高齢者施設及び住宅などの主なものをあげています。そこで行われるサービスについては、「4 介護保険で受けられるサービス」(P6～)も併せて参照してください。

○介護保険施設

介護保険で要介護1～5(介護老人福祉施設については要介護3～5)の認定を受けた方が入所できる施設です。

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ▶P10

日常的に介護を必要としている方を対象に、自宅での介護が困難な場合、入所するための施設です。

②介護老人保健施設(老人保健施設) ▶P10

病院に入院していた方に対して、機能訓練などを実施し、在宅生活への復帰を支援するための施設です。入院と在宅(入所)との中間に位置付けられる施設といえます。そのため、ずっと入所したままではいられず、おおむね3か月程度での退所を目指します。

③介護医療院 ▶P10

要介護者の方を対象に、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

○認知症高齢者グループホーム

認知症の高齢者が入所するための施設で、介護保険の「認知症対応型共同生活介護」の指定を受け、少数の認知症高齢者が、家庭的な環境の中で生活できるように配慮されています。入所の際は介護保険の認定を受ける必要があります。また、地域密着型の施設であるため、他市町村からの入所はできません。

○養護老人ホーム ▶P32

日常生活が自立している方で、生活環境や経済的な理由、家族間の問題により、在宅での生活ができない高齢者を対象とした施設です。また、有料老人ホームやケアハウスのように、施設との「契約」ではなく、利用者の住む市町村の「措置」により入所する施設です。そのため、入所するには居住地の市町村に申請する必要があります。

費用については、本人の収入及び扶養義務者の課税状況に応じて決定します。

○ケアハウス ▶P32

高齢者のための入居施設ですが、入居費用の一部は市が負担しているため、比較的安価な費用で入居することができます。また、食事なども有償で提供されます。入居のためには、施設との「契約」が必要ですが、寝たきりなど介護度が重く自立生活が難しい場合は入居できません。

ケアハウスでは、介護保険の居宅サービスを受けることもできます。

○有料老人ホーム ▶P32

高齢者のための民間入居施設で、設置に当たり必要事項を市長に届け出て承認された施設です。入居のためには、施設との「契約」が必要ですが、利用権(入居対象者の条件や賃貸などの形態)についてはそれぞれの施設で違っていますので、よく確認する必要があります。

有料老人ホームでは、介護保険の居宅サービスなどを受けることもできます。

○特定施設入居者生活介護 ▶P8

特定施設と呼ばれる有料老人ホームに入居して受ける介護サービスです。介護保険では「居宅サービス」に位置付けられています。(介護保険施設以外は、アパートなどへの入居として考えるため)

○サービス付き高齢者向け住宅 ▶P85

サービス付き高齢者向け住宅とは、介護・医療と提携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

住居としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

水戸市内の介護保険サービス事業所一覧

令和7年6月1日現在

- 水戸市内の市外局番は、029です。
- 町名の50音順に並べてあります。
- 最新の事業所情報は、介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」(<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)（厚生労働省のホームページ）で検索することができます。
- 令和7年6月1日以降に閉所（休止）することが決まっている施設については記載していません。
- 事業所の所在地が変更となっている場合がありますので、その際は直接事業所へお問い合わせください。

■ 居宅介護支援事業所 ▶P6

No.	事業所名	所在地	電話番号
1	ライフピア居宅介護支援事業所	青柳町3796	225-9016
2	コープケアプランセンター	赤塚1-2029-121	257-8905
3	指定居宅介護支援事業所つまさと	有賀町2228	259-7678
4	居宅介護支援事業所祐功の館	飯島町1308-1	353-7511
5	ゆりかごケアプランセンター	飯富町3467-1	222-9667
6	介護支援事業所ふたりしずか	石川4-4039-26	254-3801
7	居宅介護支援センター紫雲	内原1-969-21 garent works UCHIHARA1階103W号室	350-5300
8	指定居宅介護支援事業所てんしん	内原町817-3	259-5355
9	ケアプランセンター安住野	笠原町645-1	241-0605
10	ケアプランヘルパーコール	笠原町1375-1	239-5203
11	ケアサービスいこま	笠原町1429-2	305-3703
12	ニチイケアセンター上水戸	上水戸4-6-45	257-8050
13	居宅介護支援事業所ゆめサポート	河和田3-2337-3 河和田ホームズ111	306-7450
14	居宅介護支援事業所いっしん水戸	河和田3-2337-12 2階	246-5525
15	居宅介護支援センター河和田	河和田3-2352-24	257-6025
16	居宅介護支援事業所桜川陽だまり館	河和田町58	257-7011
17	水戸市社会福祉協議会在宅福祉サービスセンター	河和田町123-1	309-1201
18	居宅介護支援事業所介護サポートセンター水戸	河和田町331-4	303-5339
19	ケアコンダクト	河和田町1110-1	306-7364
20	北水会居宅介護支援事業所	河和田町3003-1 アシステッドヴィラかわわだ	253-0202
21	指定居宅介護支援事業所くるみ館	河和田町3335-1	255-4808
22	指定居宅介護支援事業所かたくり	河和田町4510-1	255-5217
23	もみじ館介護相談センター	鯉淵町2222-1	259-2364
24	いばらき診療所みとケアプランセンター	五軒町1-3-34 5階	306-7227
25	ツクイ水戸	五軒町3-3-45	300-3939
26	にこにこ居宅介護支援事業所	小林町1186-113	259-0259
27	ケアプランセンター花音	小吹町2327-1	305-5265
28	医療法人青藍会居宅介護支援事業所みずき	酒門町268-1	350-2050
29	みと東部居宅介護支援事業所	酒門町1177-3	350-1990
30	居宅介護支援事業所はぎの郷	酒門町2946-3	291-7780
31	もみやま居宅介護支援事業所	酒門町3158	350-2055
32	指定居宅介護支援事業所けやき	酒門町4231-2	246-1114
33	アクティブハートさかど居宅介護支援事業所	酒門町4390	248-5511
34	居宅介護支援センターひなた	酒門町4887 丹野病院内	090-5877-3373
35	指定居宅介護支援事業所グリーンハウスみと	塩崎町3503	350-6622

No.	事業所名	所在地	電話番号
36	ケアサポート渋井	渋井町527-2	291-8644
37	居宅介護支援事業所あかね	島田町3403-1	229-3301
38	居宅介護支援事業所きより	自由が丘2-16	297-6585
39	介護支援センターきらり	城南1-3-32	350-4343
40	城南居宅介護支援事業所	城南3-15-7 生協会館3階	302-0405
41	セントケア水戸	城南3-16-16 アシスト城南ビル202	303-1012
42	やまぶき居宅介護支援事業所	新原1-12-10	257-7715
43	聖孝園千波居宅介護支援センター	千波町254-1	350-7111
44	指定居宅介護支援事業所桜香	千波町478-3	353-6705
45	株式会社ケアコーポレーションみのわ	千波町727-1 石川ビル104	305-3116
46	CARE RAPPORT(ケア ラポール)	千波町1722-2	239-5780
47	友立舎居宅介護支援事業所	千波町1825-5	239-3115
48	居宅介護支援事業所山水苑千波	千波町2331-1	297-2321
49	介護支援センターつむぎ	千波町2431-1 2F	303-8015
50	居宅介護支援事業所リヴサポート泉	大工町2-2-11 高橋第2ビル501	350-8760
51	ケアプランセンターたくみ	大工町3-1-29	297-9995
52	ツクイ・サンフォレスト水戸	中央2-6-32	303-3151
53	居宅介護支援事業所東野の家	東野町215-1	247-8650
54	居宅介護支援事業所ゆうゆう	成沢町446-34	297-7019
55	水戸ケアプランセンター	西原2-12-7	246-6480
56	指定居宅介護支援センターもくせい	東原3-2-7	306-9011
57	指定居宅介護支援センターはなみずき	東原3-2-8	303-7870
58	ケアレジデンス百合が丘居宅介護支援事業所	東原3-2-11	291-7002
59	ケアプランドルチェ	姫子1-154-12	297-6020
60	居宅介護支援事業所「ハート24」水戸事業所	開江町7	257-2255
61	ロイエル商会居宅介護支援事業所	平須町1828-254	297-1010
62	介護支援センター藤が原	藤井町1117-1488	222-9955
63	指定居宅介護支援事業所かたくりの郷	双葉台2-1 OHANA COURT 1号棟1F	353-6855
64	フロイデみと総合ケアプランセンター	堀町967-1	353-8108
65	指定居宅介護支援センター長生園	堀町1185	251-5345
66	居宅介護支援事業所ケアサイン	堀町1932-5	350-6766
67	居宅介護支援事業所水戸の家	堀町2317-1	070-3609-2317
68	在宅介護サービスまごの手	本町3-2-26	300-1711
69	フォレストヴィラ水戸居宅介護支援事業所	全隈町1256-7	253-6551
70	居宅介護支援センターまるまる	松が丘1-4-50 パインヒルズ101号室	239-5490
71	介護支援センター緑岡	見川町1820-17	244-7833
72	一般社団法人水戸市医師会介護保険センターみと	見川町2131-6	291-5507
73	居宅介護支援事業所みがわ	見川町2131-105	305-6868
74	ケアプランセンターネクスト	見川町2563-1218	350-4070
75	聖孝園南町居宅介護支援センター	南町3-4-2	291-5822
76	株式会社ケアファクトリー	見和1-298-7	257-6650
77	水戸ケアセンターそよ風	見和1-298-9	309-1281
78	ケアプランセンターボランチ	見和1-390-4 鳥久アパート201号室	291-4723
79	居宅介護支援事業所フレンドリー	見和2-215-11	239-3389
80	ケアプランえびさわ居宅介護支援センター	元吉田町707-1	248-5043
81	聖愛園元吉田居宅介護支援センター	元吉田町894-16	353-6100



No.	事業所名	所在地	電話番号
82	居宅介護支援事業所光ホームヘルプ	元吉田町1023-7	240-0656
83	あいわケアマネジメントセンター	元吉田町1596-1	350-9700
84	指定居宅介護支援センターオオモリ	元吉田町1604-5	248-2561
85	ケアプランセンターふうりん	元吉田町2354-3	303-8400
86	ウエルシア介護サービス水戸	百合が丘町8-3	304-0058
87	ケアセンターまこと	百合が丘町814-477	306-8333
88	居宅介護支援事業所寿佳	吉沢町830	297-2101
89	ユーアイケアプラン	吉沼町1429-12	222-1823
90	居宅介護支援事業所ヘルサ	米沢町82-3	304-6020
91	介護支援相談センターよつば	米沢町248-3	239-3793
92	居宅介護支援事業所渡里の里	渡里町285-1	303-8121
93	ウエルシア介護サービス水戸渡里	渡里町2556-3 シャンテドミールD棟101号	306-9486
94	ケアプランセンター「こころ」	渡里町2694-15 フォレストK・103号	222-3080
95	居宅介護支援センターセラヴィ	渡里町2884-12 シティハイムレトアA101	302-5121

■ 訪問介護 ▶P6

■ 介護予防ホームヘルプサービス ▶P21

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの訪問介護を行っています。

※総合欄に○印がある事業所は、総合事業の介護予防ホームヘルプサービスを行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	総合
1	アースサポート水戸	赤塚1-376-1	255-9300	○	○
2	クローバー	赤塚1-1970-5 KTMビル1A	254-6301	○	
3	コープヘルパーステーション	赤塚1-2029-121	257-8905	○	○
4	ゆりかご介護サービス	飯富町3467-1	229-7562	○	○
5	ナザレ園訪問介護事業所水戸	石川1-3829-3	306-6081	○	
6	医療法人社団協栄会訪問介護事業所「いろいろ」	石川1-4017-1	257-3666	○	○
7	エルセルフ訪問介護ステーション	石川2-4046-1	291-7800	○	
8	サンピア訪問介護事業所	内原町120	259-5656	○	○
9	訪問介護事業所「ハート24」水戸事業所	大塚町1803-4	255-1601	○	○
10	公益社団法人 水戸市シルバー人材センター介護保険事業所	大塚町1863-169	303-7272	○	○
11	ヘルパーステーション安住野	笠原町645-1	243-5077	○	○
12	訪問介護ステーションコンフォルト緑岡	笠原町1361-2	305-5203	○	○
13	訪問介護ヘルパーコール	笠原町1375-1	239-5203	○	○
14	ケアサービスいこま	笠原町1429-2	305-3703	○	○
15	ご長寿くらぶ水戸・金町訪問介護事業所	金町2-3-30	297-7785	○	
16	ニチケアセンター上水戸	上水戸4-6-45	257-8050	○	
17	特定非営利活動法人 自立支援センター・ライフサポート水戸	河和田1-1577-2 グレース・ステーション水戸102号	251-0251	○	○
18	訪問介護事業所花水木	河和田1-1811-3	239-5715	○	○
19	ニチケアセンター河和田	河和田2-2232-53	257-9755	○	
20	訪問介護センターアゼリア河和田	河和田3-2568-1 ティーエスビル1-B	303-7735	○	
21	在宅ケアサービスセンターそらまめ	河和田町3003-1	303-8571	○	○
22	訪問介護ステーションくるみ館	河和田町3335-1	309-5150	○	○

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	総合
23	ホームヘルプステーションかたくり	河和田町4510-1	255-5218	○	○
24	ライフケアサービスビーなす	栗崎町1715-10	350-2560	○	○
25	訪問介護事業所LIL	けやき台2-51-2 ル・エトワール102	350-8986	○	○
26	訪問介護ステーションもみじ館	鯉淵町2222-1	259-9295	○	○
27	ツクイ水戸	五軒町3-3-45	300-3939	○	○
28	ご長寿くらぶ水戸酒門訪問介護事業所	酒門町567-4	291-3142	○	
29	訪問介護ステーションとうはら	酒門町2950-5	303-5805	○	
30	ケアサービスすず	酒門町3292-38	357-4756	○	○
31	アクティブハートさかど訪問介護事業所	酒門町4390	248-5579	○	○
32	訪問介護あゆみ	島田町3403-1	266-1500	○	○
33	訪問介護いっしん水戸城東	城東4-4-6	246-5175	○	○
34	ホームケア土屋茨城	城南1-6-10 越川ビル201号室	050-3188-7430	○	
35	セントケア水戸	城南3-16-16 アシスト城南ビル202	303-1012	○	
36	アースサポート水戸中央	白梅3-10-5	302-9011	○	
37	ヘルプステーションけやき	住吉町57-2	246-1125	○	○
38	ミサキ介護サービス	住吉町78-12	248-0734	○	○
39	株式会社ケアコーポレーションみのわ	千波町727-1 石川ビル104	305-3116	○	○
40	ツクイ・サンフォレスト水戸	中央2-6-32	303-3151	○	○
41	訪問介護事業所まごころの手水戸	西原2-12-7	297-8862	○	
42	しもいちヘルプステーション	浜田2-9-5 塚原浜田ビル2階	306-8603	○	○
43	訪問介護ケアレジデンス水戸	東原3-2-11	350-4125	○	○
44	訪問介護サービスセンター アテンドハウス・ウエスト	東原3-2-12	303-2005	○	○
45	介護ステーションドルチェ	姫子1-154-12	297-6020	○	
46	株式会社コムズケア水戸	姫子1-781-7	291-5615	○	
47	ヘルプステーション花音	平須町2-23 シャンブルA棟103号室	246-5150	○	○
48	ケアサポートぽてと	平須町1225-5	244-1379	○	○
49	ゆうさい	平須町1822-167	291-7580	○	○
50	訪問介護事業所ケアセンターR	平須町1822-227	243-5350	○	○
51	訪問介護サービス事業所森のクマさん水戸店	藤柄町2965-1	300-5188	○	○
52	こころ	堀町400-3	070-3160-0720	○	○
53	フロイデみとホームヘルプステーション	堀町967-1	353-8115	○	○
54	訪問介護Distage悠壽	堀町1075-11 Distage悠壽Ⅱ内	353-7522	○	○
55	在宅介護サービスまごの手	本町3-2-26	300-1711	○	○
56	ヘルプステーションわくわく	松が丘2-1-2	291-7700	○	
57	株式会社風の通り道	見川2-157-2 グリーンハイツ見川C棟102	297-3180	○	○
58	訪問介護ベストケア	見川5-127-1 チェリーブラッサム1号棟201号	291-5201	○	○
59	訪問介護あおぞら水戸	見川5-1250-6	252-0838	○	
60	ヘルプサービスみどりおか	見川町1820-16	244-3313	○	○
61	有限会社ほっと水戸	見川町2131-1	305-1677	○	○
62	ご長寿くらぶ水戸見川訪問介護事業所	見川町2131-2165	291-0550	○	
63	ヘルプステーション水戸桑林	見川町2142-10	291-7612	○	○
64	ウエルシア介護サービス水戸見川	見川町2563-424	297-9085	○	○



No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	総合
65	株式会社ケアファクトリー在宅介護事業部	見和1-298-7	257-6650	○	
66	訪問介護フレンドリー	見和2-215-11	239-3389	○	○
67	有限会社光ホームヘルプ	元吉田町1023-7	240-0656	○	○
68	医心館訪問介護ステーション水戸	元吉田町1052-1	291-3815	○	○
69	あんしん介護サービス	元吉田町2710-1	248-2807	○	○
70	訪問介護K-ウィンズ水戸	元吉田町3028 みさとハイツB101号	303-7577	○	○
71	ウエルシア介護サービス水戸	百合が丘町8-3	304-0058	○	○
72	ウエルシア介護サービス水戸渡里	渡里町2556-3 シャンテドミールD棟101号	306-9486	○	○
73	ケアセンターかいんど	渡里町3270-6 フリーランス101	070-1249-5033	○	

■ 訪問入浴介護 ▶P6

■ 介護予防訪問入浴介護 ▶P11

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの訪問入浴介護を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防訪問入浴介護を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	アースサポート水戸	赤塚1-376-1	255-9300	○	○
2	ツクイ水戸	五軒町3-3-45	300-2040	○	○
3	ウエルシア介護サービス水戸	百合が丘町8-3	304-0058	○	○

■ 訪問看護 ▶P6

■ 介護予防訪問看護 ▶P11

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの訪問看護を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防訪問看護を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	医療法人弘寿会石島整形外科医院	青柳町505	221-4821	○	○
2	ライフピア訪問看護ステーション	青柳町3796	227-8065	○	○
3	訪問看護ステーションすいふ	赤塚1-1	309-6659	○	○
4	訪問看護ステーションらいふ	赤塚1-2067-3 コーキビル208	297-3811	○	○
5	ゆりかご☆ナース	飯富町3467-1	229-7562	○	○
6	訪問看護ステーションふたりしずか	石川4-4039-26	255-1202	○	○
7	訪問看護ステーションあやめ水戸内原	内原町1065-1-101	303-5030	○	○
8	ツクイ水戸訪問看護ステーション	大町1-2-40 朝日生命水戸ビル5F	302-7705	○	○
9	イディア訪問看護ステーション	河和田1-1513-25	309-5566	○	○
10	訪問看護ステーションあゆむ	河和田町280-10	353-7186	○	○
11	訪問看護ステーションくるみ館	河和田町3335-1	257-1182	○	○
12	いばらき診療所みと訪問看護ステーション	五軒町1-3-34 第一会計ビル3階	228-5663	○	○
13	訪問看護ステーションすみれ	酒門町268-2	070-4234-7125	○	○
14	訪問看護ステーションとうはら	酒門町2951-1	303-5805	○	○
15	訪問看護ステーションふくろう	酒門町4887	226-6555	○	○
16	訪問看護ステーションあかり	桜川2-5-15	231-0150	○	○
17	訪問看護ステーションルシアス水戸	城東2-12-43	297-2360	○	○
18	訪問看護ステーションオレンジ	城南2-5-19 黄門ビル3B号室	303-6214	○	○
19	訪問看護ステーション虹	城南3-15-7 生協会館2F	227-2577	○	○

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
20	訪問看護ステーションデューン水戸	城南3-16-10 コトヴェール城南101号室	233-2320	○	○
21	あおい訪問看護ステーション	新荘1-5-19	050-3198-5641	○	○
22	訪問看護ステーションあやめ水戸	千波町460-31	240-2260	○	○
23	ケアズ水戸訪問看護リハビリステーション	千波町1253-4 2F	303-5201	○	○
24	訪問看護ステーションあやめ大洗	東前3-28 センティアムタガミB105号室	240-5026	○	○
25	精神科訪問看護ステーション梅香	梅香1-2-50 1階	232-8066	○	○
26	メディフル訪問看護リハビリステーション	東赤塚2111-1	303-5533	○	○
27	訪問看護ステーションパプリカ	姫子1-125-1	297-2820	○	○
28	訪問看護事業所ハート24	開江町8	212-3500	○	○
29	訪問看護ステーション静ころ	開江町960	291-5907	○	○
30	みと南部訪問看護ステーション	平須町2-72	305-3223	○	○
31	訪問看護ステーションLiveway	平須町158-74	305-5825	○	○
32	訪問看護ステーションあやめ水戸平須	平須町1828-993 シティハイツ篠崎103号室	297-8663	○	○
33	フロイデみと訪問看護ステーション	堀町967-1	353-8227	○	○
34	訪問看護ステーションぶろすばあ水戸	堀町1165-35	284-1911	○	○
35	訪問看護ステーション堀	堀町1297-1	291-8006	○	○
36	フレアス訪問看護ステーション水戸	堀町1810-1	291-7005	○	○
37	みかん訪問看護リハビリステーション	堀町2277-54 ブランドールB棟101号室	050-3125-5378	○	○
38	ケアプラス浜田訪問看護リハビリステーション	本町1-4-16	291-7117	○	○
39	訪問看護ステーションもも	松本町15-7 飯村不動産第六ビル103号室	090-4729-3320	○	○
40	一般社団法人 水戸市医師会訪問看護ステーションみと	見川町2131-6	291-5505	○	○
41	公益社団法人 茨城県看護協会訪問看護ステーション絆	緑町3-5-40	221-7150	○	○
42	訪問看護ステーションアルファ	南町1-2-27 水戸スタービル3F	228-1125	○	○
43	セントケア訪問看護ステーション水戸	元吉田町236-18	304-6470	○	○
44	医心館訪問看護ステーション水戸	元吉田町1052-1	291-3815	○	○
45	訪問看護ステーションふうりん	元吉田町2354-3	350-6015	○	○
46	訪問看護ステーションひまわり水戸	百合が丘町814-477	306-8588	○	○
47	訪問看護ステーションのびのび	渡里町2865-11	353-6960	○	○

付

録

■ 訪問リハビリテーション ▶P7

■ 介護予防訪問リハビリテーション ▶P11

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの訪問リハビリテーションを行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防訪問リハビリテーションを行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	医療法人弘寿会石島整形外科医院	青柳町505	221-4821	○	○
2	国家公務員共済組合連合会水府病院	赤塚1-1	309-5000	○	○
3	大久保病院	石川4-4040-32	254-4555	○	○
4	岩間東華堂クリニック	泉町3-1-30	300-7110	○	○



No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
5	介護老人保健施設くるみ館	河和田町3335-1	255-4774	○	○
6	かたくり訪問リハビリテーション	河和田町4516-1	255-5222	○	○
7	志村病院	五軒町1-5-11	221-2181	○	○
8	大場内科クリニック	酒門町275-3	304-0111	○	○
9	丹野病院	酒門町4887	226-6555	○	○
10	在宅緩和ケアもみのき診療所	新荘1-5-19	291-5588	○	○
11	訪問リハビリテーションはなみずき	東原3-2-8	303-3501	○	○
12	フロイデ水戸メディカルプラザフロイデクリニック水戸	堀町967-1	353-8355	○	○
13	訪問リハビリテーションみがわ	見川町2131-105	305-6868	○	○
14	青柳病院	柳町2-10-11	231-2341	○	○
15	介護老人保健施設ひまわり水戸	百合が丘町814-477	240-1007	○	○

■ 通所介護 (▶P7)

■ 地域密着型通所介護 (▶P9)

■ 介護予防デイサービス (▶P21)

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの通所介護を行っています。

※地域密着欄に○印がある事業所は、地域密着型サービスの通所介護を行っています。

※総合欄に○印がある事業所は、総合事業の介護予防デイサービスを行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	地域密着	総合
1	ライフピア青柳通所介護事業所	青柳町3796	224-5855		○	○
2	なごみの家	青柳町4713	353-6753		○	○
3	福祉サポートセンターあすなろ	赤尾関町986-1	297-1400		○	
4	コープ菜の花デイサービスセンター	赤塚1-2029-121	257-7870	○		○
5	ゆりかごデイサービス	飯富町3467-1	222-9666	○		○
6	ゆりかごあっとホーム	飯富町3467-1	222-9666	○		
7	ご長寿くらぶ水戸・石川デイサービスセンター	石川1-3964-2	306-8872		○	
8	まちなかデイサービスななほし	泉町3-1-23	233-5226		○	○
9	カルドデイサービス	内原1-168	350-2574	○		○
10	サンピアデイサービスセンター	内原町126	259-2666		○	○
11	デイサービスてんしん	内原町817-3	259-5355		○	○
12	デイサービスはらだ	内原町846-2	259-2496	○		
13	ケアステーションあさひ水戸内原	内原町910-1	259-0180	○		
14	デイサービスひめの大串	大串町876	050-5472-0711	○		○
15	デイサービスここいち水戸	大塚町1612-2	353-6761		○	○
16	ケアレジデンス水戸新館デイサービスセンター	大塚町1741	251-6602	○		○
17	デイサービスセンターかたくりの郷	大塚町1763-12	297-1701	○		○
18	デイサービスエリス笠原館	笠原町974-79	246-6262		○	○
19	リハプライド水戸	笠原町1191-2 第一斎藤ビル101号室	305-5022		○	○
20	ご長寿くらぶ水戸・金町デイサービスセンター	金町2-3-30	297-7785		○	
21	ニチケアセンター上水戸	上水戸4-6-45	257-8050	○		
22	あおぞらデイサービスひまわり	河和田1-2430-4	251-4122	○		
23	デイサービスヴィジット！！	河和田1-2444-2	306-8273	○		○
24	あずみ苑水戸	河和田2-21-3	251-1110	○		○

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	地域密着	総合
25	ご長寿くらぶ水戸河和田デイサービスセンター	河和田2-21-18	246-6361		○	
26	Day service CAFE Root	河和田3-2546-5	297-1520		○	○
27	通所介護事業所桜川陽だまり館	河和田町58	257-7011	○		○
28	介護予防デイサービスセンター元気はつらつ館	河和田町1181-1	309-5581	○		○
29	フロイデ総合在宅サポートセンター水戸河和田	河和田町2893	257-1755	○		○
30	医療法人社団北水会 リハビリデイサービスセンターかわわだ	河和田町3003-1	257-6617	○		○
31	合同会社アットリセスデイサービスつなぐ	河和田町4126-224	279-0475		○	
32	かたくりケアセンターもくせい	河和田町4510-1	255-1818	○		○
33	つねずみ接骨院リハビリデイサービス	栗崎町1561-1	240-5885		○	○
34	デイサービスほっとミルク水戸	けやき台1-53-1	247-2979		○	
35	ご長寿くらぶ水戸けやき台デイサービスセンター	けやき台2-51-4	246-6045		○	
36	デイサービスセンターもみじ館	鯉淵町2222-1	259-2280	○		○
37	デイサービス笑がお	鯉淵町6123-223	306-8699	○		○
38	ケアレジデンス水戸デイサービスセンター五軒町	五軒町3-4-7	300-5120		○	○
39	デイサービスふたば	小林町1199-123	350-4801	○		
40	デイホーム花音	小吹町2327-1	305-5265		○	○
41	みと東部デイサービスセンター	酒門町1177-3	350-6100	○		○
42	はぎの郷デイサービスセンター	酒門町2946-3	291-7780		○	○
43	デイサロン樺俱樂部	酒門町3158	350-2055		○	○
44	フロイデ総合在宅SC水戸けやき台 小規模デイサービスつどいの家	酒門町3282-6	291-3311		○	○
45	フロイデ総合在宅サポートセンター 水戸けやき台	酒門町3283-1	304-1515	○		○
46	デイサービスセンターさかど	酒門町4231-2	246-1113	○		○
47	育心園	酒門町4280-2	247-5151	○		
48	デイサービスセンターアクティブハートさかど	酒門町4390	248-5511	○		○
49	通所介護センターグリーンハウスみと	塩崎町3503	240-5580	○		○
50	デイサービスあすか	島田町3403-1	266-3337	○		○
51	デイサービスハートライフ城東	城東3-2-23	291-3303		○	
52	デイサービスセンター和敬	城東3-5-8 城東ロイヤルハイツ106号	350-9328		○	○
53	デイサービスここいち水戸城東	城東4-4-6	246-5177		○	○
54	さんてぷらす	新荘3-8-10	357-2860		○	○
55	助川接骨院機能訓練特化型デイサービス	末広町1-4-11	233-9275		○	○
56	聖孝園千波デイサービスセンター	千波町254-1	350-7111	○		○
57	デイサロン千波山	千波町508-63	305-1888		○	○
58	リハビリ専門デイサービスたんぼぼ	千波町1264-5	291-3225	○		○
59	デイサービス野ばら千波みどり温泉館	千波町1384-7	306-7742		○	
60	ジョイリハ千波緑岡	千波町1799-5	244-4066	○		○
61	山水苑デイサービス千波	千波町2331-1	297-2321	○		○
62	樹楽 水戸千波	千波町2365-7	306-9000		○	
63	デイサービス桜香	千波町2776-16	353-8386		○	○
64	デイサービスセンター悠壽大工町	大工町2-6-24	297-5755	○		○
65	ツクイ・サンフォレスト水戸	中央2-6-32	303-3151	○		○
66	デイサービス東野の家	東野町215-1	247-1551		○	○



No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	地域密着	総合
67	デイサービスピースフル・ウッズ	東前町1165	306-7165		○	
68	リハビリ専門デイサービスたんぽぽ内原店	中原町77	353-7121	○		○
69	デイサービスまごころの家赤塚	中丸町270	309-0056		○	
70	デイサービスセンターしゃらく	中丸町604-1	257-2565		○	○
71	アズハイム水戸デイサービスセンター	東原1-2-40	302-7150	○		○
72	デイサービスセンターもくせい	東原3-2-7	303-7373	○		○
73	デイサービスセンターアテンドハウス・ウエスト	東原3-2-12	303-2005		○	○
74	ケアステーションあさひ水戸赤塚	姫子2-692-1	257-3710	○		
75	通所介護事業所双葉陽だまり館	開江町7	306-7521	○		
76	リハビリデイサービスセンターはーとぴあ	開江町8	257-6001		○	○
77	デイホームローズガーデン	平須町957-3	350-1088		○	
78	デイホーム暖	平須町1075-2	297-9668		○	
79	リハビリ専門デイサービスたんぽぽ平須	平須町1368-10	303-8885	○		○
80	トゥルーケアDS縁	平須町1517-1	239-5701	○		○
81	デイサービス元気ハウス	平須町1880-2	284-1688	○		○
82	デイ藤が原	藤井町1117-1488	222-9988	○		○
83	渡里すずらん苑デイサービスセンター	堀町95	257-9555		○	○
84	デイサービスセンターさとのこハウス水戸堀町	堀町878-3	309-0058	○		○
85	ブルーミングケア心逢堀町	堀町883-1	297-1571	○		
86	デイサービスまごころの家水戸堀町	堀町920-1	309-1250		○	
87	デイサービスセンターDistage悠壽	堀町1075-11	353-7522	○		○
88	デイサービス野ばら堀町館	堀町1147-125	353-8951		○	
89	デイサービスセンター長生園	堀町1185	251-5345	○		○
90	種村デイサービス	堀町2294-10	350-5350		○	○
91	さくらさくら	本町1-9-31	350-5550	○		○
92	デイサービスセンターフォレストヴィラ水戸	全隈町1256-7	253-6551		○	○
93	心の里デイサービスセンター	松が丘1-5-10	233-7556		○	
94	デイサービスわくわく	松が丘2-1-2	291-7700		○	
95	あおぞらデイサービス水戸	見川5-1250-6	252-0838		○	
96	デイ緑岡	見川町1820-17	243-7709	○		○
97	明日葉ケアセンター	見川町2131-1303	305-6911	○		○
98	デイサービス水戸桑林	見川町2537-2	243-3335	○		○
99	聖孝園南町デイサービスセンター	南町3-4-2	306-8533	○		○
100	水戸ケアセンターそよ風	見和1-298-9	309-1281	○		○
101	ジョリテラス	見和2-191-1	303-5152		○	○
102	ケアレジデンス水戸デイサービスセンター元吉田館	元吉田町223	309-3301		○	○
103	デイサービスまごころの家水戸駅南	元吉田町575-1	239-5820		○	
104	聖愛園元吉田デイサービスセンター	元吉田町894-16	353-6100	○		○
105	日々トレはると水戸元吉田	元吉田町1097-15	239-5451	○		○
106	ケアパートナー水戸	元吉田町1388-1	350-2400	○		○
107	デイホームMYSA	元吉田町2795-2	350-3531		○	
108	コミュニティガーデン百合が丘	百合が丘町814-524	304-5321	○		○
109	通所介護事業所ユアアイの家	吉沼町1839-1	222-1822	○		○
110	デイサービス百合が丘	六反田町1000-2	306-8761		○	○
111	デイサービスまごころの家水戸若宮	若宮2-5-31	306-6700		○	

■ 通所リハビリテーション ▶P7

■ 介護予防通所リハビリテーション ▶P11

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの通所リハビリテーションを行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防通所リハビリテーションを行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	医療法人弘寿会石島整形外科医院	青柳町505	221-4821	○	○
2	国家公務員共済組合連合会水府病院	赤塚1-1	309-5000	○	○
3	介護老人保健施設つまさと	有賀町2228	259-7677	○	○
4	介護老人保健施設こすもぴあ	石川4-4027	252-4777	○	○
5	介護老人保健施設はあもにか	石川4-4039-26	254-5777	○	○
6	介護老人保健施設大串の里	大串町584-1	269-6477	○	○
7	介護老人保健施設つねずみ	大場町2-14	247-6250	○	○
8	介護老人保健施設くるみ館	河和田町3335-1	255-4774	○	○
9	介護老人保健施設ナーシングホームかたくり	河和田町4516-1	255-5222	○	○
10	志村病院	五軒町1-5-11	221-2181	○	○
11	デイケアセンターせいらん	酒門町268-1	350-8500	○	○
12	大場内科クリニック	酒門町275-3	304-0111	○	○
13	秋山整形外科医院	柵町3-2-57	300-7272	○	○
14	茨城保健生活協同組合城南病院	城南3-15-17	221-3829	○	○
15	山本整形外科医院	千波町478-3	241-2020	○	○
16	医療法人社団北水会北水会記念病院	東原3-2-1	303-7710	○	○
17	介護老人保健施設はなみずき	東原3-2-8	303-3501	○	○
18	フロイデ水戸堀町デイケアセンター	堀町967-1	353-8102	○	○
19	介護老人保健施設みがわ	見川町2131-105	305-6868	○	○
20	介護老人保健施設ひまわり水戸	百合が丘町814-477	240-1007	○	○
21	介護老人保健施設葵の園・水戸中央	米沢町608-1	277-8080	○	○
22	介護老人保健施設渡里の里	渡里町285-1	353-6300	○	○

■ 短期入所生活介護 ▶P7

■ 介護予防短期入所生活介護 ▶P12

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの短期入所生活介護を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防短期入所生活介護を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	特別養護老人ホームライフピア青柳	青柳町3796	224-5855	○	○
2	特別養護老人ホーム祐功の館	飯島町1308-1	353-7011	○	○
3	ショートステイかたくりの郷	大塚町1763-12	297-5220	○	○
4	特別養護老人ホームかさはら	笠原町75-3	243-3715	○	○
5	ショートステイ安住野	笠原町645-1	244-4165	○	○
6	あずみ苑水戸	河和田2-21-3	251-1110	○	○
7	短期入所生活介護事業所桜川陽だまり館	河和田町58	257-7011	○	○
8	特別養護老人ホームライフピア河和田	河和田町4126-201	257-6411	○	○
9	特別養護老人ホームあいおんの里水戸	河和田町4422-1	291-3610	○	○
10	かたくりステイさざんか	河和田町4516-1	255-5222	○	○
11	特別養護老人ホームもみじ館	鯉淵町2222-1	259-9295	○	○
12	特別養護老人ホームヴィレッジみと	小吹町2053-36	243-6008	○	○



No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
13	特別養護老人ホームヴィレッジみと桜ノ牧館	小吹町2053-64	291-7150	○	○
14	みと東部特別養護老人ホーム	酒門町1177-3	350-6100	○	○
15	特別養護老人ホームはぎの郷	酒門町2946-3	291-7780	○	○
16	特別養護老人ホーム樺倶楽部	酒門町3158	350-2055	○	○
17	特別養護老人ホームアクティブハートさかど	酒門町4390	248-5511	○	○
18	介護老人福祉施設グリーンハウスみと	塩崎町3503	240-5580	○	○
19	ショートステイあんじゅ	島田町3403-1	266-0123	○	○
20	ショートステイ東野の家	東野町215-1	247-1551	○	○
21	特別養護老人ホームもくせい	東原3-2-7	303-7373	○	○
22	短期入所生活介護事業所双葉陽だまり館	開江町7	306-7521	○	○
23	ショート藤が原	藤井町1117-1488	222-9988	○	○
24	渡里すずらん苑ショートステイ	堀町95	257-9555	○	○
25	長生園	堀町1185	251-5345	○	○
26	特別養護老人ホームフォレストヴィラ水戸	全隈町1256-7	253-6551	○	○
27	ショートステイ梅寿園	見川町1820-10	243-5322	○	○
28	明日葉ケアセンター	見川町2131-1303	305-6911	○	○
29	特別養護老人ホーム愛友園	緑町3-9-35	221-6157	○	○
30	ケアレジデンス水戸元吉田館	元吉田町223	309-3301	○	○
31	短期入所生活介護ユーアイの家	吉沼町1839-1	222-1822	○	○

■ 短期入所療養介護 ▶P7

■ 介護予防短期入所療養介護 ▶P12

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの短期入所療養介護を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防短期入所療養介護を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	医療法人弘寿会石島整形外科医院	青柳町505	221-4821	○	○
2	介護老人保健施設つまさと	有賀町2228	259-7677	○	○
3	介護老人保健施設こすもぴあ	石川4-4027	252-4777	○	○
4	介護老人保健施設はあもにか	石川4-4039-26	254-5777	○	○
5	介護老人保健施設大串の里	大串町584-1	269-6477	○	○
6	介護老人保健施設つねずみ	大場町2-14	247-6250	○	○
7	介護老人保健施設くるみ館	河和田町3335-1	255-4774	○	○
8	介護老人保健施設ナーシングホームかたくり	河和田町4516-1	255-5222	○	○
9	介護老人保健施設はなみずき	東原3-2-8	303-3501	○	○
10	介護老人保健施設みがわ	見川町2131-105	305-6868	○	○
11	介護老人保健施設しもいち	柳町2-10-11	231-2341	○	○
12	介護老人保健施設ひまわり水戸	百合が丘町814-477	240-1007	○	○
13	介護老人保健施設葵の園・水戸中央	米沢町608-1	277-8080	○	○
14	介護老人保健施設渡里の里	渡里町285-1	353-6300	○	○

福祉用具貸与 ▶P8

介護予防福祉用具貸与 ▶P12

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの福祉用具貸与を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防福祉用具貸与を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	株式会社ヤマシタ茨城営業所	青柳町4262-2	231-2001	○	○
2	株式会社栗原医療器械店水戸支店	石川2-4090-1	251-2161	○	○
3	ケアショップPOM	笠原町147-3 山野コーポG棟407	307-4839	○	○
4	レンタルヘルパーコール	笠原町1375-1	239-5377	○	○
5	株式会社ミカ	河和田町3330-10	254-1981	○	○
6	ワンセルフ	けやき台2-5-1 NSけやきビル101	239-5121	○	○
7	にこにこ福祉サービス	小林町1186-113	259-0259	○	○
8	有限会社ヨシフク	酒門町1437-3	248-5307	○	○
9	かすみウェルフェアサービス水戸営業所	酒門町1828 ドミール・サカドA棟102号	239-5456	○	○
10	パナソニックエイジフリーショップ水戸	酒門町3301-2	350-7102	○	○
11	だんらん	城南1-3-32	246-6006	○	○
12	ソネット水戸	白梅4-1-35	302-4165	○	○
13	ミサキ介護サービス	住吉町78-12	248-0734	○	○
14	株式会社キガ水戸営業所	住吉町230-8	304-5231	○	○
15	福介	根本1-314-1	291-7187	○	○
16	有限会社ロイエル商会	平須町1828-254	244-9531	○	○
17	ライフ緑岡	見川町1820-17	244-6363	○	○
18	株式会社日本ドライ介護用品のスマイル水戸営業所	見川町2131-318	305-5031	○	○
19	フランスベッド株式会社メディカル茨城営業所	見川町2131-992	305-5861	○	○
20	ダスキンヘルスレント水戸ステーション	元吉田町1311	248-0275	○	○
21	有限会社ケアショップケーアンドエム	元吉田町1596-1	240-0235	○	○
22	株式会社ロングライフ	谷津町1-8	257-2345	○	○

特定福祉用具購入 ▶P8

特定介護予防福祉用具購入 ▶P12

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの特定福祉用具販売を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの特定介護予防福祉用具販売を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	株式会社ヤマシタ茨城営業所	青柳町4262-2	231-2001	○	○
2	株式会社栗原医療器械店水戸支店	石川2-4090-1	251-2161	○	○
3	ケアショップPOM	笠原町147-3 山野コーポG棟407	307-4839	○	○
4	レンタルヘルパーコール	笠原町1375-1	239-5377	○	○
5	株式会社ミカ	河和田町3330-10	254-1981	○	○
6	ワンセルフ	けやき台2-5-1 NSけやきビル101	239-5121	○	○
7	にこにこ福祉サービス	小林町1186-113	259-0259	○	○
8	有限会社ヨシフク	酒門町1437-3	248-5307	○	○
9	かすみウェルフェアサービス水戸営業所	酒門町1828 ドミール・サカドA棟102号	239-5456	○	○
10	パナソニックエイジフリーショップ水戸	酒門町3301-2	350-7102	○	○



No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
11	だんらん	城南1-3-32	246-6006	○	○
12	ソネット水戸	白梅4-1-35	302-4165	○	○
13	ミサキ介護サービス	住吉町78-12	248-0734	○	○
14	株式会社キガ水戸営業所	住吉町230-8	304-5231	○	○
15	福介	根本1-314-1	291-7187	○	○
16	有限会社ロイエル商会	平須町1828-254	244-9531	○	○
17	株式会社ミッキーズ	見川2-76-4	305-3741	○	○
18	ライフ緑岡	見川町1820-17	244-6363	○	○
19	株式会社日本ドライ介護用品のスマイル水戸営業所	見川町2131-318	305-5031	○	○
20	フランスベッド株式会社メディカル茨城営業所	見川町2131-992	305-5861	○	○
21	ダスキンヘルスレント水戸ステーション	元吉田町1311	248-0275	○	○
22	有限会社ケアショップケアアンドエム	元吉田町1596-1	240-0235	○	○
23	株式会社ロングライフ	谷津町1-8	257-2345	○	○

■ 特定施設入居者生活介護 ▶P8

■ 介護予防特定施設入居者生活介護 ▶P13

(有料老人ホーム)

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの特定施設入居者生活介護を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防特定施設入居者生活介護を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	べるびー水戸	赤塚1-1 ミオスビル3階	309-0770	○	○
2	ケアレジデンス水戸本館	大塚町1661	252-6615	○	○
3	ケアレジデンス水戸新館	大塚町1741	255-3336	○	○
4	しまナーシングホームガーデン	河和田町3461	297-8120	○	○
5	しまナーシングホーム平須	平須町1416	305-5800	○	○
6	介護付有料老人ホームモdestティア水戸	平須町2205	244-1110	○	○
7	はぴね水戸	堀町915-1	257-1780	○	○
8	介護付有料老人ホームローズヴィラ水戸	堀町1444-1	254-8111	○	○
9	やすらぎ梅寿園	見川町1820-17	241-1210	○	○
10	ケアレジデンス水戸元吉田館	元吉田町223	309-3301	○	○

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ▶P9

No.	事業所名	所在地	電話番号
1	ゆりかご☆いんくる	飯富町3467-1	229-7562
2	ナザレ園サポート24水戸	石川1-3829-3	306-6081
3	定期巡回ステーションけやき	住吉町57-2	306-6151
4	フロイデみと定期巡回サービス	堀町967-1	353-8115

■ 小規模多機能型居宅介護 ▶P9

■ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ▶P13

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの小規模多機能型居宅介護を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防小規模多機能型居宅介護を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	小規模多機能型居宅介護施設かさほら	笠原町355-5	305-3233	○	○
2	小規模多機能型居宅介護コンフォルト緑岡	笠原町1361-2	305-5203	○	○
3	フロイデ総合在宅サポートセンター水戸河和田	河和田町2893	257-1755	○	○
4	フロイデ総合在宅サポートセンター水戸けやき台	酒門町3283-1	304-1515	○	○
5	セントケア水戸千波	元吉田町236-16	304-5028	○	○

■ 認知症対応型通所介護 ▶P9

■ 介護予防認知症対応型通所介護 ▶P13

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの認知症対応型通所介護を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防認知症対応型通所介護を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	デイホームお母さんの家	小吹町2297-19	305-6625	○	○
2	共用型デイサービスグループホームいろり端水戸	開江町8	257-6666	○	○

■ 認知症対応型共同生活介護 ▶P9

■ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ▶P13

※介護欄に○印がある事業所は、介護サービスの認知症対応型共同生活介護を行っています。

※予防欄に○印がある事業所は、介護予防サービスの介護予防認知症対応型共同生活介護を行っています。

No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
1	グループホームぐるんぱの杜	大串町116-4	240-5678	○	○
2	グループホームいっしん館水戸	大塚町1612-14	253-6547	○	○
3	グループホームむくげ	笠原町358-2	305-5666	○	○
4	トゥルーケアGHいちご	笠原町1614-9	305-3077	○	○
5	トゥルーケアGHばなな	河和田町4433-40	257-6100	○	○
6	グループホームかたくり	河和田町4517-1	309-5622	○	○
7	グループホームうちほら	鯉淵町4708-41	259-0577	○	○
8	グループホームなのはな	鯉淵町4708-41	257-0601	○	○
9	グループホームひかり	小吹町267-43	240-3511	○	○
10	グループホーム暖	小吹町267-87	244-0022	○	○
11	グループホーム小吹すずらん苑	小吹町710-1	305-6800	○	○
12	グループホームお母さんの家	小吹町2297-17	241-6610	○	○
13	グループホームすみれ	小吹町3135-1	305-5010	○	○
14	ケアホーム日なた家	酒門町1739	304-6677	○	○
15	グループホームあすなろ	島田町3403-1	267-7301	○	○
16	グループホームいっしん館内原	杉崎町195-1	257-5580	○	○
17	アサミ園	住吉町60	247-0549	○	○
18	グループホームハイジの丘	住吉町302-1	247-2448	○	○
19	グループホームみとの憩	東野町96-5	246-1105	○	○
20	グループホームしゃらく	中丸町604-1	257-2565	○	○



No.	事業所名	所在地	電話番号	介護	予防
21	いろり端水戸	開江町8	257-6666	○	○
22	トゥルーケアGHメロン	平戸町380-1	264-5111	○	○
23	グループホーム堀安の舎	堀町1319	255-6541	○	○
24	グループホームあしたば	見川町2131-1303	305-6914	○	○
25	水戸ケアセンターそよ風	見和1-298-9	309-1281	○	○
26	グループホームゆう	元石川町2523	247-3177	○	○
27	グループホームハイブリッジ	米沢町82-3	304-0190	○	○

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ▶P10

No.	事業所名	所在地	電話番号
1	地域密着型特別養護老人ホームもみじ館	鯉淵町2222-1	259-9295
2	特別養護老人ホームフォレストヴィラ水戸	全隈町1256-7	253-6551

■ 看護小規模多機能型居宅介護 ▶P10

No.	事業所名	所在地	電話番号
1	コミュニティヘルスケアせいらん	酒門町268-2	350-5313
2	みと南部ケアセンター	平須町2-72	305-3223
3	フロイデ看護小規模多機能ホーム水戸堀町	堀町967-1	353-8222
4	フレアス看護小規模多機能水戸	堀町1810-1	350-3550
5	公益社団法人茨城県看護協会 看護小規模多機能型居宅介護事業所絆	緑町3-5-40	303-2950
6	セントケア看護小規模水戸千波	元吉田町236-18	304-2699

■ 介護老人福祉施設 ▶P10

No.	事業所名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホームライフピア青柳	青柳町3796	224-5855
2	特別養護老人ホーム祐功の館	飯島町1308-1	353-7011
3	特別養護老人ホームかたくりの郷	大塚町1763-12	297-5220
4	特別養護老人ホームかさはら	笠原町75-3	243-3715
5	特別養護老人ホーム桜川陽だまり館	河和田町58	257-7011
6	特別養護老人ホームライフピア河和田	河和田町4126-201	257-6411
7	特別養護老人ホームあいおんの里水戸	河和田町4422-1	291-3610
8	特別養護老人ホームもみじ館	鯉淵町2222-1	259-9295
9	特別養護老人ホーム森の家ひらす	小吹町702-1	240-3155
10	特別養護老人ホームヴィレッジみと	小吹町2053-36	243-6008
11	特別養護老人ホームヴィレッジみと桜ノ牧館	小吹町2053-64	291-7150
12	みと東部特別養護老人ホーム	酒門町1177-3	350-6100
13	特別養護老人ホームはぎの郷	酒門町2946-3	291-7780
14	特別養護老人ホーム樺倶楽部	酒門町3158	350-2055
15	特別養護老人ホームアクティブハートさかど	酒門町4390	248-5511
16	介護老人福祉施設グリーンハウスみと	塩崎町3503	240-5580
17	特別養護老人ホーム東野の家	東野町215-1	247-1551
18	特別養護老人ホームもくせい	東原3-2-7	303-7373
19	特別養護老人ホーム双葉陽だまり館	開江町7	306-7521
20	ケアステーション藤が原	藤井町1117-1488	222-9988

No.	事業所名	所在地	電話番号
21	特別養護老人ホーム渡里すずらん苑	堀町95	257-9555
22	介護老人福祉施設長生園	堀町1185	251-5345
23	特別養護老人ホームフォレストヴィラ水戸	全隈町1256-7	253-6551
24	指定介護老人福祉施設ケアステーション梅寿園	見川町1820-10	243-5322
25	特別養護老人ホーム愛友園	緑町3-9-35	221-6157
26	特別養護老人ホームユーアイの家	吉沼町1839-1	222-1822

■ 介護老人保健施設 ▶P10

No.	事業所名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設つまさと	有賀町2228	259-7677
2	介護老人保健施設こすもぴあ	石川4-4027	252-4777
3	介護老人保健施設はあもにか	石川4-4039-26	254-5777
4	介護老人保健施設大串の里	大串町584-1	269-6477
5	介護老人保健施設つねずみ	大場町2-14	247-6250
6	介護老人保健施設くるみ館	河和田町3335-1	255-4774
7	介護老人保健施設ナーシングホームかたくり	河和田町4516-1	255-5222
8	介護老人保健施設はなみずき	東原3-2-8	303-3501
9	介護老人保健施設みがわ	見川町2131-105	305-6868
10	介護老人保健施設しもいち	柳町2-10-11	231-2341
11	介護老人保健施設ひまわり水戸	百合が丘町814-477	240-1007
12	介護老人保健施設葵の園・水戸中央	米沢町608-1	277-8080
13	介護老人保健施設渡里の里	渡里町285-1	353-6300

水戸市内の介護保険以外の施設一覧

※有料老人ホーム（▶P81）もご覧ください。
※水戸市内の市外局番は、029です。

令和7年6月1日現在

区分	施設名	所在地	電話番号
養護老人ホーム（▶P32）	開江老人ホーム	双葉台4-254-1	251-2619
	愛友園	緑町3-9-35	221-6157
ケアハウス（▶P32）	ケアハウスサンピア	内原町122-3	259-5656
	ハートピア水戸	大塚町1803-26	255-3211
	あんず館	河和田町3334-1	255-0045
	ケアハウスみと	酒門町4231-2	246-1112
	みどりおか	見川町1820-16	305-3300
住宅型有料老人ホーム （▶P32）	ご長寿くらぶ 水戸石川	石川町1-3964-2	306-8872
	カルドカーサ水戸	内原1-168	350-2033
	ご長寿くらぶ 水戸金町	金町2-3-30	297-7785
	しまホーム河和田	河和田3-2352-32	309-5567
	「はしかべ」河和田町	河和田町1110-1	257-9365
	ご長寿くらぶ 水戸けやき台	けやき台2-51-4	246-6045
	ナーシングホームとうはら	酒門町2950-5	303-5805
	ナーシングホームほしぞら	酒門町2951-1	350-6722
	まごころの家 赤塚	中丸町270	309-0056
	ドルチェ水戸姫子	姫子1-154-12	297-6020
	しまホーム平須	平須町1431-3	305-5859
	フロイデアシストハウス水戸堀町	堀町967-1	353-8266
	「はしかべ」松本町	松本町1-3	257-9365
	医心館 水戸	元吉田町1052-1	291-3815
	まごころの家 水戸若宮	若宮2-5-31	306-6700
サービス付き高齢者向け住宅	サポートハウス「いろどり」	石川1-4017-1	257-3666
	サービス付き高齢者向け住宅 はらだ	内原町846-2	259-2496
	あんしんホーム水戸内原	内原町910-1	259-0182
	サービス付き高齢者向け住宅 ここいち水戸	大塚町1612-2	353-6761
	かたくりの家 1号館	大塚町1763-9	284-1610
	かたくりの家 2号館	大塚町1763-10	284-1610
	サービス付き高齢者向け住宅 「安住野」	笠原町645-1	244-4165
	サービス付き高齢者向け住宅 コンフォルト緑岡	笠原町1361-2	305-5203
	あおぞらニュータウンひまわり館	河和田1-2430-4	306-7768
	ご長寿くらぶ 水戸河和田	河和田2-21-18	246-6361
	医療法人社団北水会サービス付き高齢者向け住宅 アシステッド・ヴィラかわわだ	河和田町3003-1	257-6616
	ご長寿くらぶ 水戸酒門	酒門町567-4	291-3142
	サービス付き高齢者向け住宅こ こいち水戸城東	城東4-4-6	246-5175
	コープ菜の花の家 水戸	住吉町57-2	350-4121
	ご長寿くらぶ 水戸千波	千波町295-1	353-8761

区分	施設名	所在地	電話番号
サービス付き高齢者向け住宅	ツクイ・サンフォレスト水戸	中央2-6-32	303-3151
	ピースフル・ウッズ アネックス	東前町1126	306-8008
	ピースフル・ウッズ 東前	東前町1165	306-7165
	在宅療養包括サポート施設 アテンドハウス	東原3-2-9	303-3351
	サービス付き高齢者向け住宅 アテンドハウス・ウエスト	東原3-2-12	303-2005
	ふるさとホーム 水戸赤塚	姫子2-692-1	257-3510
	ウェルネス 水戸平須一番館	平須町1517-1	239-5701
	ウェルネス 水戸平須二番館	平須町1517-1	239-5701
	まごころの家 水戸堀町	堀町920-1	309-1250
	Distage 悠壽	堀町1075-11	353-7522
	Distage 悠壽Ⅱ	堀町1075-11	353-7522
	心の里	松が丘1-5-10	233-7556
	ご隠居長屋 和楽久 プロシード赤塚	松が丘2-1-2	291-7700
	ご長寿くらぶ 水戸見川	見川町2131-2165	291-3550
	水戸長寿館	見川町2142-10	305-3200
	まごころの家 水戸駅南	元吉田町575-1	239-5820
	あおぞらニュータウン 米沢館	米沢町232-3	291-8600
いきいき交流センター (▶ P35)	柳堤荘	本町1-3-28	221-5761
	あかね荘	石川2-4094-1	252-5868
	葉山荘	千波町1677	243-5508
	長者山荘	渡里町3201-3	228-0723
	常澄	大場町472-1	240-5255
	ふれしあ	吉沢町850	247-6377
	あじさい	末広町2-3-13	232-0021
	あかしあ	河和田3-2274-1	307-4426

施設名	所在地	電話番号
内原高齢者センター(▶P36)	内原町1397-5	232-9174(高齢福祉課)

付録 4

主な問合せ先一覧

※水戸市内の市外局番は、029です。

令和7年4月1日現在

問合せ先	所在地	電話番号
高齢福祉課 管理係, 高齢福祉係	中央 1-4-1 水戸市役所 1 階	232-9174
高齢福祉課 地域支援センター 地域支援事業係		232-9110
高齢福祉課 地域支援センター 介護予防係		297-5903
中央高齢者支援センター(第一・第二中学区担当)	東原 3-2-11 (水高スクエア内)	306-9582
東部高齢者支援センター(第三・千波中学区担当)	吉沼町 1429-12 (まるごとカフェ内)	246-6216
南部第一高齢者支援センター(第四中学区担当)	住吉町 57-2	246-5690
南部第二高齢者支援センター (緑岡・見川・笠原中学区担当)	千波町 1677 (葉山荘内)	241-4821



問合せ先	所在地	電話番号
北部高齢者支援センター (飯富中・国田義務教育学区, 第五・石川中学区担当)	石川 4-4039-26 (はぁもにか隣)	246-6003
西部高齢者支援センター (赤塚・双葉台中学区担当)	双葉台 2-1 (オハナコート内)	246-6333
常澄高齢者支援センター (常澄中学区担当)	塩崎町 3503 (グリーンハウスみと内)	246-6155
内原高齢者支援センター (内原中学区担当)	鯉淵町 2222-1 (もみじ館内)	257-5466
介護保険課 管理係	中央 1-4-1 水戸市役所 1 階	297-1018
介護保険課 給付係		232-9177
介護保険課 認定係		232-9147
介護保険課 保険係		232-9194
障害福祉課 認定係		350-8084
障害福祉課 給付係		232-9173
国保年金課 後期高齢者医療係		232-9528
水戸市保健所 健康づくり課	笠原町 993-13	243-7311
水戸市保健所 感染症対策課		243-7315
水戸市社会福祉協議会	赤塚 1-1 ミオスビル 2 階	309-5001
水戸市シルバー人材センター	大塚町 1863-169	303-7272
茨城県福祉部長寿福祉課	笠原町 978-6	301-1111 (代表)
茨城県保健医療部健康推進課		
茨城県保健医療部保健政策課		

元気で長生き応援します！ロングライフです。



ロングライフは約束します。
お年寄りご家族に笑顔を増やすため
皆様と共に歩み続けることを・・・

福祉用具販売・レンタル・住宅改修・ケアプラン作成

株式会社 ロングライフ

水戸市谷津町細田 1-8 ☎029-257-2345

暮らしの保健室ふうりん

介護・医療・障害の相談窓口、健康サロンを開催中

★訪問看護 ★訪問リハビリテーション ★居宅介護支援事業所 ★相談支援事業所 ★キャンパス水戸

訪問看護ふうりん・訪問看護・訪問リハビリ

看護師・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士が住みながらご自宅に伺い看護・リハビリを提供いたします。ご高齢の方だけでなく、障がい、精神疾患、認知症をかくまえておられる方にも対応いたします。(予防看護、医療的ケア、点検や処置、服薬管理、入浴介助、お食事など)

ケアプランセンターふうりん

ケアプランセンター (居宅介護支援事業所) とは、介護保険サービスを受ける要介護者の在宅介護に関する相談や計画、連絡・調整を総合的に引き受ける事業所です。

相談支援センターふうりん

相談支援センター (相談支援事業所) とは、障害福祉サービス等申請したい障害者、障害児に関するサービス等利用計画書の作成および支給決定後のサービス等利用計画の見直し (モニタリング) を行う事業所です。

★ご利用を検討される方は、かかりつけ医やケアマネジャーまたは下記にご連絡下さい。

訪問看護・訪問リハビリ・相談支援センター ☎ 029-350-6015
ケアプランセンター ☎ 029-303-8400

一般社団法人ふうりん
〒310-0836
水戸市元吉田町2354-3
9:00~18:00 日曜休み
訪問看護 ふうりん 検索

在宅介護サービス まごの手



指定訪問介護事業
指定居宅介護支援事業

〒310-0815 水戸市本町3丁目2番26号
TEL029(300)1711 FAX029(300)1710

水戸市医師会 訪問看護ステーションみと
介護保険センターみと

TEL 291-5505
291-5506
291-5507
FAX 291-5504

〒310-0913
水戸市見川町2131-6

専門のスタッフが
お待ちしておりますので、お気軽にご相談ください♪



笑顔になれる介護サービスを



ライフケアサービス
ビーなす

訪問介護総合事業・居宅介護・重度訪問・同行援護
介護タクシー・有償運送など、御相談ください

〒311-1133

水戸市栗崎町1715-10 ☎ 029-350-2560



★スタッフ募集中!



行政書士鈴木恭子事務所

- ◆相続手続き ◆公正証書遺言作成手続き
- ◆任意・法定後見手続き ◆相談業務 ◆書類作成業務

茨城県行政書士会会員

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター会員

行政書士 鈴木 恭子

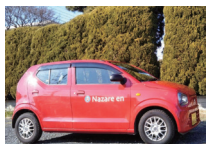
水戸市平須町1番地の166

電話 029-303-6140

090-6102-5712

サポート24

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス
訪問介護事業所



- 訪問介護も始めました!
- ご自宅にヘルパーが伺います。
- 365日・24時間対応いたします。

ナザレ園サポート24水戸

水戸市石川1-3829-3

TEL 029-306-6081

Email supportmito@nazareen.or.jp

URL www.nazareen.or.jp



Nazare en

お家で楽しくカット



ご自宅でリラックスしながら
ヘアカットいたします

安心価格 出張費込み 税込 **4,000円**~

真心をご本人とご家族の皆様にお届けします 〒319-0306 水戸市杉崎町 795-3
福祉理美容のヘアアレンジ ☎ フリーダイヤル 0120-59-2723



一般居室棟外観(土地:一部賃借)



介護居室棟外観(土地:一部賃借)

公益社団法人全国有料老人ホーム協会正会員

一般財団法人 安寿苑

介護付有料老人ホーム **ローズヴィラ水戸**

凜として生きたい。そう願う皆様に敬意を持って
快適な暮らしをご提供させていただきます。

◆入居一時金(1年方式)◆

○一般居室棟 196万円より(その他、5年、10年方式あり)

○介護居室棟 282万円(その他、3年、5年方式あり)

*一般居室棟5年方式、介護居室棟3年方式は、
86歳以上の方の優遇プラン

〒310-0903 水戸市堀町 1444-1

電話 029-254-8111 (ご入居相談担当: 広木)

ホームページ <http://www.rosevilla-mito.org>



職員募集中



24時間
看護職員常駐

理学療法士
勤務

介護付有料老人ホーム
しまナーシングホーム ガーデン

重介護の方も医療依存度の高い方もご入居いただけます。

- ◎「寝たきり」「認知症」「脳血管疾患」「がん」「胃ろう」などの方
- ◎現在入院中で退院後をご心配の方
- ◎他の施設で断られた方
- ◎看取り介護をご希望の方

ご入居の相談、ご見学、
資料請求、お問い合わせはお気軽に



0120-756-515

受付時間/午前9時~午後6時

しまナーシング

検索

理学療法士によるリハビリ。

大きな窓から陽光が差し込むリハビリエリアで、筋力強化や立ち上がり能力維持など、暮らしに必要な機能の回復や維持をサポートします。



地域のみなさまに思いやりと愛のある医療・介護を



介護老人保健施設ひまわり水戸

〒311-1134 水戸市百合が丘町814-477

提供サービス ・入所・短期入所(定員100名) ・居宅介護支援
・訪問看護/訪問リハビリ/通所リハビリ

TEL 029-240-1007(代表)

FAX 029-240-1008

ひまわり水戸

検索



—あなたの誇りと笑顔のために—

社会福祉法人愛の会
軽費老人ホームケアハウス

ハートピア水戸

月額(食費込) 69,767円より

全室南向き・和洋室2間

茨城百景 大塚池湖畔

ご見学随時受付中

TEL0120-24-8347

<http://www.heart-pia.com>



北水会グループ
社会福祉法人 北養会

介護老人保健施設 くるみ館

在宅復帰率 50%超え 超強化型老健



前庭に設置されたりハビリブロード



きめ細やかなサービスで
在宅復帰・在宅支援をめざします!

提供サービス

介護老人保健施設(ショートステイ) 定員 80 名

通所リハビリ 定員 40 名

訪問リハビリ / 訪問介護 / 訪問看護 / 居宅介護支援



※年中無休 見学を随時受け付けております



〒311-4153 水戸市河和田町 3335-1

☎029-255-4774



北水会グループ

ケアハウス あんず館

社会福祉法人 北養会



安心のある生活の場が
ここに 있습니다

生活は何より「安心」が一番です。
栄養士によるバランスのとれた献立、
週1回の北水会記念病院医師の往診、
併設するリハビリ施設との連携等々
あなたの安心な生活を支えます。



ゆったりくつろげる 1 階のラウンジ



▲各階のホール

◀居室(角部屋)
台所・トイレ付

〒311-4153 水戸市河和田町 3334-1

☎029-255-0045

ご見学 随時受け付けております



軽費老人ホーム

原則 60 歳以上の方対象
※年中無休



医療法人青藍会
大場内科クリニック



安心・元気・長生き ～住み慣れた地域で自分らしく～

●デイケアセンターせいらん
通所リハビリテーション:定員30名
水戸市酒門町268-1
(大場内科クリニック別館2階)
Tel 029-350-8500

●大場内科クリニック 通所リハビリテーション
外来(医療保険)リハビリ可
Tel 080-2210-2481

●訪問リハビリテーション
Tel 070-4804-1188



●居宅介護支援事業所みぎき
水戸市酒門町268-1
Tel 029-350-2050



●コミュニティヘルスケアせいらん
看護小規模多機能型居宅介護
水戸市酒門町268-2
Tel 029-350-5313



●訪問看護ステーションすみれ
水戸市酒門町268-2
Tel 070-4234-7125

株式会社 ケアレジデンス

訪問介護 ケアレジデンス水戸

短時間の訪問介護「ゼロコード」

1か所のサービス時間が20分未満の
定期的な介助の提供を取り入れています

〒310-0035 茨城県水戸市東原3-2-11
Mail:houmon_0@careresi.jp



●血圧・体調確認

●内服確認・サポート

- 買い物支援
- 体操・運動
- 調理や食事のサポート、など

必要な時

必要な分

ピンポイントに
コンパクトなケアを
コンスタントに!

定期的に



Tel:029-350-4125

ホームページ▶



24時間365日の
在宅ケア

リハビリ・緩和ケア・認知症・呼吸器の志村フロイデグループ

フロイデ水戸メディカルプラザ

お問い合わせ
お申込み先

フロイデ地域包括ケアセンター水戸

TEL 029-353-8300
水戸市堀町967-1



- 医療サービス・・・診療所・訪問診療・訪問看護
- 介護サービス・・・通所リハビリ・訪問介護・訪問リハビリ・定期巡回・居宅介護支援・看護小規模多機能型居宅介護
- 住まいサービス・・・住宅型有料老人ホーム
- 就労支援サービス・就労移行支援・就労継続支援A型
- 生活支援サービス・カフェ・メディカルフィットネス・売店・地域交流スペース

医療・介護・
リハビリ・
予防・生活の
地域共生
多機能拠点

志村大宮病院

理事長 鈴木 邦彦
院長

常陸大宮市上町313 TEL 0295-53-1111

緩和ケア「エーデルワイス病棟」(20床)

・呼吸器センター

・認知症疾患医療センター

肺炎、COPD(慢性閉塞性肺疾患)、気管支喘息、間質性肺炎といった疾患から、抗がん剤による肺がん化学療法、肺がん検診の精密検査、肺がんの早期発見のための肺ドックを実施しております。



茨城北西総合リハビリテーションセンター

回復期リハビリ病棟「スイス館」(50床)

フロイデ総合在宅サポートセンター水戸けやき台

水戸市酒門町3283-1 TEL.029-304-1515

- 水戸けやき台デイサービスセンター
- 水戸けやき台介護予防センター
- 小規模多機能ホーム水戸けやき台
- 居宅介護支援事業所



フロイデ総合在宅サポートセンター水戸河和田

水戸市河和田町2893

TEL.029-257-1755

- 水戸河和田デイサービスセンター
- 小規模多機能ホーム水戸河和田



医療機関との連携の強い介護を提供します



社会福祉法人 仁心会

SOCIAL WELFARE CORPORATION JINSHINKAI

理事長 丹野 大
医 師



特別養護老人ホーム/
ショートステイ/デイサー
ビス/居宅介護支援事業所
/看護小規模多機能居宅介
護/訪問看護ステーション

水戸市酒門町1177番地3
TEL029-350-6100



福祉用具は専門相談員のいるお店で

公式サイト



みなさまの便利をサポート
安心安全の介護用品専門店

好文橋通り沿・駐車場完備
何でも探し、何でもそろろう

全員が福祉用具専門相談員
色々介護の話をしましょう



株式会社ミッキーズ

- 住 所 水戸市見川2-76-4
- 電話番号 029-305-3741
- 営業時間 10時~18時 水曜定休
- クレジットカード利用可（レンタル除く）



も み や ま か い
社会福祉法人 樅山会

momiya-kai.org

マスコットキャラクター



もみりん

昭和63年の設立以来、「共生・共感・共創」を理念に、地域・次世代の豊かな社会に貢献するという一貫したコンセプトのもと、高齢者・障害者福祉に携わっております。

特別養護老人ホーム

樅俱樂部

KEYAKI CLUB

〒310-0841 茨城県水戸市酒門町3158

TEL 029-350-2055

定員：入居70床・短期入所生活介護10床

住み慣れた地域で安心して過ごせます。

水戸市に古くからある町名の8ユニットと、デイサロン樅俱樂部、地域交流スペースを併設。有資格者によるリハビリテーション・口腔ケア・栄養管理など介護・看護のケアを柱とし、明るく朗らかで家庭的な雰囲気の中、生活支援を提供させていただきます。



施設外観(夜)

地域密着型デイサービス

デイサロン樅俱樂部

定員：デイサロン18名

ユマニチュードケアを
実践するデイサービス



小人数デイサービス

デイサロン千波山

DAY SALON SENBAYAMA

〒310-0851 茨城県水戸市千波町508-63

せんば や ま

TEL 029-305-1888

定員：デイサロン10名

お好みの過ごし方に寄り添います。

千波湖からほど近い別荘のような安らぎの空間で、個別機能訓練をはじめ、散策や文化活動などお好みの過ごし方にご利用いただけます。上質な時間と癒しにこだわったホスピタリティケアを提供させていただきます。

施設外観



もみやま居宅介護支援事業所

移転
しました!

ケアプランの作成のほか、サービスが円滑に利用できるようにサービス提供事業者との連絡・調整を行ったり、介護費用や負担額の算定を行う給付管理を行ったり、利用者が介護サービスを受けるためのあらゆるサポートをします。



まちなか通いの場×地域食堂

梵's (ぼんず)

「人と人をつなぐ」をテーマに、近隣に住まわれる方々へ地域とのつながりを持てる場所を提供し、安心して生活頂くための地域食堂です。地域の方々が気軽にお越しいただけるようリーズナブルな価格で、こだわりの昭和洋食メニュー・喫茶メニューを提供しております。

水戸京成百貨店 西隣
(元「割烹治作」跡)
TEL 029-297-5760
営業時間 10:00～17:00



「すべては患者のために
良質な医療を提供したい」
そんな基本方針と共に47年間歩んできました

医療法人清真会 丹野病院

専門的な医療知識に基づいて
良質な在宅支援を行っています



居宅介護支援センター
ひなた

訪問看護ステーション
ふくろう

訪問リハビリテーション



〒310-0841 水戸市酒門町4887

T E L : 029-226-6555 (代表取次)

自らが受けたいと思う 医療と福祉の創造



湖山医療福祉グループ



社会福祉法人 草加福祉会
SOUGA FUKUSHI-KAI



住まいと介護、まるごとサポート。

コンフォルト緑岡のご案内

サービス事業

- ◇ サービス付高齢者向け住宅
- ◇ 小規模多機能型居宅介護
- ◇ 訪問介護ステーション

◇ サービス付高齢者向け住宅

- ・全室、トイレ・洗面台・IHミニキッチン・クローゼット付き
- ・自立の方から介護が必要な方まで入居できます
- ・お二人での入居もできるお部屋の広さ

◇ 小規模多機能型居宅介護（介護保険事業）

「通い」「泊り」「訪問」を自由に組み合わせ 暮らしを支えます

◇ 訪問介護ステーション（介護保険事業）

経験豊富な訪問介護員が ご自宅やサービス付き高齢者向け住宅で日常生活援助や身体介護を行います

サービス付き高齢者向け住宅

体験利用受付中！

最長1ヶ月までご利用できます

食事代込 1日あたり

5,550円

ちよい借り車いすステーション

ちよい借り車いすステーションでは、年齢を問わず介護保険を使わない方にも、車いすを短期間、無料で貸出しています



お客様の生活に彩りをプラスする取組みもスタートしました！

社会福祉法人 草加福祉会
コンフォルト緑岡
茨城県水戸市笠原町1361-2

お気軽にお問合せ、ご相談下さい

☎029-305-5203



CARE RESIDENCE

シニア世代のみなさまに
生きがいとゆるおいを
感じていただける
理想の「すまい」を
ご提供いたします。

見学・体験
承ります

介護付有料老人ホーム ケアレジデンス水戸 本館

～四季の彩りを感じる豊かな生活～



- 介護付有料老人ホーム 定員 100 名
- 健康な方向けの「レジデンスフロア」と、
介護が必要な方向けの「ケアフロア」をご用意
- 医療依存度の高い方も安心してご入居いただけます

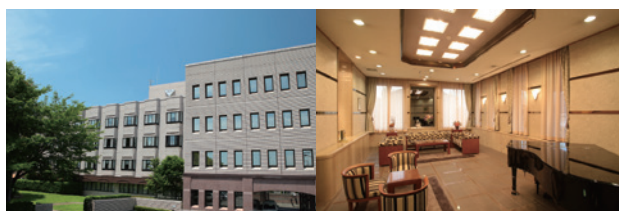
ケアレジデンス水戸 本館

〒311-4143 水戸市大塚町1661

tel.029-252-6615 fax.029-254-5802

介護付有料老人ホーム ケアレジデンス水戸 新館

～郊外のホテルのようなゆとりと贅沢～



- 介護付有料老人ホーム 定員 70 名
- 全室個室、ご夫婦用のお部屋もご用意
- 介護が必要になっても、
生涯同じ部屋でお暮らしいただけます

ケアレジデンス水戸 新館

〒311-4143 水戸市大塚町1741

tel.029-255-3336 fax.029-255-3340

介護付有料老人ホーム ケアレジデンス水戸 元吉田館

〒310-0836 水戸市元吉田町223

tel.029-309-3301 fax.029-309-3305



ケアレジデンス
ホームページは
こちらから





皆川整形外科医院

■ 診察日/時間

【月～土】 9:00～12:20

14:30～18:20

〒310-0851

茨城県水戸市千波町901-1

☎029-243-3102



Minakawa Group



地域とつながる

医療・福祉を目指します。



株式会社オーガスタ

● リハビリ専門デイサービス

リハビリ専門デイサービス たんぽぽ

■ 千波店

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1264-5

☎029-291-3225

■ 内原店

〒319-0305

茨城県水戸市中原町77

☎029-353-7121

■ 平須店

〒310-0853

茨城県水戸市平須町1368-10

☎029-303-8885



■ 営業日/時間

【月～金】 8:30～17:30



● まごころサポート

■ シニアの生活に溢れる些細な"お困りごと"から専門性の求められる"お困りごと"に合わせてプロフェッショナルを紹介するなど、それぞれに合ったサービスをご用意しています。

■ 営業日/時間 (土日祝も受付中)

8:00～18:00

〒310-0853

茨城県水戸市平須町1368-10

☎0120-979-141



〒310-0851

茨城県水戸市千波町1264-5

☎029-291-3280

● メディカルフィットネスマグノリア

「身体機能の回復」「リラクゼーション」「トレーニング」の3つの要素を合わせ、医療と連携することによって実現できた「メディカルフィットネス」という理想のカタチを提供いたします。



〒310-0853

茨城県水戸市平須町1368-10

☎029-303-8885

● 【放課後等デイサービス】

スポーツ療育ステーションコロミ

6歳～18歳の就学児童で学校の授業終了後や長期休暇中などに療育目的で通う施設です。



医療法人渡辺会

● 介護老人保健施設おあらい

■ 入所/短期入所 100床

(内訳) 一般60床・認知40床

■ デイケア 定員40名

〒311-1311

茨城県東茨城郡大洗町大貫町

1212-11

☎029-267-1311



2025年4月1日デイケアが リニューアル!



【リニューアル内容】

- デイケア内の改装
- 酸素BOX/リハビリ機器10台を導入
- 言語聴覚士を新たに配置
- 3時間コースの新設

● 大洗海岸病院

■ 2次救急指定病院

■ 内科病棟 56床

■ 整形外科・外科病棟 41床

■ CT / MRI / 内視鏡検査 / 人間ドック

〒311-1311

茨城県東茨城郡大洗町大貫町915

☎029-267-2191



● 大洗海岸コアクリニック

■ 診療科

内科 / 外科 / 整形外科 / 眼科
婦人科 / 泌尿器科 / 脳外科

■ 診察日/時間

【月～金】 9:00～12:00

14:00～17:30

【土】 9:00～12:00

〒311-1311

茨城県東茨城郡大洗町大貫町903-1

☎029-264-5700

『令和7年度版 お年寄り便利帳』

発行者 水戸市

編集 水戸市福祉部高齢福祉課
水戸市中央1-4-1

電話 029-232-9174

FAX 029-232-9112

E-mail senior@city.mito.lg.jp

困ったときは…

水戸市 高齢福祉課	☎029-232-9174
水戸市 地域包括支援センター	
中央高齢者支援センター(第一・第二中学区担当)	☎029-306-9582
東部高齢者支援センター(第三・千波中学区担当)	☎029-246-6216
南部第一高齢者支援センター(第四中学区担当)	☎029-246-5690
南部第二高齢者支援センター (緑岡・見川・笠原中学区担当)	☎029-241-4821
北部高齢者支援センター (飯富中・国田義務教育学区, 第五・石川中学区担当)	☎029-246-6003
西部高齢者支援センター(赤塚・双葉台中学区担当)	☎029-246-6333
常澄高齢者支援センター(常澄中学区担当)	☎029-246-6155
内原高齢者支援センター(内原中学区担当)	☎029-257-5466
基幹型業務担当(介護予防支援事業等)	☎029-232-9110
水戸市 介護保険課	☎029-232-9177
水戸市 障害福祉課	☎029-232-9173
水戸市保健所 健康づくり課	☎029-243-7311
感染症対策課	☎029-243-7315
水戸市 国保年金課後期高齢者医療係	☎029-232-9528
水戸市 社会福祉協議会	☎029-309-5001
水戸市 シルバー人材センター	☎029-303-7272

